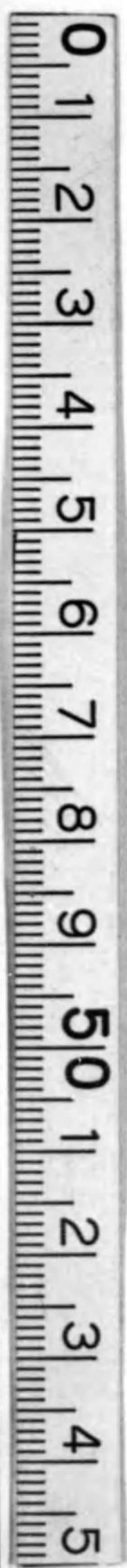


289-Y19-4ウ



1200500732616



始



612



山田長政

村上直次郎著



朝日新選書 2



山田長政



931
230

第一部 暹羅に於ける山田長政……………(一)

村上直次郎編

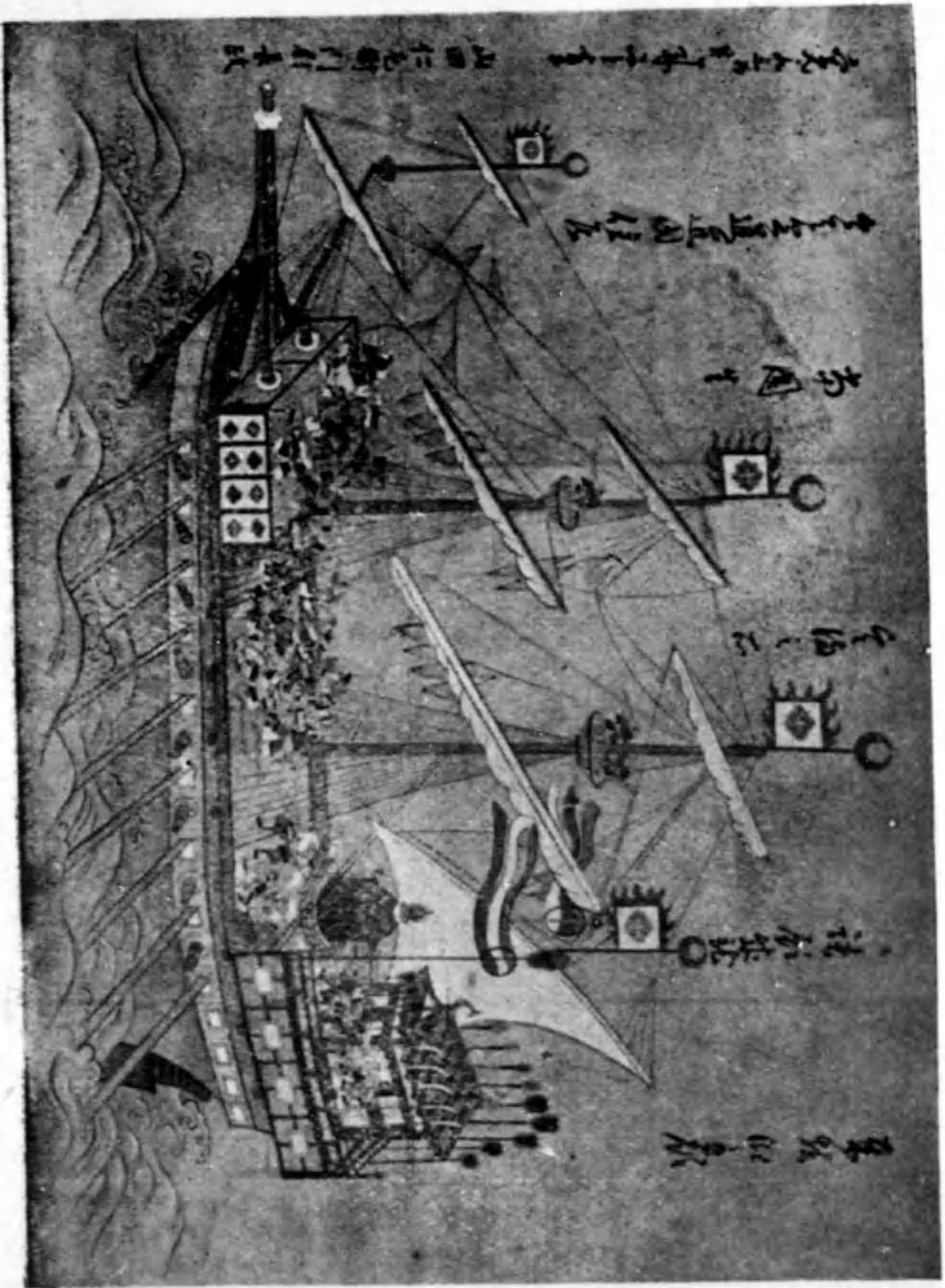
附録 オランダ文書……………(七一)

第二部 暹羅革命史話……………(九一)

エレミヤ・フア著

村上直次郎譯

人名地名等の假名書・和蘭綴對照表……………(一一三)



長政の軍船

第一部 暹羅に於ける山田長政

村上直次郎編

例言

一 本書は新に得たオランダ史料に依つて、我が所傳の誤を正し、足らざるを補つて、暹羅國ブラ・インタラツィヤ大王の恩遇に感激して、死に至るまで正統の擁護に力を致した山田長政の傳記編纂を試みたものである。

一 参考史料の主要なるものは、通航一覽暹羅國部所載の記録、本光國師日記、海表叢書の暹羅國山田氏興亡記と暹羅國風土軍記、オランダ國立文書館所藏東印度會社の平戸商館及び暹都アユチャ商館の往復文書と蘭領印度總督府文書並にファン・フリート著暹羅革命史話である。

一 當時の暹羅貿易市場に於ては、在留日本人の勢力が甚だ盛であつたためであらうか、

ファン・フリートの長政始め日本人に関する記事中には、悪意の認められるものが少くない。読者はこの點を心に留めて置かれない。

一 本書に出る暹羅の人名・地名・官職名等の假名書は専らオランダ綴りの發音に従ひ、少しく暹羅語の發音を參酌したものである。

一 オランダ文書は翻譯して本書第一部の附録とし、ファン・フリート著暹羅革命史話の譯文は第二部に收めた。

昭和十六年十二月日泰攻守同盟條約調印の日

目次

第一部 暹羅に於ける山田長政

| | |
|-----------------|----|
| 序説 | 1 |
| 一 渡邉前の山田長政 | 10 |
| 二 日本と暹羅との交通 | 14 |
| 三 山田長政の渡邉 | 19 |
| 四 長政暹都在留民の團長となる | 23 |
| 五 長政の外國貿易 | 27 |
| 六 王位繼承の爭議 | 31 |
| 七 新王の即位と日本遣使 | 36 |
| 八 シー・シン親王の叛 | 42 |

| | |
|----|-----------------------------|
| 目次 | |
| 九 | オーヤ・カラホム王を廢して自立せんと圖る……………五〇 |
| 一〇 | 長政リゴール王に封ぜらる……………五七 |
| 一一 | オーヤ・カラホム王位に即く……………六三 |
| 一二 | 長政の嗣子オコン・セーナビモク……………六七 |
| 附録 | オランダ文書……………七一 |

序 説



山田長政が暹羅に渡り、國王の信任を受けて顯要の地位に就いた事蹟は、當時暹羅の都アユチャの日本町に在留した智原五郎八といふ人が、自分の見聞した所を、歸朝後に長崎に入港した暹羅船の乗組員より聞いた所と合せて、書留めて置いたものを本として作られたといふ。暹羅國山田氏興亡記、暹羅國風土軍記等に詳述してあるが、寛永鎖國前我が海外發展の最も盛んであつた時代としても、驚異に値し、果してそのまゝ受け入るべきものであるか疑なきを得なかつた。

此の傳説が信すべきものであるか否かは、暹羅は勿論、同國と關係のあつた諸國の當時の記録と對比研究して、始めて明かになるのであるが、最初にこの研究に手を染めたのは、維新の頃英國公使館の通譯官として我が國に在勤し、後に本邦駐劄公使となつたサー・アーネスト・サトード、研究の結果は、第十七世紀に於ける日暹兩國の交渉に付いてとい

暹羅に於ける山田長政

論文となつて、明治十七年十一月の日本亞細亞協會例會で發表されたのである。同氏は暹羅にも在勤したことがあつたため、日暹兩國の信據すべき史料を用ふることが出来た上、當時暹羅にゐたオランダ、イギリス兩東印度會社員の記述したものに就いて研究を遂げたのであるが、これに依つて從來長政について傳へられた所に、信すべきものゝ多いことが分つた。それでその後英國人の著述に係る暹羅の歴史にも、長政の事が現はれるに至つた。併し長政の事蹟は未だ十分明かになるに至らなかつた。

オランダ東印度會社が、創立の直後派遣した商船隊の司令官ワイブラント・ファン・ワールワイクが、一六〇四年（慶長九年）パタニに着いて、使者を暹羅に遣はして交渉を行つた結果、一六〇八年（慶長十三年）に至つて首都アユチャに商館を置いて通商を開始したのであるが、その翌年には我が國とも貿易を開くこととなり、オランダ商船の暹羅經由平戸に来るものも多かつた故、東印度會社の文書には長政に関する記事がある筈であると考へてゐた編者は、昭和三年春臺北帝國大學教授に任ぜられ、南洋史學の講座を擔任することとなり、赴任前研究のため渡歐した際、暫くオランダ國ハーグ市に留つて國立文書館

所藏の東印度會社文書を調査した處、果然バタビヤ總督府及び平戸のオランダ商館の文書中に、長政に関する記事を掲げたものゝ少くないことを發見した。右文書の關係記事は、拔萃して附録に載せてあるが、内十三通は平戸商館長コルネリス・ファン・ニウローデの發した書翰で、同人は一六一七年十二月（元和三年十一月）より一六二一年八月（元和七年七月）までアユチャのオランダ商館長を勤め、一六二三年十一月（元和九年十月）より一六三二年十二月（寛永九年十一月）まで平戸のオランダ商館長を勤めてゐた故、日暹關係の事に特に關心を有したことは當然であるが、その書翰に依つて長政の事蹟が一層明らかになり、盛に貿易を行つてゐたことも判明したのである。

その後臺北帝國大學の岩生成一教授が、研究のため歐洲巡歴中、ハーグ文書館に於てエレミヤス・ファン・フリートの暹羅革命史話の原稿を發見された。同書は彼がアユチャ商館長在任中に見聞した所を本として一六四〇年即ち寛永十七年に記述したもので、中には誤傳もあらうが、これに依つて暹羅に於ける長政の功績が更に明瞭になつたのである。同書は一六七三年フランス語に抄譯出版され、サトウの研究にもそれを参照したといふこと

であるが、オランダ原文は未だ公刊されてゐない故、岩生教授の承諾を得て全文を邦譯し、本書第二部に載せることとしたのである。

近年三木榮、郡司喜一、岩生成一諸氏の好著が相次いで公にせられ、往時の日暹關係と共に長政の事蹟が大に明かになつたが、本書はオランダ史料を以て我が史料の缺を補ひ、長政の一代を叙して、ブラ・インタラツィヤ王の信頼に感激し、遺託に背かず王家のために盡して死するに至つた彼の忠誠を顯彰せんことを期するのである。

一、渡暹前の山田長政

山田長政は暹羅に渡つて功を立て名を成した人であつて渡暹前の事は殆ど分らない。彼が元和七年來朝の暹羅の使節に託して幕府の老中に呈した書翰に依つて、始めて山田仁左衛門長正の名が知られ、金地院崇傳が右の書翰の文を異國日記に書留めると同時に「大久保治右衛門六尺山田仁左衛門暹羅へ渡り有付、今は暹羅の仕置を仕候由也」略中大炊殿土井大炊助利助

上州本多上野正細「へ文を越」と記して置いたので、長政に沼津城主大久保忠佐の駕籠舁を勤めた經歷のあることだけは明かである。

新世界の發見者コロンブス出生の名譽を争ふ地が、イタリヤ國內に十ヶ所も出たといふことであるが、海外で異常の出世をした長政の生國に付いても争が起つた。暹羅國風土軍記に「仁左衛門は生國は尾張國の者なるが其人となり放蕩にして力量才智ありて賢き者なるが父母の命をも用ゐず、産業を事とせず、所にも住がたくや、駿州などに來りて彼方此方としたり」とあり、又山田仁左衛門紀事には「山田仁左衛門長政は、みづからいふ織田信長の裔孫也、山田は織田の別名也と、本國尾州の人也、流浪して駿府に來り、市人に交り、知己を求めて馬場町の商家に寓居する事十余年、市中の産業を求めず常に大志ありて仕官を好まず、すこぶる仁俠にして兵術を談ずる事をこのむ、市人遊逸の徒なりとて相親き友は諫れ共、いろゝ顔にて従事せず、されども心直實にして才辨ありければ、人多く睦びしたしみ、交りをむすぶ」とあり、尾張で生れて駿河に住んでゐたことのあるものとなつてゐる。静岡市賤機山の淺間神社に奉納された繪馬に、「奉挂御立願、諸願成就、令備之

所、當國生今天竺暹羅國住居、寛永三丙寅年二月吉日、山田仁左衛門尉長政」の文字を認め、甲冑を着けて床几に掛けた大將以下、弓矢鐵砲など持った武者が多数船に乗つてゐる所を描いたものがあつたが、天明八年神社炎上の際焼失したといふことで、その前に作つた寫しといふものが二三現存してゐる。寛永三年には長政は既に暹羅のオブラ・セーナピモクといふ名を貰つて軍職に就いてゐた故、諸願成就の御禮に、同年来朝の使節一行に託して畫額を駿府に送り、淺間神社に奉納したのであつて、當國生と記してある故駿河が確にその生國であらう。駿河志に駿河の國府馬場町に山田仁左衛門長政といふ者があつて父は紺屋仁左衛門といふとあるが、出生地は藁科であるとも言はれる。天竺徳兵衛物語に「天竺に山田仁左衛門と申仁有之、シャム一國の王なり、日本出候御朱印改申候、此仁左衛門元來日本勢州山田の御師の手代の由、江戸廻りに下り、徒成義を致し、御吟味に逢、長崎に欠落し」とある。徳兵衛の渡暹は寛永三年と同七年の二回で、兩度共三年目に歸朝したのであるが、その頃は長政の出世が諸人の驚嘆の的となり、在暹日本人は勿論、長崎平戸等開港場居住者の間でも、盛にその噂がされてゐたであらう故、それを聞いて書留め

たものであらう。御師といふは低い神職で、其の人達に使はれてゐたといふのであるが、後には山田を出生の地と傳へるものも出た。又長崎記には「本博多町の乙名に山田仁左衛門といふもの暹羅國に渡、六甲といふ所を打したがへて、終に其國の主と成つて、再び歸朝せず」とある。長崎に行つたことは徳兵衛物語にも見えてゐて、事實であらうが、諸人に認められて乙名となる程長く居住してゐたとは思はれず、出生地を争ふと同一の心理から縁故の地としたものであらう。

長政の父は果して紺屋であつたか明かでないが、長政が家業に従事せず、遊逸の徒となつたことは、諸書の等しく傳へる所であり、それと同時に彼の材幹を稱揚し、暹羅國風土軍記には「其發明倫を出て、日本の軍法にも通じ、古今の戦をも能覺えて物語し、少々經書も辨へければ、經書軍書と漢の物語」をしたため、暹羅に於て認められて立身したと記してある。駕籠舁でも、武家奉公をしたものには相當武藝の心得のあつたものも珍しからず、安土桃山時代より江戸時代に移る頃の實戦に臨んだものも少くなかつた時代の事で、自然戦陣の談を聞く機會も多かつたであらうから、經書軍書にも通じてゐたといふは過賞

としても、耳學問はあつたであらう。そして俠客と交はり、親分肌で人を扱ふことに熟してゐたことが、渡邇後大に役立つたのであらうと思はれる。

二、日本と暹羅との交通

我が國と暹羅との交通が始めて開けた年代については、記録の據るべきものがないが、ポルトガルは一五二二年アルブケルケがマラッカを攻落占領した直後、使節を入港中の支那船に便乗させて暹羅に派遣し、次いで商船を出し貿易を開いたので、天文年間同國が我が國に通商するに至つた後、我が國人のその商船に便乗し、或は乗組員となつて、暹羅に渡航したのも少からず、従つて我が商船が彼の國に渡航する端緒となつたことが想像されるのである。降つて文祿年間には秀吉より朱印狀を授けられて海外に渡航した商船中、暹羅及び六昆を目的地としたものゝあつたことが傳へられてゐる。六昆即ちリゴール渡航の船の中には、往航或は歸航の途次暹羅に立寄つたものもあつたであらう。我が海外貿易船

で朱印狀を請ひ受けるものは、家康の代になつて従前よりも多くなつたが、當時の記録に依れば暹羅渡航のため朱印狀を授けられたものは卅五艘で年別にすれば左の通りである。

| | | | |
|-------|---|-------|---|
| 慶長九年 | 四 | 慶長十一年 | 四 |
| 慶長十二年 | 四 | 慶長十三年 | 一 |
| 慶長十四年 | 六 | 慶長十五年 | 三 |
| 慶長十六年 | 一 | 慶長十七年 | 二 |
| 慶長十八年 | 三 | 慶長十九年 | 三 |
| 元和元年 | 四 | | |

この外に大泥即ちバタニ渡航船で、慶長九年及び十年に朱印狀を授けられたものが合せて五艘あるが、その中には暹羅に寄航したものもあつたらう。

朱印狀は、幕府が貿易のために渡航する日本船であることを證明する文書であつて、之を所持するものは、目的の港に於ては、當時支那及び南方各地の脅威となつてゐた倭寇の八幡船にあらざることが認められて通商を許され、海上に於ては諸外國船の襲撃を免かれ

た故、暹羅に商船を出すものは、島津陸奥守、加藤肥後守、細川越中守、有馬修理大夫、大村丹後守、龜井武藏守等諸大名を始め、大坂の田邊屋又左衛門、堺の木屋彌三右衛門、博多の大賀九郎右衛門、長崎の荒木惣右衛門、後藤宗印、長谷川權六等富商の外に、三浦安針と稱した英人ウイリヤム・アダムス、耶楊子と稱せられた蘭人ヤン・ヨーステン平戸の蘭商館長ジャックス・スベックス、伴天連トマス、支那人三官・五官等の在留外國人が朱印状の下附を受けたのである。併し朱印状を受けず渡航したものも少くなかつた。

慶長十年平戸の領主松浦法印がパタニに派遣した御朱印船には、五年前に豊後に渡來し、家康の命に依つて浦賀に廻航したが、長途の航海中屢々暴風の難に遭つて大破したため、航海に堪へざるに至つたオランダ船リーフェの船長ヤコブ・クワケルナックと、同船の乗組員の一人メルヒヨール・ファン・サントフォールトが便乗してゐたが、パタニに着いて蘭商館に到着した後、サントフォールトは同地と日本との間を往復して貿易に従事する決心をなして平戸に引返し、慶長十三年再びパタニ行き、歸途暹羅の都アユチャに立寄り、三月十五日（一六〇八年四月二十九日）同地を發して日本に歸つた事、同年十二月二

十九日（一六〇九年二月三日）にアユチャに着き、翌十四年三月十四日（一六〇九年四月十八日）歸航の途に就いた事、同十四年十一月十九日（一六〇九年十二月十五日）アユチャに着き、同地で冬を越すこととした事が、パタニ及び暹羅のオランダ商館の通信に見えるが、異國御朱印帳西洋の部に、松浦法印が慶長十年四月二十六日及び同十二年二月十九日附の朱印状の下付を受けたことが載せてあるので、サントフォールトは慶長十二年にも前と同じく平戸の領主の船に便乗してパタニに渡り、歸航の途中に暹羅に寄つたのであらう。その後の航海は何人の船でしたか明らかでないが、自分の持船でしたとは考へられぬ故、日本船に便乗渡航したのであらう。右はオランダの史料に見える慶長の初年日本船の暹羅渡航の事二三を擧げたのである。

暹羅より我が國に渡來した船に關しては、異國御朱印帳暹羅國の部に、慶長九年八月暹羅居住の日本人與右衛門に朱印状を三通下付したことが載せてあるのが最初である。右朱印状の交付は有馬修理大夫の申入れに依るものと附記してあるので、同人は有馬の領民であつたらうと考へられるが、在留日本人達と共同で日本貿易に従事してゐたのであらう。

家康が慶長十一年九月日本の便船に託して一書を暹羅國王に贈り、奇楠香と鐵砲を求め、又同十三年十月本多上野介に命じて書を暹羅の重臣に贈つて、鐵砲と鹽硝を求めさせ、これに對して暹羅の重臣より返書があり、同十五年七月家康が再び暹羅國王に書を贈り、自今以後貴邦と暹國と毎歲貿易商船の往來あるに於ては、兩國和平、人民豐熟、遠方亦比隣の如く厚盟を修むべきものなりと言つて暹羅の通商を希望した處、慶長十七年に至つて同國の船が始めて長崎に入港し、船使が駿府に上つて同國の産物を献じ、翌十八年には又二艘渡來したことが舊記を引いて通航一覽に載せてある。

併し慶長十四年有馬晴信が幕府の命を受けて探檢隊を臺灣に派遣するに當つて與へた訓令に、「しやむらう、かほうしや其外遠き國々之者共さへ、日本へ御禮を申、毎年商賣之舟往來候處、程ちかきたかさくん國之者共、今迄不通仕候事曲事に被思召候」とある故暹羅及びカンボヂヤの商船或は同地方在留日本人の仕立てた船が、慶長九年に朱印を授けられた與右衛門の船以後にも、引續いて渡來してゐたものではなからうかと考へられる。

三、山田長政の渡暹

前節に述べた通り、我が國人の暹羅渡航は遠く室町時代に始まり、安土桃山時代には商船が往來し、秀吉が朱印狀をこれに授けるに至つたのであるが、當時の商船は一定の季節風を利用して航海する帆船であつたから、港に碇泊してゐる期間が長く、若し何かの事情で當年の季節風期を逸すれば、翌年の季節風期まで碇泊期間を延長することとなるのであつた。従つて乗組員の多數が陸上生活を營む必要が生じ、又船の出帆後には、賣残り商品の販賣及び翌年の輸出貨物の購入に従事する相當人數の滞在が必要となつた。それで暹羅の首都アユチャその他商船出入の要所に在留する日本人の數が次第に増加して、天正年間暹羅のナレスエン王の代には、五百人に達し、次のエーカトサロット王の代文祿の末年には、親衛隊に日本兵が二百八十人加つてゐたことが暹羅の記録に載せてあるといふことである。

長政の暹羅渡航については、前に掲げた天竺徳兵衛物語には、江戸で犯した罪の罰を免かれるため長崎に逃げ、便船に乗つて渡航したとあるが、山田仁左衛門紀事には「元和の頃、巳午之年巳午は三年午午は四年駿府の商家瀧佐右衛門、太田次郎右衛門渡唐したりし時、かの仁左衛門も俱に渡海せん事を望む、されども、日比流浪の身にして産業を事とせず、志尋常ならず、商家の人の用をなす事益なしとてうけがはず、終に渡唐船を發せんとして彼を誘引せず、仁左衛門早く悟り、先立て家を出て、攝州大坂の邊に待向ふ、瀧、太田大坂に至る時、出向て一向同船せんと請ふ、二人止む事を得ずして同伴し、既にして大灣に行き、商賣事終つて歸らんとする時に、仁左衛門、我は此土に止らんといふ、二人はその心に任せ歸朝す、仁左衛門ひとり大灣に止る」とある。

慶長十四年有馬晴信が臺灣に探検隊を出したことは前に述べたが、その主要目的は臺灣の港灣を調査し、適當な港で支那船と出會つて貿易を行ふ途を開くことであつた。當時臺灣の沿岸各地は、野蠻な土人が統一のない大小部落で占據して居り、言語も通じなかつたため、探検隊は彼等を宣撫歸順せしめることに失敗し、戦闘の後少數の捕虜を連れて引揚

げたのであるが、その頃戦亂の本國を去つて我が國に寄寓してゐた支那人中、臺灣に於て對岸から來る商船と貿易を行つてゐたものがあつて、元和の初年には我が商船の平戸長崎より臺灣に渡航して支那人と取引する途が開けたのである。それで商賣のため駿府より臺灣に行くものがあつて、長政が大坂で彼等を待受け、使用人として同行したといふことに不思議はない。そして大坂よりは普通の船で長崎に行き、同港より臺灣行の船に乗つたのであらう。但し「渡唐船を發せんとして」とあるが、駿府の商人達が果して自己の持船で渡臺したのであるか否かは分らない。

我が國より南洋に到る航路は、天文年間日本通商を開始したポルトガル人の開いたもので、我が國の船も同航路に依り、長崎より暹羅に渡るものは、臺灣の西海岸に沿うて航海してゐた故、長政が日支商人の交易地であつた今日の安平港に留つてゐて、暹羅行の船を待合せて便乗渡航したといふことも信ぜられるのである。

前に引用した山田仁左衛門紀事の文には、長政の渡暹が元和三四年となつてゐるが、異國日記の「大久保治右衛門六尺山田仁左衛門暹羅へ渡り」云々の記事は、彼が大久保忠佐

の生前に渡暹して、老中の間にもその噂を忠佐から聞いたものがあつたことを思はせるやうである。忠佐は慶長十八年九月に死去したのである故、その前に渡航し、暹羅在留も相當長くなつて、元和七年には暹羅使節のために老中に書翰を贈る程になつたのであらう。通航一覽には長政は寛永三四年に二十七八歳であつたと記してある。

四、長政暹都在留民の團長となる

日暹の交通が開け、暹羅在留日本人の漸次増加したことについては前に述べたが、我が國民の海外進出は朝鮮の役が終つた後遽に盛になり、關ヶ原の役、大坂落城等の後には兵士として南方諸國に雇用されたものが甚だ多くなつたやうである。暹羅の首都アユチャにも貿易のために留つたものゝ外に同國の傭兵となつたものが多くなり、此等在留民を統率するものが暹羅政府に依り任命されることになつてゐた。長政がアユチャに落着いて年を経ると共に、その材幹が認められて在留邦人の間に重きをなすに至り、又「初の程には商

賣の事にて彼國の官人とも馴染しが、後には官人共とひたすら出合ける、此仁左衛門生得才智ありて、小學問をもしけるに、其發明倫を出て、日本の軍法にも通じ、古今の戦をも能覺えて物語し、少々經書も辨へければ、經書、軍書と漢の物語しける故に、官人共段々と招請し、仁左衛門を尊敬す」と暹羅國風土軍記に記してあるやうな次第で、官憲にも認められた結果、在留民團の長に擧げられた。元和七年來朝の暹羅使節が、江戸に上つて九月一日將軍秀忠に謁した際に呈した暹羅國王の書翰の中に、「歴來貴國商艘繼至、而優郵之、勝我赤子也、常諭該司、溥濟之母、滯難之、愿留者擢首以總之、名坤采耶悖、用導新舊、來販等利便、使向後知所興感矣、敬以詳聞」とある。同國王が日本商船の渡來を喜んで優遇し、貿易事務當局に命じて日本人の通商に便宜を與へさせ、又前より同國に留つてゐる日本人中より頭を選出して、之にコン・チャイヤ・スンといふ官名を與へたといふのである。

將軍秀忠の命に依つて崇傳が起草した返書の案には、「吾邦商士留貴域者、擢首統事之告報、實其身之大幸也」の文字があつたが、將來居留民團長に選ばれたものに不届の儀

などあつた場合に、幕府に煩を及すことを考慮して、之を除いたといふことであるが、この采耶悖が長政であることは、前に掲げた異國日記の記事に「山田仁左衛門暹羅へ渡り有付、今は暹羅の仕置を仕候由也、上様への書にも見えたり、此者の事歟」とあるに依つても知られるのである。

暹羅には我が國の爵位に當るやうな六階があり、漢字では握雅、握浮哪、握鸞、握坤、握閔、握板でこれを表はし、當時のオランダ人は Oja, Opra, Olangh Oekon, Omon, Opan の文字を用ゐてゐた。そして任官したものは、其の名で呼ばず、官名で呼ぶことゝなつてゐた。それで長政もオコン・チャイヤ・スンと稱せられたのである。

オコンといふは、官職の低いものに與へられる爵位であるが、長政の勢力は相當に認められてゐたと見え、元和七年の使節に託し、士井利勝、本多正純の兩人に書を贈つて使節のため斡旋を依頼した。異國日記に掲げてある利勝宛の書状は左の通りで、正純宛のもことれと同様であつたといふことである。

乍恐欽奉言上候、爰元從屋形御上様江、以金札被申上候之條、萬々御前可然様に御取成

奉頼候、爲使者暹仁二人並伊藤久太夫被指遣候之條、乍恐可奉得尊意候、爰元從屋形御上様江御進物、以注文申上候之條、御披露奉頼候、隨而乏少之儀御坐候得共、鮫二本、鹽硝二百斤致進上候、態奉表御祝儀計候、誠惶敬白。

元和七年卯月十一日

山田仁左衛門長正 在判

從暹羅國

進上大炊様

御小姓衆中御披露

この書翰に對しては、崇傳の作つた左の返書を與へたが、其の文は長政が暹羅で相當の地位に進んでゐたことを認めたことを思はせるのである。

音耗披閱、貴國之兩使捧_ニ主書_ニ來朝、并土宜如_ニ件々_ニ到來、奏_ニ上大樹源君_一、兩使拜禮則賜_ニ返翰_ニ歸國、譯士伊久口陳附_レ之、鮫_ニ二本鹽硝貳百斤_一、至_ニ兩臣_ニ惠來、厚意多多、晒布二十四充投_ニ贈之_一、聊補_ニ空書_ニ耳、不宣。

元和七年九月吉辰

土井大炊助利勝 朱印
木多上野介正純 朱印

答 山田仁左衛尉

長政はオコン・チャイヤ・スンとなつて、追々増加する日本居留民の世話をしてみたが、その後一階昇進して、オロアン・チャイヤ・スンとなり、次で更に一階を進められオブラ・セーナビモク・ラシヤ・モンテリーに任ぜられたことは、寛永三年暹羅の執政より土井利勝及び酒井忠世に贈つた書翰に「鸞采野惇、今陞浮哪・司臘毘目・納斜・文低釐」とあるに依つて知られるのである。セーナビモクは軍隊の指揮者の官名で、彼が日本兵を率ゐてカンボヂヤ其他隣國との戦争に臨み、功績を認められたためであらうと考へられる。

五、長政の外國貿易

長政が暹羅に渡つた初め、専ら商業に従事してゐたことは、前に引用した暹羅國風土軍記の記事に依つても察せられるが、その主要な事務は鹿皮、鮫皮、蘇枋木等同國の産物を買集めて、日本船の渡來の時期に備へることであつて、それで政府よりチャイヤ・スンに選任されて、日本商人の取引の便を計るに至つたのであらうと思はれる。その事業が盛になつた頃の事は、平戸のオランダ商館長ニウローデの寛永元年（一六二四年）以降の通信に見える。左に少しく之を述べよう。

寛永元年長政の船が長崎に入港した。その舶載した鮫皮は、品質が優良であつたため、一二等品は百枚三百五十匁乃至三百六十匁に賣れ、オランダ船の輸入した皮の平均二百六十匁と段違ひであつた。又蘇枋木の利益は更に多かつたので、ニウローデは長政の船に積んだ蘇枋木の半分を引受ける契約を結ぶことをバタビヤ總督府に建議し、長政は幕府よ

り朱印状を受けんと努力してゐるが、容易に下付にならぬ故、オランダ東印度會社の船として渡航することを喜んで、契約を承諾するであらうと信じてゐた。長政の船はこの年艫を付け又修繕を加へるため歸航を見合せたが、そのためであらう、翌寛永二年には、大鹿の皮五百枚と鮫皮三百枚とを無賃で、又運賃を定めて蘇枋木五萬斤をアユチャ出帆のオランダ船に積み込んで、日本に送ることを依頼した處、同所のオランダ商館長ファン・デル・エルストは、種々の理由でこれを謝絶することが出来ず引受けた旨をニーウローデに通知してゐる。これは長政の政府に於ける勢力を憚り、又その意に反しては輸出貨物を在留日本人より買取る上に支障を生ずることを懸念したためであらう。同船は寛永三年の夏に至つても暹羅に歸らなかつた故、同年來朝の使節が齎した暹羅の執政より土井利勝に贈る書翰の中に「浮哪・司臘毘目・納斜・文低釐、發舟商販、已經三歲未回、不知何故、望鼎力維持遣歸、均感無涯」と言つて、歸航方斡旋を頼んで來たのに對して、利勝はその返書中に、「先年淹滞之商士、聊非挽留、依交易之事者乎、附此歸帆、刷還、任主之心而已」と答へた。この船が滯泊した理由は明でないが、平戸商館長の書翰に依れば、寛永

三年の冬に至つて出帆、歸國の途に就いたといふことである。

長政の船は寛永四年の夏復長崎に入港し、貿易を了つて同年の冬歸航の途に就いた。翌寛永五年には、イスパニヤ船が二隻暹羅の河口に來て、廣東に行く暹羅船と長崎の高木作右衛門の船を拿捕したので、長政は海上の危険を慮つて船を出さず、オランダ船に頼んで蘇枋木一萬斤を長崎に送り、運賃は平戸商館に納めることとしたが、寛永六年には長政の船が國王の死去と新王の即位を報ずる使節を載せて長崎に渡來した。

長政が寛永元年以降年々その持船を我が國に派遣し、支障のあつた年はオランダ船に託して暹羅の國産を輸入してゐたことは、ニーウローデ着任の翌年以降の平戸商館の往復文書に依つて明になつたのであるが、その前にも船を派遣して居り、元和七年の暹羅使節も彼の船に便乘來朝したのではあるまいかと思ふ。その貿易額については前に掲げたものゝ外に記録はないが、平戸の英國商館がジャンク船シー・アドヴェンチュアを派遣して、元和二年に蘇枋木三十二萬二千斤と鹿皮八千二百枚を、又翌三年には蘇枋木二十五萬斤と鹿皮九千枚を輸入したこと、寛永十八年オランダ商館が蘇枋木三十五萬斤、鹿皮五萬三百

七十枚、鮫皮三萬三千三百四十六枚を長崎に輸入したことを考へ合はせれば、當時暹羅の主要産物を殆ど一手に買集めてゐた長政が、我が國に輸入した額は相當多いものであつたらうと思はれるのである。

ニールローデは寛永二年長政の船がポルトガルの航海士を雇入れることを禁ぜられたことを聞いて、航海が危険となり、オランダ船との競争が不可能となるであらうと喜び、又寛永三年には彼の船が外國船と同じく朱印状を受けずして航海することを許されたと聞いて、従前よりも一層盛に貿易を行ひ、オランダの暹羅貿易は甚しく減少するであらうと悲觀してゐたが、寛永六年に至つて、暹羅のオランダ商館は日本人との競争に負けて、残務整理のため事務員一人を留めて館員を引揚げることゝなつた。

長政はその船を我が國以外にも出して貿易を行つてゐたが、寛永五年（一六二八年）春マラツカに向け航行中の船が、オランダ艦隊に遭つて捕獲され、バタビヤに護送された。總督クーンは同船が長政の所有であることを聞き、彼が暹羅國王の信頼尊敬してゐる人であることを承知してゐた故、參與會に諮つて、これを解放し、オランダの敵であるポルト

ガルの領土に食糧その他を供給することを止め、貿易のためバタビヤに来ることを勧めた上、船載貨物販賣の便利を計つて遣つた。長政はクーン總督の好意に報い、翌年總督宛の書翰を携へた船をバタビヤに遣はした處、クーンは同船に積んだ米を買上げ、左の返書を送つた。長政が暹羅政界に於て大なる勢力を有してゐたことが、之に依つても察せられるのである。

ネーデルラント領印度總督ヤン・ピーテルスゾーン・クーン、暹羅在留日本人のオブラに敬意を表す。

閣下の書翰と贈物は船長シミーより受領して欣快に感じた。之に對し、又我等并に暹羅在留の同郷人に親切を盡し、萬事に付幹旋せんとの御申出に對して、衷心より感謝する。閣下が我等に對して此の如き好意を持続し、その地に在る我が商館員と親密に交はり、彼等に一切の援助を與へ、好意を示されんことを願ふ。我等も亦日本國民と、閣下が當地に派遣さるゝ諸人とを好遇するであらう。閣下の船の長及び乗組員にも亦その通りにしたことは、彼等が證言するであらう。彼等が船載した米は買上げて速に處分し、

輸出入の税金は悉く免除した。若しこのジャンク船が二ヶ月早く當地に着いたらば、その米は遙に高く賣れたであらう。閣下若し次の季節風期に米、油その他食料品を當地に送る意があれば、船は早く出帆するが宜しく、我等は好意と援助とを惜しまぬであらう。我等の友情と好意を表するため、閣下の許に萬力一臺を送る。我等の感謝の印として之を受納されんことを請ふ。

一六二九年五月二十八日（寛永六年四月六日）パタビヤ城に於て。

右に引用したオランダ文書には、長政を日本人のオブラと呼んで、その名は出してない。又ファン・フリートの暹羅革命史話には、彼は始終オーヤ・セーナビモクと呼ばれてゐる。長政はオコン・チャイヤ・スンとなつた後は、暹羅の慣例に従つて實名でなく官爵名で呼ばれることとなり、オランダ文書に始めて彼の事が見える寛永元年（一六二四年）には、既にオブラ・セーナビモクとなつてゐた故、日本人のオブラと呼ばれ、寛永五年頃にはオーヤ・セーナビモクに昇進したのであらうと思はれるが、暹羅以外では依然オブラで通つてゐたのである。これまでこのオブラは首領といふ意味で用ゐられたやうに考へら

れてゐたが、天竺徳兵衛物語に長政の稱「オンフウは位にて左大臣の格なり」とある。在留民の間でも爵位と意識してゐたのであらう。

六、王位繼承の爭議

長政渡暹の頃は、暹羅國第二十二代ブラ・インタラツィヤ、通常ソクタムと稱へられた王の治世で、國內は善く治まり、王は叡明寛仁常に庶民の福祉を計つたので、公正なる大王と崇められてゐた。但し従來屬領であつたカンボヂヤは、新王が位に即いた後叛いて貢を納めなかつた故、暹王は海陸の大軍を出してこれを討つたが、自ら率ゐた陸軍部隊が大敗して空しく引揚げ、終に同國を失ふに至つた。元和九年來朝の暹羅使節が齎した國書を以て、カンボヂヤ在留の日本人が同國王の軍に加はることがあれば、戦闘の際死傷を出して、日暹の國交に累を及ぼす惧がある故、その渡航參戰を禁止せんことを請うたのに対し、秀忠が私利を逐うて戰爭に参加する在留民が、誅罰を加へられることがあつても、少

しも意に介せぬ旨を答へたのは、この際の事であつたらう。長政は當時専らアユチャ在留日本人及び渡來の商賈の世話に當つてゐたので、この戦争には從軍しなかつたであらう。

ソクタム王は豫て兄弟相繼ぐ暹羅の舊慣に従はず、位をその子に譲る意があつて、一般に期待してゐた王弟シー・シンを繼嗣と定めなかつたが、同國の卯歳十一月即ち寛永五年九月王は遽に病に罹り、自ら病の篤きを覺つて、速に王子繼承の議を決せんと欲し、大官を宮中に召して個別にこれに關する意見を諮ねることを、宮内大臣オーヤ・シー・ウオラウオンに命じた。

オーヤ・シー・ウオラウオンは、今より述べんとする暹羅の革命に最も深い關係があるので、その家系と經歷を略敘すれば、彼の父はソクタム王の母后の兄であつて、彼は幼少の頃より大王の小姓となり、身が修まらず民間無賴の徒に交はつて悪事を行ひ、大王の怒に觸れたことも度々であつたが、十六歳の時には小姓頭となり、ブラモン・シー・サラバの稱を授けられた。暹羅に於ては、古來稻の王と稱へられる人が、國王に代はつて田より悪魔を祓ひ、米の豐作を祈る儀式を行ふことになつてゐたが、ブラモン・シーは十八歳の

時、その弟と共に奴隸を率ゐて儀式中の稻の王の一行を襲ひ、護衛の士數人に負傷せしめた。大王は稻の王の訴を聞いて大に怒り、ブラモン・シーを召喚したが、彼は寺院に匿れてゐたので、その父を獄に投じ、彼が出頭せぬ時は之を死刑に處すると脅した。そして彼が出頭した時、自ら手を下して其の兩脚に數ヶ所の傷を附けた上獄に投じたが、五ヶ月の後故ナレスエン王の老妃の請に依つて彼を釋放した。然るにブラモン・シーは己の非を思はず、却て大王を恨み、徒黨を組んで密に大王の愛する兄弟二人を殺さんと謀つてゐる事が露顯し、大王は彼を面前に曳かせ、日本刀を抜いて之を斬らんとしたが、切先が梁に當つて果さず、彼の肩及び背の數ヶ所に傷を附けて獄に投じた。その後大王がカンボヂヤ征討の軍を出すに及んで、ブラモン・シーは海路敵國に向ふ軍隊の司令官を介して罪を謝し從軍を願出たので、大王は心を動かされて之を許した。この軍は殆ど爲す所なく空しく歸還したが、大王は再び彼を宮内官とし、ソクバン・モーンの稱を與へて寵用した。彼は王弟の侍妾を誘惑したため死刑の宣告を受け、特に刑を減せられて重禁錮に處せられ、三年の後大王の母后とその兄に當る彼の父の懇請に依つて釋放された。彼は爾來その行を謹し

み、善く大王に仕へて信任を受け、宮内大臣となるに至つたのである。

オーヤ・シー・ウオラウオンは、その経歴が右の通りであつた故、心に深く期する所があつての事と思はれるが、大王の命を受け大官達の意見を問ふに當つて、一部の人達を説いて、王の長子は既に十五歳に達し、十分任に堪へる故、太子に立てるべきであると言はしめたが、他の人達は多くその考を述べず、中には王長子と王弟との中何れでも、大王が適任と認められる方を太子と定めらるれば、彼等は忠誠を誓ふであらうと答へたものもあつた。併し大官中最も身分が高く、富み且權勢のあつた象隊の大將オーヤ・カラホム、騎兵隊の大將オブラ・タイナム、元タナツセリの知事オロアン・タム・トライロク等は、舊慣に従つて王弟シー・シンを繼嗣と定むべきであると強硬に主張した。大王はオーヤ・カラホム等王弟を擁立せんと欲するものあることを聞いて、萬一の變に備へるため、オーヤ・セーナビモクに昇進してゐた山田長政の率ゐる日本兵を王宮の内外に配置した上、四千の兵を密に王宮に入れ、更に春季行軍を名として、一萬の兵を市外に駐屯せしめた。大王辰歲一月二十二日（寛永五年十一月十七日）死したが、臨終に及んで、オーヤ・セー

ナビモクと協力して王長子を位に即かせ、これを輔佐して國を治めることをオーヤ・シー・ウオラウオンに命じた。

大王が病に罹つて以來、特許を得たものゝ外は病床に近づくことを許されず、王の命令は悉くオーヤ・シー・ウオラウオンを通じて傳へられてゐた故、大官達は大王の病が篤くなつたことを知らず、宮内大臣の発表を信じて漸次快方に向はれ、王位繼承の事は追つて再議に附せられることゝ考へてゐた。そこでオーヤ・シー・ウオラウオンが大官一同を宮中に招いて、大王の死を發表し、遺命に依り王長子が跡を繼がれる旨を傳へた時には、皆愕然として驚いたが、王子は直に導かれて玉座に着いて一同の敬禮を受けた。

オーヤ・シー・ウオラウオンは右の如くして大王の遺命を果したが、後の患を除くため、王弟を擁立せんとしたもの及び繼承に付いて態度を鮮明にしなかつたものを悉く捕へて獄に投じ、オーヤ・カラホム、オブラ・タイナム、オロアン・タム・トライロクの三人は主謀者として、宮門外に於て斷頭梟首の刑に處した。この外にも死刑に處せられんとしたものがあつたが、オブラ・チューラとオブラ・シルシー・アンクラットは、長政が身を

以てこれを護り、人を遣はして請うて赦免を得、又僧侶の請に依つて赦され、或は新王の戴冠式の際特赦を被り、爵位官職を剝がれて追放されたものもあり、反對黨は一時全く影を潜めた。

七、新王の即位と日本遣使

新王の即位後、日を定めて戴冠式を挙げ、ブラ・オンチット・タルラツイヤの尊號を奉り、大官一同式に列して忠誠を誓ひ、オーヤ・シー・ウオラウオンは先王の遺言に依り攝政となつて王を輔佐することゝなつた。而して王は先づ大赦を行ひ、先王の代より獄に繋がれてゐたものを釋放し、追放されたものゝ歸還を許し、オーヤ・シー・ウオラウオンをオーヤ・カラホムに任じて、前カラホムの財産を彼に與へ、その弟を擧用してオーヤ・シ・ウオラウオンとし、又刑に處せられた大官達の財産を寵臣の間に頒つた。

ソントム王が王位繼承の事に付長政を頼みとしたことは、ファン・フリートの記述に依

つて前に述べたが、暹羅國風土軍記には、大王の決意が長政の進言に基づいたことを次の通り記してある。

或時國王仁左衛門に語て云、予汝が説く所を以て日本並中華の法を聞に、世界皆世を子に譲る、只堯舜のみ徳に譲る、徳ある人は希なり、子に譲るの道尤もなり、我國法は古より父の子あらんほどは弟に代を譲り、父の子絶て子に譲る故、嫡流と云事なく、正統を失ふなり、よつて、我より法を改て子に譲るべし、我に弟只一人あり、しかも若年なり、此時法を改て子に譲るを以て國法となさんとて、舍弟をば菩提所久留園精舎といふ寺へ遣し、弟子とし、則分國へ觸て此後家を子に譲るを以て法と定けり。

この敘述には多少の修飾があるとしても、長政が王子嗣立の議に預つたことは疑なく、それがため長政は大王の遺託に背かず、死に至るまで王家を護つたのである。

新王は即位を報ずる使節を我が國に派遣することゝし、例に依つて長政が出した商船に便乗渡航させた。使節は寛永六年五月三十日長崎に着き、同年九月十三日江戸に着いて、同十七年將軍家光并に前將軍秀忠に謁して國王の書翰と進物を呈した。國王の書翰には、

「嘗聞、古之立國者、以修仁爲本、欲圖致治、必交鄰爲先、是故先君遠交惟念、幸哉通和沐澤貴國舊矣、今也新嗣國祚、禮宜重修尋盟、務在情意敦篤、交孚倍勝舊日、相二期永久不渝、幸莫大焉、貴國通商視猶親子民、諭令諸司、百凡節省、平易交易、周旋蛋歸」と言つて、新に位に即いて國交の更に親密ならんことを望む意を述べ、我が國の商人の彼の地に赴くものを好遇し、貿易の便宜を計ることを約し、同國の執政より酒井忠世に贈つた書翰には「職奉我國王令旨云、先父王於戊辰年十一月内升遐、今新嗣國祚、詢知先王在日、與日本國通和、雅意及諸藩鎮、發舟貿易、互通音問、情同二國、今也嗣祚之初、禮宜重修通好之誼、務在情意敦篤交孚倍勝舊日、雖滄溟遙隔、然商艘源源往來、絡繹音問、奚異承顏接辭哉、命職修書、遠意相二期永久不渝、咸結膠漆之堅、誠天緣之嘉會也、願舟艘往來無間、彼此周旋平易、依汎蛋歸、均爲二兩利。」と記して先王の死を報じ、新王即位の始めに當つて交誼舊に倍し、通商益盛ならんことを望む旨を傳へた。茲に一言すべきは兩書共日附が歲己巳孟夏望日となつてゐること、フアン・フリートは先王の死を大蛇の歲一月二十二日即ち一六二八年十二月十二日と

して居り、同日は我が寛永五年戊辰十一月十七日に相當することを思へば、執政の書中に先王の死を戊辰十一月内としてゐるは、日本曆に換算したものであつて、書翰は譯文である故日附も亦日本風に改めたものであらう。後に掲げる長政の書翰の己三月三日も亦同様であらうと考へるのである。

暹王の書翰に對する將軍家光の書翰に「親仁善鄰者古之立國爲政之道也、貴國於吾邦求交義、乖之則非道、自先王通交已舊矣、彌倍舊日、商舶互憧憧而往來、聊不可有疎闊、莫訝、吾邦風化、三使所歷覽也」と言ひ、酒井忠世が土井利勝と連名で暹羅國執政に答へた書中には、「茲閱私書、承貴國王之命、抑去歲戊辰冬之仲、先王升遐、不堪驚愕、遠方赴音、年已越、日已過、闕弔禮者、似慢非慢、新嗣君順先王之嘉政、與吾邦通交倍舊日、而商舶往來頻繁之所求、吾國主所被領領也」と述べて弔意を表し、兩國の關係の一層親密ならんことを望んだ。

この使節派遣については、長政は持船に便乗渡航の便を計つたのみならず、書翰を老中に贈つて使節のため斡旋を請うた。酒井忠世に宛てた書翰を左に掲げる。

御書謹而頂戴仕候、去年奉捧少分の處、被達上聞之通、無冥加仕合、忝奉存候、殊從貴
公様御皮袴五下被仰付、忝拜領仕候、抑此國之國主、舊冬不慮遠行被申付而、從當新王
爲御次目、以金札御禮被申上候、則爲使者おろわん・さこんてつふ一人、おこん・わつ
けひい一人、おこん・よこはつ一人、通事一人二五衛門尉と申者、從拙者船着渡被申候、
御前可然様に御披露被爲成可被下候、然は拙夫舟去夏着渡可申上處、南蠻之海賊妨通路、
馳相不罷成、御請遅々仕儀に御坐候、則如例年舟渡海之儀奉頼存候、此上愈以御影御朱
印頂戴仕度念願御坐候、寔□□之外聞御坐候條、偏奉頼存候、雖近來憚多御坐候、兩上
様へ奉捧少分候、可然様に被思召候者、達上聞可被下候、聊輕微之至御坐候得共、紅ち
りめん拾端并花毛氈二枚奉進上候、奉表御祝儀斗御坐候、尙此等の趣、宜預御披露候。
恐惶謹言。

己三月三日

山田仁左衛門尉長正

關主稅助殿

御披露

右の文中に南蠻之海賊妨通路とあるは、一六二八年五月即ち寛永五年四月の中旬、マニ
ラよりマカオに渡るポルトガル船を護送したイスパニヤのガレオン船二隻か、暹羅に渡航
するオランダ船を襲撃するためメナン河口にゐた間に、廣東に渡航する暹羅國王の船と日
本の商船一艘とを捕獲焼沈したため、長政がその船の日本渡航を中止したことを言ふので
あつて、長政は焼沈された日本船の船頭と協議した上、同船乗組員三人をオランダ船に便
乗して長崎に渡らせ、この事件を奉行所に訴出て、長崎のポルトガル商館に損害を賠償さ
せる計畫を立て、便乗の事をアユチャのオランダ商館長に頼んだ處、これは平戸のオラン
ダ商館に取つて不利でない事と考へて承諾したことが、一六二八年七月八日附アユチャ商
館長より平戸商館長に贈つた書翰に載せてある。長政はその際蘇枋木一萬斤の輸送をも依
頼したといふことであるが、前掲書翰に見える献上品并に老中への進物も亦同船便乗の日
本船員に託したものであらう。この歳土井利勝にも書翰と進物を贈つたが、文言は右に掲
げたものと略同じであつたといふことである。左に忠世の返書を掲げるが、老中より書翰
に添へて進物を贈つたことは、長政の暹羅に於ける地位を認められた證據である。

貴墨披閱、貴國之先君逝去之告報、悲惜不_レ淺、新國主爲_三續目_一、上使捧_三金札_二渡海、方物共以奏_三大樹源君_一、肅禮多幸、迺整_三得答書_一、附_三與三使_一、且又自分之音具献上、所_レ被_三收納_一也、微臣亦兩種惠來、如_三紙面_一領_レ之、厚意多多、從_レ是晒白布貳拾足返贈、聊表_三寸忱_一者也、商船往來、互不_レ可有_三疎志_一、餘屬_三三使之三寸_一、不_レ悉。

寛永六己巳十月三日

酒井雅樂頭忠世 在判

山田仁左衛門殿

右の文中に自分之音具とあるは、長政の兩將軍に献じた物であることは言ふまでもない。
使節は十月二日暇乞の謁見を終つて歸國の途に就いたが、歸航は長政の船に頼らなかつたと見え、附録に掲げたオランダ文書(第十一號註一)に、一六三〇年二月二十五日即ち寛永七年一月十四日、使節を乗せたオーヤ・ツインの船が、福田港に碇泊して歸國の順風を待つてゐたことが見える。

八、シー・シン親王の叛

これより先オーヤ・シー・ウオラウオンは、オーヤ・カラホム等有力な大官達が、王弟シー・シン親王を擁立せんとすることを知つて、親王を宮中に招き、大王の死する前に殺さんと計つたが、親王は大王が彼に位を繼がしめる意のないことを覺つて、生命保全の策として寺院に入り僧となつてゐた故、カラホムの母が僧を殺す罪の甚だ深いことを説いて諫めたので中止した。新王は即位後屢々親王を招いたが參内を拒んだので、その異圖あることを疑つて、攝政カラホムはオーヤ・セーナピモクと謀つて、大官達が新王と攝政の政治を喜ばず、黨を結んで、彼等を逐ひ、親王を奉じて國王とせんとしてゐる旨を告げ、僧侶の黄衣を脱し、親王の盛装をして王宮に參入するやう勧めさせた。そして親王がこの言を信じて宮門内に入るや直に捕へ、顧問會議は死刑の宣告を下した。併し何人もその血を流すことを好まず、ペプリに護送して地下に掘つた窟に入れ、食物を遞減して死に至るこ

と、した。

親王が地下牢に投ぜられた後、その血族の一人オロアン・マンコンは、その弟と共に奴隸を率ゐて密にペブリに赴き、同地の僧侶と親王救出の方法を協議し、夜間地下に坑道を掘つて、窟牢に到ることゝした。オロアン・マンコンは親王救出に心急ぐまゝ、一夜單身穴を掘り進んでゐたところ、親王が死期の迫るを感じて、一杯の水が欲しいと歎いてゐた聲を聞き、親王のなほ生存して居り、窟までの間隔の僅少であることを知つて狂喜し、僧侶の所に駆けつけてこの事を報告し、力を合せて坑道を掘つて親王を救出し、絞殺した奴隸の死體に親王の服を着せて遣し置いた。毎日三回巡廻して監視してゐた番人は、翌朝窟牢に来て死體を発見し、親王が死亡したものと考へ、體に觸れることもせず、直に窟を埋め、アユチャに還つてこの事を報告した。

新王はこの報を聞いて、オーヤ・カラホムと共に、禍の根を絶つたことを喜んだ。一方シー・シン親王は僧侶の許で静養して速に健康を回復したが、新王が悪政を行つて貴族及び庶民の信望を失ふを待つて、兵を擧げんことを期した。然るに僧侶は親王の回復を喜び

黄衣を脱して武装したのも少からず、曩に残酷なる刑に處せられた親王が、奇蹟的に生存脱出したことを貴紳に傳へたので、豫て親王に心を寄せ、その不幸に同情してゐた、身分高く有力な人達が多數ペブリに集つた。オロアン・マンコンはこれを見て大に喜び、各地を巡歴して兵を募つた處、その數が忽ち二萬に達した。そこで親王は戴冠して暹羅王と僭稱し、與黨の重立つたものに官職を授け、オロアン・マンコンは總指揮官となつて附近各地を討つて之を従へた。

親王擧兵の報がアユチャに達するや、王は直にオーヤ・カバインに命じ、約二萬の兵を率ゐてペブリに赴かしめたが、叛軍が善く戦つたので、援兵の派遣を急請した。この時日本兵七、八百を率ゐてカバインの軍に加はつてゐた長政が、味方の難戦を見て、奇計を用ゐてオロアン・マンコン麾下の兵を破つたので、オーヤ・カバインの軍は新着の援軍と共に總攻撃に出で、激戦の後敵軍を敗走せしめ大勝利を収めた。親王は少數の近侍に護られてリゴールに遁れんとしたが、途中で捕へられてアユチャに護送された。そしてアユチャに着いて再び死刑の宣告を受けたが、特に請うて王の前に出で、己は當然王位を繼ぐべき

ものであるが、不幸敗殘の身となつて刑に處せられることは、神慮に依るものと思ひ、少しも厭はず、若し己の死に依つて陛下の地位が安固となり、國が治まれば喜んで死に就くであらう。唯惧れる所は災が陛下の身にも及ばんことである。陛下若し來らんとする不幸を免がれんと欲せば、オーヤ・カラホムを信任すること勿れ。彼は年少の時より悪事を働き不信の行爲をなし、陛下の父なる王はそのため屢々彼を罰したのである。彼は密に謀つて陛下の頭より王冠を奪ひ、又生命をも奪ひ、吾が兄である陛下の父の家を滅し、自ら王となつて國を治めるであらうと述べ、國王たるものは己の行を謹しみ、正義を守り、徳を磨くべきであると、眞實の叔父として諄々説いたが、王は少しも顧慮する所がなかつた。親王はワット・ブラミンコ・ブラヤ寺墓地に曳かれ、赤き布の上に坐し、白檀の棍棒を以て胸部を打撲され、二十六歳を一期として悲惨な終焉を遂げた。その遺骸は布及び棒と共に穴に投ぜられ腐敗するに至つた。この處刑の方法は暹羅の慣例に従つたものである。

親王の與黨の重立つたものは、死刑に處せられ、或は財産を沒收されて賤奴となつた。オロアン・マンコンは脱走してアユチャに赴き、夜中オーヤ・カラホムの邸に潜入して彼を殺さんと計つたが、彼が參内して邸にゐなかつたためその目的を達しなかつた。そこで妻子と共に邊境の僻地に潜伏してゐた處、その隠所が発見され、狩獵に出てゐた留守中に妻子が捕へられたので、自ら名乗り出てアユチャに送られた。王は豫て彼の膂力があり魔術に通じてゐることを傳聞してゐた故、オーヤ・カラホムを遣はして王に仕へるやう諭させたが、彼は之に應ぜず、新王が法に背いて位に即き、オーヤ・カラホムと謀つて親王を殺した上、繁榮せる國を滅し、一般の平和を破らんとすることを詰責した。そこで王は死刑の宣告を下した。オロアン・マンコンは刑場に曳かれ、刑吏は劍を以つて彼を斬らんとしたが、鐵床を打つが如き音を發して刃が毀れ、體には少しも傷が附かなかつた。オロアン・マンコンは不死身であることを示した後、縛せられてゐた繩を斷つてその力を見せ、水を求め呪文を唱へてこれを祝し、右手の食指をその水に浸して左肋の短い骨の上に印を附け、其所を斬れと言つたが、一撃で命を斷つに至らず、更にクリス刀を以て心臟を突かしめて始めて死し、オーヤ・カラホムは親王のために讐を報せんとするものゝ絶えたことを喜んだ。

九、オーヤ・カラホム王を廢して自立せんと圖る

右に述べた如く親王とその黨の有力者が皆處分された後、王は位を争ふものを全滅させたと考へて心驕り、政治は攝政に一任し、己は逸樂を貪り、大官に對しては倨傲、庶民に對しては峻嚴であつたため、人心は漸く離反した。オーヤ・カラホムは豫て王位を覬覦してゐた故、諸人の敬愛したシー・シン親王を排して年少の王子擁立に力を盡したが、王が政治を厭ふを見ても敢て諫めざるのみならず、國事を忘れて遊興に耽けるやう佞臣達に誘惑させた。そして大官達と會する毎に、王の放縱にして思慮なく、残忍暴虐なことを歎き、己は血族である上先王の遺託を受けた故、職責を果さんとして全力を盡してゐるが、任の重きに堪へられぬと語つた。而して諸大官と親しく交はり、常に恩惠を施して人心收攬に努めた。併しその一方には又富貴にして名望があり、他日己の野心達成を妨げる懸念あるものは、王に讒訴して死刑に處し、又は官位を褫奪し、財産は沒收して昵近者に頒つ

た。それで榮達を望み一身の安全を計らんとするものは、彼の門に出入し、物を贈つて歡心を得ることに努めた。

暹羅に於ては王位を繼ぐべき正系の絶えた時、選ばれて王となつたものは、盛大な儀式を擧げて父母の遺骨を焼くことを特權と認めてゐたが、オーヤ・カラホムはその末弟が死亡した際、亡父の遺骨を共に焼いたので、大官中官位の最も高いもの達が、多數の僧侶と共に三日の間彼の邸に赴いて式に參列し、宮中に出ることを怠つた。王は正廳に出ることが稀だつたので少しも知らなかつたが、母后は豫てオーヤ・カラホムの專横を憤つてゐたので、この事を王に告げ、カラホムが常に王を輕んずることを指摘した、王は母后の言を聞いて大に怒り、第三日に正廳に臨み、大官の中その席に着いてゐないものゝ多いことを見て、何故であるかと問うた處、オーヤ・バルケランがカラホム家の葬儀に列するためであると答へたので、王は激怒してカラホムが王者の例に倣つた慢心と大官達の國王に對する義務を忘れた怠慢を罵り、嚴罰に處すべきであると言つて座を立つた。

バルケランはオーヤ・カラホムの親友であつたから、密に王宮を出てカラホムの邸に赴

き、國王激怒の狀を語つた處、カラホムは大官達に對し王の怒が己の一身に止れば、死は少しも恐れぬが、累が諸大官に及ばんことを虞れるのみならず、一同の死した後、年少にして思慮なき王が賢明なる顧問達を失つたため、内亂と外侮に依り國が危殆に瀕する懸念があると言つて大に歎息した。諸人は彼の述懐を聞いて心を動かされ、生命を全うする爲め反抗する決心をなし、互に血を啜つて誓約した後、各家に歸り武装を整へて所定の宮門外に參集することゝした。

オーヤ・カラホムは象二百頭奴隸二千人を有するオーヤ・カバインを敵とすることの不利を思ひ、弟シー・ウオラウォンと共にカバインの邸を訪ひ、王が彼等并にその家の葬儀に列した大官達を殺さんとするのを告げ、自己の命を惜しむにあらず、多數の大官を救ふため抵抗の決意をなした旨を語り、彼等を憐んで子として庇護せば、彼を奉じて王となし、協力して國を滅亡より救ふであらうと述べた處、カバインは大に喜んでこれを諾し、家人并に奴隸を率ゐ、カラホムは部下の象隊及び騎兵隊を率ゐて宮門外の集合所に赴いた。

王 この間オーヤ・バルケランは再び參内して、カラホム等のために宥免を請ひ、王に油斷させんと力め、宮門外の騒然たるに及んで、何事であるか見極めるためと稱して退出し、宮門を開いてカラホム等を引入れた。王は彼等の迫るを見て侍臣及び親衛兵を指揮して奮闘したが、優勢の敵を防ぎ得ず、天明に至つて單身王宮を脱れ出で、象に乗つて河を渡り、フンブリー・メカム・ヨング寺に入つて僧侶に匿まはれた。

オーヤ・カバインはカラホムの誓約を信じ、王が既に宮中に在らざるを知つて、王の衣冠を着けて玉座に着き、大官一同を招いて忠誠の誓を致させんことをオーヤ・カラホムに求めた。カラホムはその誓約があるので大に窮したが、王の生死が判明するまで待つやう、言葉を盡して諫め、辛うじてカバインに思止らせた。そして王の行衛を探索してこれを探へ、顧問會議の審理に附した處、王宮を捨て、逃亡したるに依り統治權を喪失したものと判定して、死刑の宣告を下した。カラホムはこの判決に對して反對の意を表し、多數の決議である故止むを得ず同意する風を装うたが、王は宣告を受けて、カラホムが父王を毒殺し、叔父の親王を死刑に處しても厭足らず、更に自分を殺さんとする惡逆無道を詰責

し、神々が必ずその頭に報を下されるであらうと述べ、母后ブラオン・ナリットと共にワット・ブラミンコ・ブラヤ寺の墓地で死刑に處せられた。在位の期間は僅に八ヶ月で、死に臨んで始めてシー・シン親王の忠告に従はなかつたことを悔いた。

オーヤ・カラホム一黨の王宮襲撃に関するファン・フリートの記事には、何處にもオーヤ・セーナピモクの名が出てゐない。是は先王の遺託を受け、誠心誠意王長子の即位に盡した長政が、必ず反対すべきを豫想して、カラホムが急遽事を起し、長政は全くこれを知らなかつたことを證するものであらう。ファン・フリートは、カラホム部下の兵士と共に宮中に侵入した日本人達が、抵抗するものを悉く斬り倒したことを述べてゐるが、彼等はカラホムに用ひられてゐたもので、多分長政が快く思つてゐなかつた人達であつたらう。

暹羅國風土軍記に「暹羅新王の即位元年は日本寛永九年に當る是は誤で、寛永五年であることは前に述べた。八月には繼目の規式濟ければ、山田仁左衛門遺言カラホムと長政と一年交代に國王の輔佐と所の統治を勤めるやう大王の遺言を指す。の如く暹都を立て、領國逸比留へ入都し、暹都にはカウハム新王の輔佐として日々出仕、政道を執行事先王の時のごとく違ふ事なし」とあるが、逸比留はベプリでカウハムはカラハムの誤であ

る。長政がベプリを領するに至つたことに付いては、ファン・フリートは何も記してゐないが、同軍記に、暹羅國王が家を子に譲るを以て法と定めた後、逸比留國王が使者を遣はして「臣は兄の繼子と定める上は、今更變じて兄の子を立がたく存ず、某より已後をば子に譲るべし」と奏した處、暹羅國王は大に怒つて、山田吟亞即ちオーヤに、「汝兵を率し彼城を受取れ、則汝が領地に與ふべし」と沙汰した。そこで長政は手勢五百餘と王の兵二萬餘を率ゐて討伐に向つた處、逸比留國王は大敗して開城し、長政が同地を領したと記してある。王子繼承の事が大王の遺言で行はれたことは前に述べた通りで、この記事はシー・シン親王の事と後に述べんとするリゴールの長官の事とを混同したもので、長政は親王の軍をベプリで破つた功に依り、同地を領することゝなつたのであつて、新王の即位後直に任地に赴いたため、弒逆の事は後に至つて始めて知つたのであらう。

オーヤ・カラホムは始め佞臣をして年少の王を誘惑して邪道に陥らしめ、王が官民の信望を失ふに至つてこれを廢し、代つて王位に即かんと計つてゐたが、王の激怒に觸れて一身が危くなつたため、徒黨を組んで暴舉に出たのである。それで長政がアユチャに歸るを

待つて、オーヤ・バルケランと共にその邸に赴き、國は一日も王を缺くことは出来ぬが、王子は皆幼少で國を治めるに堪へぬ故、假に大官の中一人を國王と仰ぎ、王子の成年に達するに及んで位を讓ることゝしては如何と諮つた、長政はこの提案に反對し、大官の中より一人を選出するとなれば、先づ王族であり榮爵を有し、要職に就いてゐるカラホムを擧げねばならぬ。併しカラホムが選ばれて王となれば、位を望んで王を弑したと沙汰されるであらう。若し又他の大官を選べば、王子が成年に達しても位を讓ることを欲せず、その地位を確保するため、王族を殲滅するであらう。國王が既に二人まで弑せられたことは深く悲しむ所であり、この上の流血は止むべきである。故に我等は幼少の王子を奉戴し、カラホムを輔導役とし攝政を兼ねしむべきである。自分は大王の血統が存する限りは、王冠が正統より移されることを阻止するであらうと述べた。カラホムは止むを得ず、長政の主張に従ひ、翌日宮中に於て顧問會議を開き、年齢僅に十歳の王子を奉じて王とすることに決し、學校より迎へて戴冠式を擧げ、ブラ・オン・アチット・スラワンの尊號を上つた。顧問會議は又カラホムを輔導役兼攝政に選んだが、カラホムは一應之を辭し、再び懇請さ

れて始めて承諾した。

一〇、長政リゴール王に封ぜらる

譯

オーヤ・カラホムは第二王子の即位に至る經緯を見て、己の野望を達するには、先づ二つの障碍を除かねばならぬことを覺つた。第一は己の與黨に引入れるため親子の縁を結び、國王に推戴することを誓約したオーヤ・カパインであつたが、カラホムはオーヤ・バルケランと計つてカパインがシー・シン親王の叛した際、密に援けんとした事と、王位を望んで先王弑逆の主謀者となつた事を密奏して王命を受け、捕へて獄に投じた。カパインは攝政カラホムが親子の縁を思ひ、己を救出することゝ考へ少しも騒がなかつたが、宮門外の刑場に曳かれるに及んで、始めて是までカラホムに欺かれてゐたことを知り、彼の罪を列擧して大に罵つた後、死に就いた。その遺骸は絞架に懸けられて曝しものとなつた。長政は當日參朝しなかつたため、後に至つてこの事を知つて大に悲しみ、遺骸を取下して

厚く葬つたといふことである。

カラホムは、長政が大王の直系以外の王位に即くことに反対であることを知つて、第二の障碍と見てゐたが、彼がカバインの死を惜しみ、カラホムが陥れたことを知つて、大に憤慨したことを聞いて、速にこの障碍を除く必要を感じた。併し部下の勇猛な日本兵を恐れて直接行動に出ず、先づ屈辱を忍んで屢々長政を訪問し、虚構の事實を擧げて、カバイン處刑の止むを得なかつたことを巧に辯明して長政の怒を解き、而る後彼を遠ざけるため巧妙に謀を廻した。

暹羅の屬領リゴールに於いては、その頃領民が二派に分れて相争ひ、又隣接のバタニと戦端を開く惧があつた。カラホムはこれを承知して、同所の長官に新王の即位に當り、服従を表し忠誠を誓ふため、アユチャに來ることを命じた。長官はカラホムの豫期した通り、使者を遣はし物を獻じて屬領の禮を執つたが、前記の事情のため自ら出府する能はざること陳謝し、猶豫を請うた。カラホムはこれを以て背叛の底意あるものとして、討伐の必要あることを主張し、この軍隊の司令官となるべきものは、武勇を以て知られたオー

ヤ・セーナビモクの外にないといふ説いた。滿朝の大官達も悉く之に賛成したので、直に王命を傳へたが、長政は辭した、そこでカラホムは單身長政の邸に赴き、辭を卑うし、リゴール討伐の任は重く、長政の外にこの任を果すものゝないことを説いて、受諾を懇請した。而して長政の意が動いたのを見て、直に宮中に召し、リゴールは從來長官を以て治めてゐたが、長政を特にリゴール王に封じて、金字塔型の冠を戴かせ、又黄金作りの劍・金銀の器・其他王者の用ふる品を多く與へてその歡心を得るに努めた。長政は恩賜の品を悉く自用の船に積み、これに乗つて家に向つたが、途中強風が吹いて河水が波立ち船は重過ぎたため沈没せんとした。部下の日本兵が多數河中に飛込み、その肩で船を支へて邸前の棧橋に到り、長政は足を濡さず上陸することを得たといふことである。

長政はオーヤ・リゴールとなつて、アユチャ在留の日本兵を殆ど皆引連れて任地に向つたが、暹羅國風土軍記に、長政が逸比留國王を討つため出陣した時の事として、「軍兵には暹羅王の兵二萬餘、仁左衛門手勢五百餘兵、彼是都合三萬に及ぶ軍勢にて打立けり、此逸比留國と申は日本にて二十五萬石程の國なり、仁左衛門が手勢は日本裝束にて、はなやか

に出立せ、行程七日にて敵國へ着陣」と記し、敵城の明渡しを受けた後、城代を置き、日本人・暹羅人・逸比留人合せて二萬餘人をこれに附し、「仁左衛門は手勢二千餘人、日本行列に隨へ、その身は緋威の鎧に鍔形の兜を猪首に着なし、大槩を以て牽せたる國王の車に乗り、官軍二萬餘人を前後に引率し、天竺の帝樂を笛、鐃鉢、太鼓、鉦鼓にて行軍せり」と記してある。軍記には長政がリゴールに入つたことは記してない故、右はその時の事を誤り傳へたので逸比留を六昆とすべきではあるまいか。勿論この記事をそのまま史實と思ふのではないが、淺間神社に奉納した繪馬に、長政が甲冑を着て床几に掛けてゐることゝ合せ考へれば、晴れの行軍にはかくの如きこともしたであらうと思はれるのである。

リゴールの長官は、暹羅國王が己を罷免し、オーヤ・セーナピモクを選んで後任者としたことを聞いて、その庇護に頼つて一身の安全を計らんと決心し、謹慎して長政の着任を待つた。長政はリゴールの首都に着いて、考ふる所があつて前長官を顧問として統治に當ることゝし、先づ擾亂の原因を究め、罪あるものに對しては死刑或は財産沒收の處分をしたが、領民は皆彼の威に服し、領内は速に平定した。そこで長政は急使を發して、その顯

末を暹羅國王に報じた。王位に即いてゐたカラホムはこの報告に接して内心甚だ喜ばなかつたが、その功を賞し、榮譽の徽章に添へて多く物を與へ、又暹羅の習慣に従ひ、美人數名を選び、その内一人は長政の夫人となるべきものと定めてリゴールに送つた。而して他方にはオーヤ・バルケランに命じて、前長官の許に密使を派し、長政と部下の日本人多數を斃せば、再び長官に任すべき旨を傳へさせた。

長政は、國王が功を認めて表彰したことを喜んだが、カラホムが幼年の王を死刑に處し、自ら王位に即いたことを聞いて、王の死を嘆き、カラホムの弑逆を惡み、王家の復興を心に誓つた。併しこの事は深く秘して時の至るを待つことゝした。その後、パタニの敵軍が領内に侵入し、長政は自ら兵を率ゐて邀撃したが、その際脚部に負傷して疼痛に苦しんだ。併し前長官の弟で長政の信頼してゐたオブラ・ナリットが進めた薬を用ひて、殆ど全治するに至つた。然るに國王より恩賜の品々と美人の一行が着いたので、光榮を祝し結婚の式を挙げたが、當日オブラ・ナリットが密に毒を加へた膏藥を脚部に貼つたところ、僅々數時間内に效が顯はれ、長政は位を篡つたカラホムを亡して王位を正統に復し、大王生

前の恩遇に報いる心の誓を果さず、深き憾を懐いて世を去つた。

長政の死亡は、暹羅國風土軍記に寛永十年の春としてあるが、更に遡つて大王の登遐を寛永九年五月十六日としてあり、それが既に述べた通り一六二八年十二月十二日即ち寛永五年十一月十七日であつたことを見れば、死亡の時も亦誤であらうと考へられる。ファン・フリートに依れば、新王は大王の死後直に位に即き、在位八ヶ月で死刑に處せられ、その後數日を経て第二王子が位を継ぎ、在位三十八日で廢せられて刑に就きカラホムが代つて位に即いたのであるから、その時は一六二九年九月下旬即ち寛永六年八月中旬となる。長政は第二王子の即位後リゴールに赴任し、鎮定の報告使を出した後カラホムの篡奪を知つて討伐の決意をなしたのである。それが因となつて毒殺されるに至るまで何程の日月を経たか知る材料がないのであるが、軍記に「翌年の春終に空しく成にける。時に暹羅女王の二年、日本の寛永十年に當れり」とある。この前半には間違なく、寛永七年の春死亡したのであらうか。その時の年齢については通航一覽の編者が、長政は元和三四年渡暹の時二十七八歳であつたと記してゐるのが正しければ、死亡の時には四十歳であつたらう。

一一、オーヤ・カラホム王位に即く

是より先、カバインの處刑とセーナピモクの赴任とに依つて、二つの障碍を除き得たカラホムは、積年の希望を達する時節到来と見て、腹心の大官をして、國を治むるに堪へるやう教育を施すため、幼年の王を寺院に入らしめ、成年に達するまで、カラホムに國王の尊稱を與へ、政治の全權を委任するの必要を説かしめた。大官の多數は常時彼の庇護を受け、然らざるものも彼の權勢を憚つてゐた故賛成した。そこで王は直にワット・デウン寺に送られ、カラホムは國王の尊稱と政治の全權を併せ得た。元來明敏であつた彼が、慎重に政務を處理したため、國は善く治まり、大官一同その選を誤らなかつたことを喜んだ。カラホムはこれを好機會とし、王が成年に達するに及んで、讒者の言を信じて己を罰する惧がある故、一身の安全を計つて今辭任したいと申出た。豫て旨を受けてゐた大官達が、顧問を説いて、一國に主權者が二人あることは、内には擾亂起り、外は隣國の侮を招く基

である故、幼年の王を廢し、攝政を奉戴して王とすることを大官會合の席に於て提議させられた處、一同之に贊成し、王は寺院より迎へられて、先王と同じく死刑に處せられた。在位僅に三十八日であつた。

カラホムはこの時年齢三十歳で、戴冠してブラ・オンシー・ダルマラーチャ・チーラーヤと稱した。そして己の地位を固めるため、大王の長女を第四夫人とし、次女を弟オーヤ・シー・ウォラウォンに與へ、之を繼嗣と定めた。又大王の幼兒五人を逐次死刑に處し、オーヤ・バルケランを始め、これまで彼を援けて王位に即くに至らしめた有力な大官達を順次陥れて死刑に處し、後の憂を除き、己の殘酷なる處置を批判するものは、男女老幼を問はず極刑に處したので、諸人彼を恐れて口を緘した。

カラホムは王位に即いて、これを確保するためには如何なる殘虐な手段も厭はなかつたが、國の政治は行届き、臣民に繁榮と福祉を齎し、又リゴール、チェンマイ、パタニ等屬領の叛いたものは兵を出して再び服従せしめ、近くはアバ、ランシヤン、ベグー等と、又遠くはアラカン、アチン、マラッカ、マカオ、マニラ等と善隣の誼を厚うして、平穩に暹

羅に君臨した。但し日本とは後に述べる日本在留民驅逐の如き事があつたため、交通が杜絶した。

暹羅國風土軍記に「カウハム——これはカラホムの誤り——今年二十五歳、未妻女なかりしが、母后彼が美男に迷ひ、いつか道ならぬ心付てひそかにカウハムと密通し、剩夫婦の契約し、カウハムを新王の養父として國王に立んと企あり」、新王が大に怒つて、カラホムを殺さんと謀つてゐることが、母后の耳に入り、新王を招いて宴を開いて毒殺し、繼嗣がなかつたので、自ら政權を握り女王と稱した。長政は逸比留國に在つてこの事を知り、女王とカラホムとを討つて、先王の弟の寺院にゐたものを擁立せんと考へ、兵を集めてゐたことが暹都に聞え、女王は特使を遣はして、新王は頓死したのであつて、毒殺は浮説である。長政が出府して王を擁立すれば、これに位を譲つて尼となる旨を傳へさせ、又長政の嗣子は未だ所領がないから逸比留の外に大泥六昆二ヶ國を加増する旨を沙汰した。長政は喜んで大に使者を饗應したが、使者は客館に入つて長政を招き饗宴の間に鴆毒を食はせた。長政はその子に兵を興へて領國に向はせたが、自分は毒のため翌年の春に至つて

世を去つたと記してある。國王の刑死と長政のリゴールに赴任し次で毒殺されたことは、ファン・フリートの傳へた所に依つて前に述べ、軍記の傳へる所よりも正しいかと思はれるが、右の母后といふのは誰であるか。カラホムが第一王子の母に對し、若しその子の處刑の過でないことを承認すれば、王族として一生扶育することを約束した時、彼の女は「血を塗つた爾の手に依つて養はれるよりも、己の子と共に死することを望む」と答へて死に就き、第二王子の母は、暹羅にも稀な美人であつた故、カラホムが王となつて後宮に迎へんと欲して屢々説いたが、彼の女は「吾が清淨な身體は血に渴した犬に與へぬ」と答へた。それで王は怒つて斬罪に處し、絞架に懸けて曝しものとしたとファン・フリートは傳へてゐる。軍記の傳が誤つてゐることを兩母后の名譽のために附記するのである。

長政がリゴール王に封ぜられて同地に赴いたことは、ファン・フリートの傳へる所に從つて既に述べたが、一六三一年六月五日即ち寛永八年五月六日附、バタビヤ總督府より東印度會社本社に送つた報告書に「暹羅在留日本人のオブラ即ち首領は、日本人三百人及び暹羅人三四千人を率ゐて、暹羅から來てサンゴラを亡し次いでリゴールを占領し、王を捕

へて暹羅に送つた。附近各地は擾亂し、パタニも少からず恐怖してゐる。中リゴールの王である日本人オブラは死んだ。毒殺されたものと信ぜられてゐる。」とあつて、軍記に長政はベプリに留り、その子がリゴールに向つたとあるの誤であることは明瞭である。

一一、長政の嗣子オコン・セーナピモク

長政に一子があつた。父の死亡した時年齢十八歳で、日本兵を統率して、名をオコン・セーナピモクと稱した。諸書にオインとなつてゐるのは轉寫の誤りである。暹羅國風土軍記には長政の嫡子、本光國師日記には養子としてあるが、實子であれば慶長十八年の出生で、長政の渡暹前駿府邊で生れたのであらう。ファン・フリートは彼を身體健全で風采の立派な青年といつてゐる。リゴールの前長官は、長政がその心事を疑つたためか、疎んぜられて近づくことを許されなかつたが、その死後、彼はその子に取入つて、己の女を嫁せしめ、父の跡を繼いでリゴール王の位に即くことが當然であるといつて頻りに勧めた。そ

ここでオコンは位に即いて、部下日本人にオーヤ・オブラその他の官爵を授け、戴冠式を行ふ準備に着手させた。然るに前長官は密にリゴールの貴族等と會し、リゴール王は世襲にあらず、暹羅國王の任命に依るものであるから、オコン・セーナビモクを承認して忠誠を誓つたらば、暹羅國王の怒に觸れて嚴罰に處せられるであらうと説いて、彼等を威嚇した、それで戴冠式の日が定められて、一般に布告されたが、當日貴族の式に列するものは一人もなく、日本人のみが忠誠を宣誓した。而してリゴールの國民も亦暹羅國王が彼を國王に封ずるまでは承認服従することを拒んだ。

前長官は又日本人を離間するため、日本兵の一部隊の長で勇猛なオコン・シルウィ・アグウォットに説いて、長政の子と王位を争はせんとした。オコン・シルウィは始めその言に惑はされて激烈に競争したが、後に至つて前長官が日本人の滅亡を計つて己を煽動したのであると氣づき、夜間その邸に忍入つて彼を殺し、オコン・セーナビモクを援けて、反抗した貴族と人民を討ち、大に殺戮を行ひ、首都の大部分は戦禍を被つて焼失し、住民は離散した。その後オコン・シルウィは再びセーナビモクと權勢を争つたが、争闘中に死

し、オコン・セーナビモクは、領民の歸順は望み難しと見て、部下を率ゐてカンボヂヤに向つた。同國王は豫て日本兵を用ひて暹羅と戦はんと計つてゐた際であつた故、大に彼等を歓迎したが、その後同國に内亂が起り、オコンは王のために戦つて陣歿したといふ。

國王は長政の死亡に次いで、日本人のリゴールを退去したことを聞いて大に喜んだが、アユチャ在留の日本人がこの報に接して暴動を起さんことを虞れ、一六三〇年十月二十六日即ち寛永七年九月二十一日、突如四千の兵を出して日本町を攻め火を放つた。在留民は、船に乗り、多數の船に分乗して追撃する暹羅兵と戦ひつゝ河を下り、一部はカンボヂヤに通れ、他は日本に歸つた。平戸のオランダ商館長の通信に依れば、避難民の長政の持船に乗つて長崎に着いたのは、翌年七月即ち寛永八年六月であつた。日本町に留つたものは、商用のため内地に在つたものと共に、捕へられて或は死刑に處せられ、或は獄に投ぜられ、日本人は一時國內に跡を絶つたが、間もなく再び入國を許され、アユチャの日本町は再建された。而して暹羅國王は日本との通商を斷絶する意なく、寛永八年使者を派遣したことが、本光國師日記の左の記事に見える。

一、寛永八年十二月二十八日、御本丸將軍家出仕、御目見如常、西之丸大政大臣へも出仕

尾大様尾張權大納言義直水中様水戸權中納言頼房御一所に罷在、年寄衆に參會、退出之時道春林權山永喜林東舟

出會抑留、酒井雅樂頭殿御意之由、暹羅國より去秋雅樂殿へ捧書簡候、文體一覽申候様

にと、永喜取出、三人一所に披見、山田仁左衛門病死、其養子功謀(巧)逆候様成文體、彼國

之文字を漢字に直し候長々書首尾分離聞也、右に早道春・永喜は右之書を切々讀候て、

雅樂殿へも申聞候哉、雅樂殿口上にも、文體にてはきりりと分不聞候間、竹中采女長崎奉行

して、彼國之者に様子御聞候て、其上返事可被成候、先書を國師見候由、御前へ可被申

上ため、御見せ候由也、書一覽以後、則永喜取而被置候、不及細見候也、此一ヶ條異國

往來之留に書加可申也

本光國師は、寛永三年金地院崇傳に賜はつた號で、異國往來之留とあるは、異國日記の事であらうが、同日記にこの書留はない。従つて遣使之趣旨も明でないが、長政を始め日本人一同に對する處置を辨明するためであつたらう。幕府は避難民に關する長崎奉行の報告も聞いたであらうが、終にこの書簡には答へず、日暹の國交は一時中絶したのである。

附録 オランダ文書

第一號 一六二四年十一月三十日(寛永元年十月二十日)附、平戸商館長コルネリス・ファン・ニーウホーデ *Cornelis van Nieuwroode* よりバタビヤ總督府に送つた報告書の一節。

暹羅貿易は甚だ有利である。暹羅に在る日本人のオブラが幕府より受けることは甚だ困難である故(予の考が間違つてゐなければ)ジャンク船の半分を引受ける契約をして、當地に來る皮及び蘇枋木を悉く切半とすることが出來よう。此の如くしたらば彼等は今の如く我等を欺くことが出來まい。積荷監視のため船に乗組んで當地に來るものを備入れることは餘り困難であるまい。各自經費の半分宛を負擔することゝしたらば、彼は喜んでこの契約をするであらうと信ずる。之に依つて十分に利益を得、この有利な貿易が大部分我等の手に落ちることは少しも疑ない。閣下が之に付いて、考慮されんこ

とを願ふ。

第二號 一六二四年十二月二十七日(寛永元年十一月十七日)附、平戸商館長より暹羅駐在のヤン・ファン・カンベン Jan van Campen に贈つた書翰の一節。

オブラのジャンク船は好い航海を遂げ、その皮を高く賣捌いた。三種の内頭等及び中等品三十五テールは十枚、三十六テールとなつた。然るに我等の品は甚だ粗悪で平均二十六テールにもならなかつた。オブラのジャンク船は朱印を得ることが出来ぬため本年は滞在することゝならう。彼等はその船に艫を附けるため、多額の支出をなし、又他にも尠からず改造を加へた。

第三號 一六二五年七月十日(寛永二年六月六日)附、暹羅發、ピーテル・ファン・デル・ヘルスト Pieter van der Elst より平戸商館長に贈つた書翰の一節。

又本船 エンクハイン には日本人のオブラの大鹿皮五百枚、鮫皮三百枚と同小束一箇を積んだ。彼は之を無賃で積むことを頼んだが、種々の理由で我等は之を謝絶することが出来なかつた。右の外に同船に積んだものは、彼の言明に依れば、蘇枋木五萬斤とパウロ

殿の分同二萬一千三百斤とである。この運賃は四千斤と定めた。貴地到着の上量つて受領され、オブラの荷物は之を賣捌いて利益を得るため、同船に乗つて其の地に赴く日本人に交付されんことを願ふ。

第四號 一六二五年十一月十七日(寛永二年十月十八日)附、平戸商館長よりバタバヤ總督府に送つた報告書の一節。

ジャンク船が二艘當地を出帆して暹羅に向ふ。中當地から暹羅に向ふオブラの大ジャンク船は、その運賃、船賃抵當借入金の子及び鮫皮の買入價格が甚だ高いため予が考に依れば、長く我等と競争することは出来まい。又是までの如くポルトガルの航海士を備入れて航海することが出来なくなつた故、そのジャンク船も積荷も危険が多くなるであらう。

第五號 一六二六年十一月十五日(寛永三年九月二十七日)附、平戸商館長より暹羅駐在のファン・デル・エルストに贈つた書翰の一節。

二、三年間當地に碇泊してゐたオブラのジャンク船は出帆の許可を得た。彼等は他の外

國人と同じく、皇帝の朱印を受けることをせず、航海することを許された故、今後は盛んに航海し、我等の暹羅貿易を行ふ餘地は多くあるまいと思はれる。彼等は今日まで度々なした通り、其の鹿皮の剩餘の一部以外には我等に與へないであらう。

第六號 一六二七年一月五日（寛永三年十一月十八日）附、平戸商館長より暹羅駐在のフアン・デル・エルストに贈つた書翰の數節。

オブラのジャンク船は出帆した。神の御蔭で其の地に安着したであらう。オブラ・チューラのジャンク船は逗留せざるを得ないであらう。

上方に行つた人達は、ポルトガル國人と同じく退京を許されず、止むを得ず陛下に隨つて江戸に赴いた故、兩方とも日本の新年（寛永四年一月一日は一六二七年二月十六日）前には辭去することを得まいと考へられる。

暹羅人は上方の寒氣に對して、何等の準備もしてゐないと思はれる故、随分困るであらう。暹羅國王が何故に日本の如く費用の多く、而も恥辱を被るのみである國に使者を出すに至つたか、予は解することが出来ない。

（註） 寛永三年來朝の暹使節の京都滞在中、當時上京中であつた將軍は大御臺所死去のため九月二十五日江戸に還つた。酒井雅樂頭も九月三十日にその後を追うた。平戸商館長は早くこの事を傳へ聞き、一六二六年十二月十八日（寛永三年十月三十日）附で、フアン・デル・エルストに左の通信をしてゐる。

我が派遣員の都を出る際に、暹羅人はなほ同所に滞在してゐた。當時視察し得た一切の様子から推して、彼等が退京の許可を得ることは困難で、陛下の後を追うて江戸に行くであらうと思はれた。従つて其のジャンク船は來年まで逗留することゝならう。予が聞いた所に依れば、暹羅人は日本の寒氣を防ぐことが出來ず、速に歸國せんことを望むべきこと疑ない。

異國日記に、崇傳が九月二十三日、二條城に於て、暹羅の執政より雅樂頭に贈つた書翰を見せられて返書を頼まれ、次いで十月二日に土井大炊頭宛の書翰を見、同様の依頼を受けて、二通の返書を認め、十月四日朝二條の屋敷へ持參して大炊頭に渡したことを記し、來書並に返書の案を載せてある。將軍宛の國書も返翰も掲げてないから、暹使は京都で用を濟せ、江戸に行くことは噂に止つたのではないかと考へられる。

第七號 一六二七年十月一日（寛永四年八月二十二日）附、平戸商館長よりバタバピヤ總督に送つた報告書の一節。

長崎からジャンク船二艘と、本年暹羅から渡來したオブラのジャンク船一艘が、彼の地

に向け出帆するであらう。

第八號 一六二七年十二月六日（寛永四年十月二十九日）附、平戸商館長より暹羅駐在のアドリヤーン・デ・マリース Adriaen de Marces に贈つた書翰の一節。

オブラのジャンク船はなほ數日間滞在するであらうと思はれるが、その間にモイゼル君 Pieter Muiser が當地に歸着して、上方に於て我等の事が如何になり行いたか、同船に託して精しく通知することが出来よう。

第九號 一六二八年一月五日（寛永四年十一月二十九日）附、平戸商館長より暹羅駐在のアドリヤーン・デ・マリースに贈つた書翰の一節。

本書翰を託するオブラのジャンク船は、予が考へたりよりも少し早く歸航を許された。予は別に鮫皮の事に付オブラに書翰を送る。之に依つて如何なる結果が生ずるかは、時に至つて判明するであらうが、諸君が十分これに注意されんことを願ふ。我等は特別の理由に依つて舵手ピーテルを同船に留めることを許した。従つて他の人へも暹羅其の他の地方に行く舵手を貸すことゝならう。但し予は將來舵手を引上げることが出来る様、

會社の事務を處理されんことを希望する。

第十號 一六二八年七月八日（寛永五年六月七日）附、暹羅發、アドリヤーン・デ・マリースより平戸商館長に贈つた書翰の數節。

上略、一六二八年五月十四日、イスパニヤのガレオン船が二隻暹羅河口に於て暹羅のジャンク船と長崎のタクカンジ・サクセメドネ（高木作右衛門殿）の新造ジャンク船を焼き、乗組員の多數を捕へた事に係る オブラ並に拿捕された日本のジャンク船の頭は、カステリヤ人が當地に於て彼等に危害を加へたことを大官に報告して、長崎のポルトガル人にその損害を賠償させるため、同船乗組日本人三名を我が船で貴地に送らんことを請うたが、是は其の地で會社に有害な事であるまいと考へたため謝絶し得なかつた。彼等が何をなし得るか時に至つて判明するであらう。略中
右オブラは蘇枋木一萬斤を日本に輸送することを我等に切願した。貴下が知られる通りの理由でこの事を承諾し、その運賃は貴下に納めさせることにした。略中
オブラのジャンク船は本年當地に滯泊する。

（註） イスパニヤ船の暴行に關してはハーグ文書館所蔵の一六二九年三月十八日（寛永六年二月二十四日）附、バタビヤ總督府よりオランダ東印度會社本社に送つた報告書中に左の記事がある。

一六二八年の春、マニラよりマカオに渡るポルトガルのフレガット船の護送に當つた、イスパニヤのガレオン船二隻が、暹羅の河口に来て、廣東に渡航する筈の國王のジャンク船一艘と日本のジャンク船一艘及び他の船一艘を拿捕して之を焼いた。兩船はバタビヤより渡航する我が船を暫く待受けたが、スヒツブ船デ・フレデーが少し遅れてバタビヤを出帆したため、ガレオン船はその到着前に暹羅の河を去つた。マウリチウスは我等の命に従ひ、暹羅にゐた會社員並に殘留品の大部分を載せて歸り、負債支拂のため事務員補一人を留め置き、七、一四〇グルデン、九ストイフェル、一〇ベニングを之に託した。暹羅商館並に船中の十二箇月間の經費は一六、一八二グルデン、一三ストイフェル、又収益は六、〇四七グルデン七ストイフェル、六ベニングと附記してある。

第十一號 一六二九年八月五日（寛永六年六月十六日）附、平戸商館長より大村のモイゼル等 濱田彌兵衛事件に關聯して臺灣から長崎に来て捕へられ大村の牢にゐたもの に贈つた書翰の數節。

（七月）十九日同二十日にガリオット船が二隻長崎に着いた。略中
後のガリオット船が到着した日には、又オブラのジャンク船が暹羅より長崎に着き、それより三日後にアンジ 三浦安針 のジャンク船が當河内浦に着いた。同船の舵手等から次に掲げる事を聞き得た。

昨年スヒツブ船ゾイト・ホルラント及びホロート・マウリチウスの二隻が暹羅に行つた。

先年事務員補として三年間予が下に勤めたウイルレム・クンネヘン Willem Cunneken が同船に司令官又暹羅行大使として乗込んでゐた。スヒツブ船ゾイト・ホルラントが暹羅を去つた後、同所の陛下が死し、その子が重立つた大官を多數殺し、又他の多くの血を流して、同國の正當な繼嗣である叔父を失墜させて自ら位に即いた。右はオブラ並に部下日本人一同の助に由つて行はれた。正當な國王は逃げた。その生存してゐるか又は死んでゐるかは何人も知らぬ。彼の美しい國も亦彼等のために亡されるであらう。略中
右ジャンク船にはオブラより予に贈つた書翰があつて、今日か又は明日當地に着くのを待受けてゐる。

（註一）異國日記に依れば、寛永六年九月十三日暹羅の使節が江戸に着き、同十九日に將軍に謁して新王の即位を報じ、十月二日に暇乞の謁見を終り、將軍家光より一の使へ銀子二百枚、小袖十、二の使へ銀子百枚、小袖十、三の使へ銀五十枚小袖三重、通事へ銀子二十枚小袖一重を、又秀忠より一の使へ銀子百枚、二の使へ五十枚、三の使へ三十枚、通事へ二十枚を與へたといふことで、この時山田長政より土井大炊頭及び酒井雅樂頭に呈した書翰が載せてあり、書中に「此國之國王舊多不慮遠行被申付て、從當新王爲御次目、以金札御禮被申上候、則爲使者おろわん・さこんてつふ一人

おこん・わつけひい一人、おこん・よこはつ一人、通事一人、二五右衛門尉と申者、從拙者船差渡被申候」とある。

一六二九年十二月十二日附、平戸商館長から大村在宥のモイゼル等に贈つた書翰の一節に「暹羅の大使は大なる名譽と多くの進物を得て退京を許され、當地に来る途上に在る。如何な新規な事が起るか、又彼に頼つて何をなすことが出来るかは、今後明瞭にならう」とあるもこの使節の事である。ハーグ文書館の所蔵文書で、「ウイルレム・ヤンセン Willem Janssen が三月十三日ジャンク船ゼーランヂヤに乗つてバタビヤに向け出渡した時まで起つた事の覺書」と題したものの中に、左の記事がある故、使節の歸途に就いたのは、寛永七年一月の事であつたと思はれる。

一六三〇年二月二十五日（寛永七年一月十四日）午後三時、福田の灣を通過したが、同所にオーヤ・ツーン所有の暹羅ジャンク船が碇泊してゐた。同船の航海士はピーテル・ヤンスゾーン・クイック Pieter Jansz. Quick で、日本の陛下に謁見を遂げた暹羅の大使を乗せて、暹羅に歸航するため順風を待つてゐたのである。

(註二) 暹羅國王の死去及び王子の即位と、之に伴つて起つた暹羅の政變に付いては、ハーグ文書館に左の史料が現存してゐる。

イ 一六二九年二月一日（寛永六年一月八日）附、ヨースト・スハウテン Joost Schouten の報告書の一節。

國王は長く病に苦しんだ後、一六二八年十二月十二日（寛永五年十一月十七日）この世を去り、

その長男が直に彼の後を繼いで、同十三日に忠誠の宣誓を受けた。

ロ 一六二九年三月十八日（寛永六年二月二十四日）附、バタビヤ總督府よりオランダ東印度會社に送つた報告書の一節。

三月三日スヒツブ船ホロート・マウリチウス この船は一六二八年七月、バタビヤを出帆し、ゾイト・ホルラントと同航して暹羅に渡り、ゾイト・ホルラントは先發して同年十二月二十八日バタビヤに入港した。が米一五五ラスト 一ラストは三ヘクヤに入港した。 蘇枋木三、三〇〇ピコル ピコルは百斤 等を積んで、暹羅より當所に歸着した。暹羅に於ては老國王が死んで、其の長子が父の位を繼いだ。プリンス・ファン・オランジーエン Prins van Oranjen 閣下より同陛下に贈られた書翰に對しては、懇切な挨拶の書翰と數種の進物とを當地に送つて來た故、當地方の習慣に従ひ盛儀を擧げて之を受領した。因て次の船隊に託して之を送付する。

ハ 一六二九年十一月三十日（寛永六年十月十六日）附、バタビヤ總督府よりオランダ東印度會社本社に送つた報告書の數節。

本年は暹羅に船を出さなかつた。一は船舶の缺乏のため、又一は日本の事情が好くないためで、又米も相當の貯藏があるためでもあつた。

追記 十二月十五日（寛永六年十一月一日）その後暹羅よりオーヤ・バルケラン Oja Barckel-
二二のジャンク船が、米約百ラスト、油若干等を積んで當地に來た。その報に依れば、故國王の兄弟が、その甥である暹羅王に叛起したため、國王は之を討つて殺した。國王は暹羅に歸つて後オーヤ・カラホム其他數人の大官のために宮中より逐はれ、次いでカラホムに捕へられて、生

ながら地中に埋められた。彼の弟は寺院に押込められ、右カラホムが假に國を治めることになつた。この事が大官の間のみで行はれ、一般人民は少しも騒がなかつたことは、添附の書類に見え
る通りである。

此の便で送る暹羅國王の書翰に對する回答は、右の變革に拘らず遅延してはならぬ。而して右の
事件に付いては少しも知らぬ形式にすべきである。今回送付する書翰並に進物は、前に述べた通
り生ながら己の庭に埋められた國王より來たものである。

ニ 去る二月一日(一六二九年二月一日で寛永六年一月八日に當る)より來航ジャンク船オイヤ・バル
の船を

いの出帆アユチするまで、暹羅に於て起つた事の覺書此覺書は前に掲げた暹羅船乗組の通人
から聽いて記したものと思はれる。より、同地で更に
老國王の兄弟はその甥(國王)に叛き、數人の大官と兵士とを率ゐてビベリに赴き、同地で更に
多數の黨與を得た。國王は(その叔父の)黨與の増加を懼れ、軍隊を率ゐて行つて、その企圖を
阻止するの止むなきに至つた。同所では老國王の兄弟を(彼に隨從した大身等と共に)殺し、火
を放つてビベリを焼いた。因てオイヤ・カラホム及び同國の大官數人は大に國王を憎み、カラホ
ムはその部下と一緒に國王を宮中より追出し、國王の末弟(年齢約十歳)をその代りに立て、次
いで國王を追跡して之を捕へ、生ながら埋めた。

カラホムは之に満足せず、その劇を善く演じて、若き國王を寺院に押込め、王冠を己の有とな
し、國王の成年に達するまで國を治めることを約した。
右の紛擾は單に大官の間で行はれて、一般人民は動搖しなかつた。

又日本オブラは(前記のカラホムを怖れて)日本人一同と一緒にバンコックに向つた。(人の想像
に依れば)リゴールに行つて同所の知事とならんためである。この事が如何に成り行くべきかは
時が示すであらう。右は暹羅人より聞き得た一切である。

一六二九年十二月十三日(寛永六年十月二十九日)バタビヤに於て。

第十二號 一六三一年七月十八日(寛永八年六月十九日)附、平戸商館長より江戸滞在
中のウイルレム・ヤンセンに贈つた書翰の一節。

暹羅のオブラのジャンク船が薩摩に着いたが、今は既に長崎に在ると聞いた。予はフ
ン・サントフォールト君 Van Santvoort 長崎居住の
オランダ人に書翰を送つて、暹羅に於ける殺戮
の確報を知らせることを頼んだ故その返答を得て貴下に一切を通知する。當地には種々
の報が傳はつて、婦女小兒は悲嘆してゐるが、確實な事は何も知ることが出来ない。我
等の聞いた所では、ピーテル・ヤンスゾーン 第十一號の註一に見えた
暹羅船乗組の手クイックは最後の殺戮が行はれた
時には、我が船船を訪問してゐたので、其處に留つたが、その荷物は悉くジャンク船
に残してあつた。確實な事は今後貴下に報告する。暹羅の日本人は悉く殺され、少くも
生命を存するものは皆追放されたやうである。是は暹羅人の行つた神聖な事業で、會社

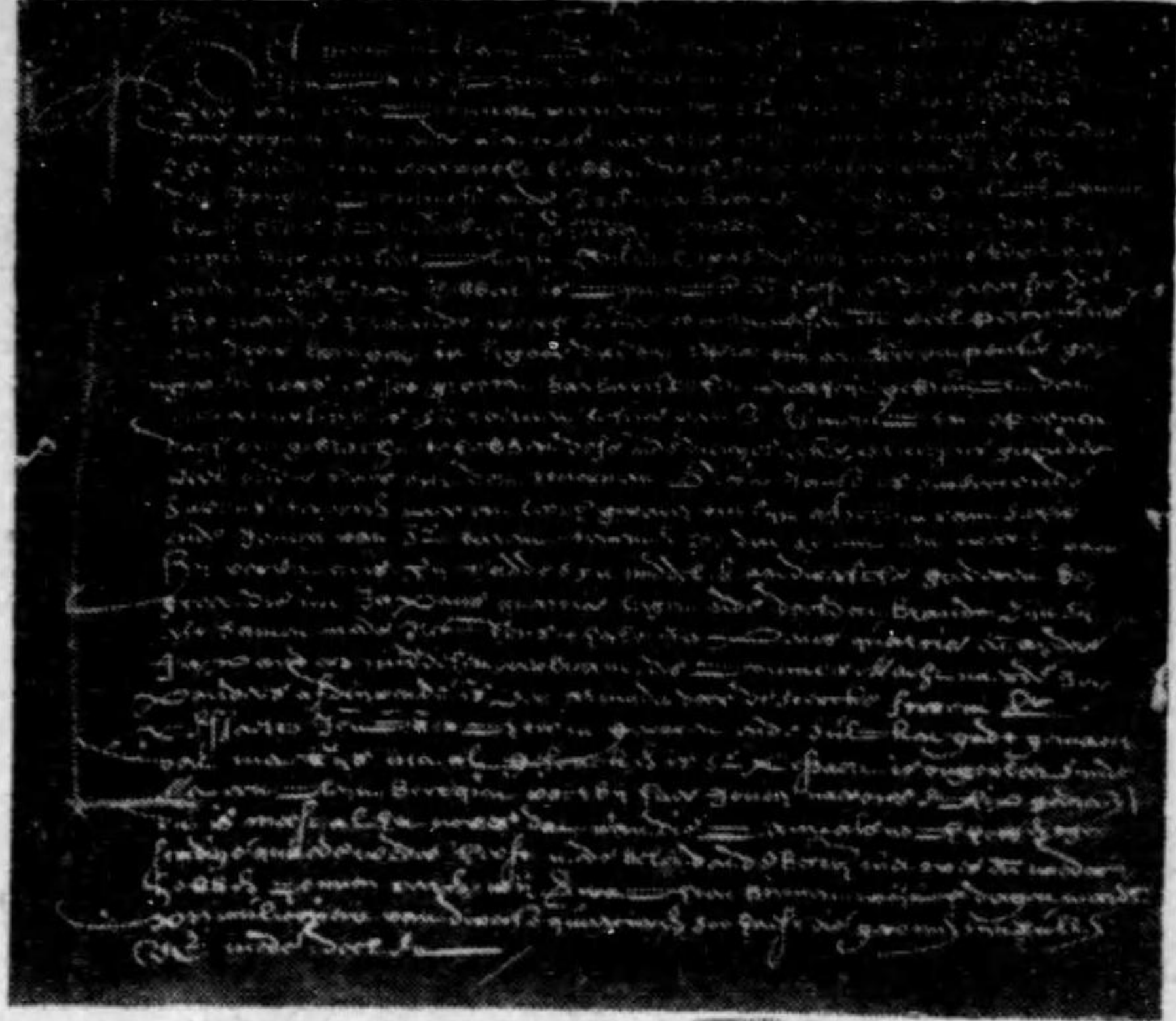
には何の損害も及ぼすまい。

七月十九日平戸商館に於て追記。暹羅の日本人に付いては、本書翰に添付したメルヒヨール君 Melchior van Santvoort の書翰の抜書この書翰抜書は今見當らないに付いて見られる事の外聞今見當らないが出来なかつた。

第十三號 一六二一年七月二十八日(寛永八年六月二十九日)附、平戸商館長より大村在牢のモイゼル等に贈つた書翰の一節。

オブラのジャンク船は、甚だ遅く暹羅より當地に着いたが、その船には貨物を積まず、只脱出日本人數人を載せ、殘餘は暹羅に於て殺されたとの報を齎したに過ぎない。彼等は僅に脱れることを得、同國人を顧みる暇がなかつた故、確實な事は知らない。因て詳細な事を貫下等に報告することは出来ない。併し臺灣から來る船に依つて、或はこの事その他多くの事に付いて、更に貫下等に通知することが出来よう。

第十四號 一六三一年七月三十一日(寛永八年七月三日)附、平戸商館長より江戸滞在中のウイルレム・ヤンセンに贈つた書翰の一節。



部一の編書の長館商戸平の附日一十三月七年一三六一

ジャンク船に乗つてゐる者が、暹羅に於て起つた事に付いて語る所は甚しく相違し、確實な事を知ることが出来ない。この事は突然に起つたので彼等は同國人を顧みる暇なく、結末も待たなかつたやうである。但し確實な所は若い國王とその兄弟三人並に王の血族は無残にも皆殺され、予が同地にゐた頃は甚だ小さな聖者であつて、嘗て之に敬意を表することを思はなかつたオーヤ・カラホムが國王となり、彼の邪魔となるであらうと考へた大官八人並に多數の私人を殺させた。報酬としてオブラに與へたりゴールに於て

は、甚だ野蠻で人情に背いた慘虐が行はれ、彼等は一日に三千人を殺したことを自ら誇つてゐる。此の如き話が多く傳へられてゐる。其の一は舵手ピーテル・ヤンスゾーンが前夜告別のため下航し、バレント Barent 君のスヒツプ船とジャンク船に行つたが、今は何處にゐるか不明である。彼はその所持金を以て種々の貨物を購め、悉く日本人居留地に置いてあつたので、日本居留地並に日本人の財産と共に悉く焼亡した。日本人を追撃した國王の艦隊の一船は、急流のためベッサルト君 Pessart のジャンク船と衝突して、之に孔を開けたため、同船は米其他一切と共に沈没した。ベッサルト君は裸體の儘小艇に乗つてジャンク船の側を通り、スヒツプ船の方に流された。右は今日まで同方面から聞き得た報道である。天候が引續き不良なため、小船の往復も自由でなかつた。我等は數日中に各方面より更に詳細な報を得んことを期待してゐる。之を得次第貫下に通知するであらう。

(註) 附録第十二號以上に掲げてある暹羅の事變に付いては、當時バタビヤ總督府で得た報告が左の文書に載せてある。

イ 一六三一年六月五日(寛永八年五月六日)附、バタビヤ總督府よりオランダ東印度會社本社に送つた報告書の一節。

この間に暹羅在留日本人のオブラ即ち首領は、日本人三百人及び暹羅人三、四千人を率ゐて、暹羅より侵入してサンゴラを亡し、次いでリゴールを占領し、王を捕へて暹羅に送つた。附近各地は擾亂し、バタニも少からず恐怖してゐる。之がため臺灣の貿易は衰退し、ブルークマンス Broeckmans は利益の見込がないため上述の通りバタビヤに引揚げた。中

リゴールの王である日本人オブラは死んだ。毒殺されたものと信ぜられてゐる。

ロ 一六三一年十月十七日(寛永八年九月二十二日)附、暹羅發、ダニール・ファン・フリート Daniel van Vliet より總督ジャックス・スペックス Jacques Speck に贈つた書翰の一節。

日本人等は舌長く、當地の陛下に對して思慮のない悪言を流布した故、命令に依つて昨年その財産は大部分沒收され、住居は焼拂はれ、戦ひながら河口に赴いて(乗組人がないためジャンク船一艘は當地に残し、他の一艘に乗つて)脱出した。始めはリゴールに遁れる考であつたが、土人の反抗に遭つて進路をカンボヂヤに轉じた。彼等は當地に於て(日本オブラの死後)陛下と隔意を生じたが、カンボヂヤに於ては國王が彼等と心を一にし、その到着の際には門前に迎へるといふ程であつた。

ハ バタビヤ城日誌 Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia 一六三一年十二月五日(寛永八年閏十月十二日)貿易事務員パウルス・クロック Paulus Croock が乗船して 日暹羅間

を出帆したヘット・ワーベン・ファン・ホルンが當地に着いた。略中

國王は昨年、日本人等に襲撃されて殺されんことを慮つて、適當な時期を選び、約四千人を用ひて不意に彼等の家を攻め、之を殺戮せんと圖つた。日本人はこの計畫を聞いて、居留地からジャンク船に乗込んで密に河を下つたが、暹羅人は約百艘の船に四千人乗込んで河口まで之を追撃し、忽ち五百人を失つた。日本人はリゴールに入ることを得ず。カンボヂヤに向ひ、今はカンボヂヤ人の援助を得て暹羅を攻めんと圖つてゐる。之を防ぐため河口には約百艘の船が集つてゐる。

我が國人は國王より援助を切願されたが、我が派遣員は之に對して非常な好意を示した。

第十五號 印度參事會決議錄

一六二八年三月一日（寛永五年一月二十六日）水曜日。司令官カレル・リーフェンスゾ
ン Carl Lievensz がマラツカ北方の海上で拿捕した、糧食を積んで暹羅よりマラツカ
に行くジャンク船が、送り届けられたが、押收した書翰に依つて、同船が暹羅在留日本
人のオブラ即ち首領の持船である事が判つた。同オブラは暹羅國王の大に信頼し尊敬す
る人といふことである故、總督は參與會に對し、實はこの捕獲の價値は少く、その爲に
面倒を惹起することは暹羅に於ける會社の貿易に不利であらう。殊に目下鹿皮取引に付

多額の資金を投じてあり、關係者は之で二倍の利益を収めることも出来る故、同船を解
放し、船頭には、積荷の販賣を援助し、或は更に利益の多い地方に輸送する便宜を與へ
ることを話しては如何と諮問した。但し今後マラツカに航海し、我等の敵に糧食その他
を供給することは止めて、貿易のためにバタビヤに来ることを勧め、當地に於ては彼等
を好遇し、十分の利益を得て歸國方取計ふべきを約し、此の如くして暹羅國王の庇護を
得て會社の信用を維持し、又會社及び個人の船が將來同地で米その他を買入れる便宜を
得ることに努力するであらう。

會議は總督の提案に賛成し、全員一致で前記暹羅のジャンク船を解放し、自由を與へる
ことを決議した。

バタビヤ城に於て

ヤン・ピーテルスゾーン・クーン外四名署名

第十六號 蘭領印度總督クーンより暹羅在留日本人のオブラに贈つた書翰。

ネーデルランド領印度總督ヤン・ピーテルスゾーン・クーン暹羅在留日本人のオブラに
敬意を表す。

閣下の書翰と贈物は船長シミー Simji より受領し、欣快に感じた。之に對し、又我等並に暹羅在留の同郷人に親切を盡し、萬事に付幹旋せんとの御申出に對して衷心より感謝する。閣下が我等に對して此の如き好意を持続し、その地に在る我が商館員と親密に交はり、彼等に一切の援助を與へ、好意を示されんことを願ふ。我等も亦日本國民と、閣下が當地に派遣さるゝ諸人とを好遇するであらう。閣下の船の長及び乗組員にも亦その通りにしたことは、彼等が證言するであらう。彼等が舶載した米は買上げて速に處分し、輸出入の税金は悉く免除した。若しこのジャンク船が二ヶ月早く當地に着いたらば、其の米は遙に高く賣れたであらう。閣下若し次の季節風期に米、油その他食料品を當地に送る意があれば、船は早く出帆するが宜しく、我等は好意と援助とを惜しまぬであらう。

我等の友情と好意を表するため、閣下の許に萬力一臺を送る。感謝の印として之を受納されんことを請ふ。

一六二九年五月二十八日（寛永六年四月六日）バタビヤ城に於て。

第二部 暹羅革命史話

エレミヤス・ファン・フリート著

村上直次郎譯

例 言

一、本書はオランダ東印度會社の商館長として、一六三六年より一六四二年まで暹羅國都アユチャに在勤したエレミヤス・ファン・フリート *Jeremias van Vliet* の著述し、一六四〇年十二月末日脱稿して、時の蘭領印度總督アントニオ・ファン・デーメンに捧げたものである。そのフランス語抄譯 *Kelation historique du royaume de Siam* は一六六三年に發行されたが、オランダ語原書は未刊である。臺北帝國大學の岩生成一教授が先年オランダ國ハーグ市の國立文書館に於てその寫本を發見し、寫眞複製して持歸られたが、書中にはオーヤ・セーナピモクの名の下に山田長政の事蹟が可なり詳しく載せてある故、之を翻譯して、今回刊行することとしたのである。それを許容された岩生成教授の好意に對して茲に深謝を表す。

一、原書の表題は「フアイイ・ロアン・チャーウトロン・タンツイヤン・ブシウク即ち公

正にして偉大なる白象の王の尊號を有する暹羅國第二十二代の王ブラ・インタラツィヤの病及び死に關する史的敘述並に現國王ブラ・オンスリー(尊號はブラ・チャウ・ブラサトン・ブラ・チャウ・ツィヤン・ブシウク・ブラ・チャーウ・ツィヤン・トン・デシ・ブラ・チャーウ・ツィヤン・コデボルト即ち黄金の塔并に赤く白く尾の圓き象の王)が巧に王位を篡ひ、國政上の種々なる問題に關して執りたる處置に付して、Historiael verhael der sieckte ende doot van Pra Interratsia²² en Coninck in Siam, geintituleert Faeij loangh tsaeuwtrough thantsiangh Phceuck ofte den grooten rechteerdigen Coninck van den witten elephant. Item hoe den regherenden Coninck Pra Onghsrij (wiens titulen zijn Pra tjauw Prasathong Pra tiauwsiangh Peenck, Pra tjaeuw tsiangh thong dengh, Pra tjaeuw tsiangh Chobolt ofte Coninck van den gouden thoorn, insgelijcx rooden, witten, ende rontgestaerten elephant) de Croone loosgelijck geensurpeert, ende zich selven in verscheijden saecken, nopende de rege inger des Rijcx gedragen heeft があるが、抄譯して「暹羅革命史話」

とし、又本文の始めに、本書はファン・チーメン總督に捧げるために編纂したものであり、又書中に暹羅國情の敘述を省きたるは一六三八年に「暹羅王國誌」を著はしたためである旨を述べ、その次と卷末とに、古代諸國の革命に付いて感想を述べてあるが、煩を避けて省略した。

一、暹羅の人名及び地名の發音に付いては、三木榮氏の日暹交通史考を參照し、又泰國大使館の山口武氏の教を受けて誤なきを期した。茲に兩氏に感謝を表す。なほ假名書きとオランダ綴りの對照表を卷尾に附録する。

昭和十六年十二月

村上直次郎

第二部 暹羅革命史話 目次

一、小 引……………101

二、ブラ・インタラツイヤ王の病と、死の前兆……………101

三、國王忽然病に罹り、繼嗣選定に付大官達の意見を徴す……………101

四、國王その子を選んで繼嗣と定め、古來の國法に背いてその兄弟を排す……………105

五、オーヤ・シー・ウオラウオン國王の病狀に關して虚偽の發表をなす……………105

六、國王警戒を嚴にし、日本人及び武装したる兵士をして王子を守護せしむ……………105

七、王の死と稱徳……………105

八、大官を召集して王の死を發表し、王子は國王としてその席に臨む……………105

九、王子よりも王弟に好意を寄せたる大官達は捕へられ、或る者は死刑に處せらる……………110

一〇、死刑に處せられたる大官の身分、勢力及び名望……………111

一一、捕へられたる大身達の釋放と繼承に關して曖昧なる意見を述べたるものゝ處分……………111

一二、若き王戴冠して群臣より忠誠の宣誓を受く……………113

一三、陛下は沒收したる財産を分配し、オーヤ・シー・ウオラウオンにカラホムの職を授く……………113

一四、排除せられたる親王は僧侶となりしに拘らず、之に對するオーヤ・シー・ウオラウオ……………113

ン(今はカラホム)の悪計……………115

一五、日本兵の大佐オーヤ・セーナピモク親王を欺いて國王の手に渡す……………115

一六、親王は地中生埋の刑に處せられしが、不思議にも死を免かる……………116

一七、親王は強力なる軍隊を集め、暹羅王に奉ぜられて戴冠す……………116

一八、若き王大軍を出して親王を討ち、殿下の軍は敗れ、殿下は捕虜となる……………116

一九、親王は再び宣告を受けて残酷なる死刑に處せられしが、若き王に對し來らんとする不幸を豫告す……………116

二〇、刑死せる親王の與黨も亦殲滅せらる……………116

二一、死刑に處せられたる親王の元司令官の逃亡、捕縛、不思議なる技並に刑死……………116

二二、オーヤ・カラホムは國王を放縱に導いて滅亡に向はしめ、諸人に親切を盡してその心を收攬す……………116

二三、オーヤ・カラホムの家系、經歷、罪惡、處罰及び再起……………116

二四、カラホムは王を多くの不幸に陥れ、己の愛好するものゝ利益を圖り、父の遺骨を燒きて王の怒に觸れ、死を以て脅さる……………116

二五、カラホムは國王の威嚇を聞き、これに對してその徒黨と盟約を結ぶ……………116

二六、盟約を結びたる徒黨はバルケランをして更に王の意圖を探らしむるを適當と認む……………116

二七、バルケランはカラホムの行動に付國王に語らんと試みたるが、陛下は之を聞かず……………116

- びカラホムを威嚇す……………一四三
- 二八、從黨は散會して武装を整へ、バルケランは國王を欺くため宮中に赴く……………一四四
- 二九、オーヤ・カラホム及びその兄弟は王の司令官オーヤ・カバインを味方に附かしめ、彼は陛下を棄て、彼等を己の子とす……………一四五
- 三〇、オーヤ・カラホムは與黨と共に王宮を襲ひ、陛下はバルケランに欺かれて逃亡す……………一四七
- 三一、オーヤ・カラホムは王宮を占領し、昵近者に物を與ふ……………一四九
- 三二、オーヤ・カバインは玉座に着き、國王として承認せられんことを求めしが、オーヤ・カラホムこれに反對して彼を諫む……………一五〇
- 三三、逃亡せる國王捕へられて死刑の宣告を受け、其母と共に無慙にも處刑せらる……………一五一
- 三四、國王の味方も亦殺され又は倒さる……………一五二
- 三五、死刑に處せられたる王の兄弟の年齢十歳なるもの位を繼ぎ、オーヤ・カラホムは輔導役兼攝政となる……………一五五
- 三六、オーヤ・カラホムは彼と協力したるオーヤ・カバインの地位及び勢力を危険視し、巧妙に謀つて彼を殺す……………一五七
- 三七、オーヤ・カバインの富はカラホム及びバルケランに分與せられ、妻子は奴隸及び召使となる……………一六三
- 三八、カラホムはオーヤ・セーナビモクに對して計る所ありしが、不成功に終る……………一六二
- 三九、カラホムはセーナビモクに對し更に計つてその目的を達す……………一六四
- 四〇、カラホムは協力者オーヤ・セーナビモクを倒すため道を開き、リゴールの長官は彼の提議に依つて宮廷に召喚せらる……………一六六
- 四一、カラホムはセーナビモクをリゴールに派遣せんと努力せるが、ビモクは暹羅に留らんと計る……………一六八
- 四二、カラホムは巧にセーナビモクを説き、ビモクはリゴールの統治を受諾任官す……………一六九
- 四三、オーヤ・リゴールは多數の日本人を従へてその所領に向け出發し、カラホム及び廷臣等は之を喜ぶ……………一七一
- 四四、カラホムは全國の頭領又絶對の攝政となり、若き王は彼の謀略に依り學校に送らる……………一七三
- 四五、オーヤ・カラホムはその善政のため若き王よりも王たるに適任なりと認められ、陛下は不當にも宣告を受けて死刑に處せらる……………一七五
- 四六、國王は大王の長女を娶り、第二女をその兄弟に與へ、彼を國の繼嗣と定め、殺されたる王の母を死刑に處す……………一七八
- 四七、國王二人の罪なき姉妹を残酷なる刑に處す……………一七九
- 四八、オーヤ・リゴールが統治の始めに於いて行ひたる事……………一八一
- 四九、オーヤ・リゴールはその處置を國王に報じ、陛下は伴つて満足を表す……………一八三

昔アラビヤのシバの女王がエルサレムに来て、ソロモンの幸福なる治世を視、その睿智に感じて、主なる神はイスラエル人を愛し給ふ故、爾をその王に選び給うたのであると王に言つたが、レホボアム（ソロモンの子）が位を繼いで、苛酷な政治を行ふに及んで、この恵まれたる國に大なる騷擾と動亂が起つた。それで豫言者イザヤが、公正にして神聖なる人は不幸の日の来る前に召されて死すと述べたことは、至言として記憶すべきである。ソロモンが世に在つた間は、國內に難澁人も不平を訴へるものもなかつたが、叛逆に依る災が來らんとした時、王は召されて永遠の休息に入つた。右に述べた所は不幸な通羅王國にも當てはまり、ファイイ・ロアン即ち公正なる大王が、この國と人民を治めてゐた間は、國は榮え、宮廷及び人民は歡喜に充ちてゐたが、プラ・オン・チットが父の後を繼ぐに及んで、この繁榮なる國は大なる災難に遭つた。又神はソロモンにその國の擾亂を豫告

小 引

五〇、國王はオーヤ・リゴールに報ゆるため物を贈り、その勢力を怖れて密に彼を毒殺せしむ……………一八三

五一、死したる長官の子オコン・セーナビモクは不法にも父の地位に就いて國王に叛く……………一八四

五二、オコン・セーナビモクは戴冠してリゴールの王となりしが、貴族はこれを承認せず……………一八六

五三、リゴールに於ける恐ろしき殺戮及び破壊……………一八七

五四、日本人の没落と通羅よりの逃亡……………一八九

五五、リゴールの叛亂及び通羅國王の強壓……………一九〇

五六、通羅王の出陣とリコン・ラウの破壊……………一九一

五七、國王は地位を固めんため、彼と協力せるものを殺し、五人の若き王子を死刑に處す……………一九四

五八、國王は各地の君主と平和を結び、叛きたるバタニ人を服従せしむ……………一九九

五九、國王は最も忠實に仕へ、力を合はせて王位の篡奪を推進したるオーヤ・ブーセルークを殺さしむ……………二〇一

六〇、國王は重立ちたる大官達の間紛争を起し、彼等が團結して陛下の妨害をなすことなからしめんと計る……………二〇二

六一、國王の政治は一切の陰謀を防止す……………二〇三

六二、敘述の結尾……………二〇四

し給うたが、この國に於ても、神の攝理に依る、偶然でなく必然な事件が豫告された。蓋し必然な世界を支配し、假令豫知してゐても避けることが出来ないものである。ジュリアス・シーザルも、ヘンリー四世も、その滅亡の時刻が豫告されたにも拘らず、不幸な死を免かれることは出来なかつた。當國に於ても不幸の前兆が現はれ、暹羅王が、死去の約一年前に、象を捕へるためテアトルムに行つた時、暫くして一の不思議な形の巨獸が現はれた。それは白象に似たもので、右の牙はなく、左の牙は半分だけ存し、胸は高く十分に張り、尾は斷れて短く、背には白斑があつた。この恐しい怪物に依つて國王の終焉とその後に起るべき事が暗示されたのであるが、誰もこれを覺らず、必然なる不幸はこの國に於ても實現するに至つた。

これより陛下の病と死並に現國王が巧妙に王冠を奪ひ、正統の繼嗣は皆この世を去り、殆ど同時に絶滅したことを、順を追うて述べるであらう。

ブラ・インタラツイヤ王の病と、死の前兆

鬼の歳の末、第十一回の月が將に虧け盡さんとした頃原註に基督降誕後一六二八年十月に當るとあり、我が寛永五年九月である國王は平常に反して、甚だ氣むつかしくなり、群臣及び宮廷の奉仕者に對すること甚だ厳しく、些細な過失のためにこれを嚴罰に處し、或は獄に投じた。それで大官達は殆ど皆陛下に（國の重大事件に付いても）奏聞する勇氣を失つた。又國王は元來性質が溫和で臣民より大に親しまれてゐた故、この事は非常に悲しまれ、王の性質の急に變化したことは、生命の終る前兆であらうと懸念されるに至つた。

國王忽然病に罹り、繼嗣選定に付大官達の意見を徴す

前記の月が終り、第十二回即ち最終の月が盈ちつゝあつた時、王は突然昏倒したが、それより病が次第に重くなつたため、回復の望を失つて（オーヤ・シー・ウォラ・ウォン原註、宮内長官でオーヤは最高の位階である）の進言を容れて、長子（年齢十五歳で、常規を逸した悪い素質の王子）を繼嗣に選び、（國の古い法律に従つて當然位を繼承すべき）王弟を斥けようと考へたが、その選定に合法の觀を興へるため、オーヤ・シー・ウォラ・ウォンに命じて、大官達を召集し、王の考は秘し、各個人に就いて繼嗣に関する意見を徴せしめた。大官達は大多數黙して答へなかつたが、（シー・ウォラ・ウォンの指圖に従つて）若い王子は既に繼承に堪へる年齢に達した故、位を繼いで國を治むべきであると答へ、陛下には多數の王子が有り、王弟にも嗣子が有る故、王位は陛下の長子より離れる惧があると附言したのもあつた。オーヤ・カラホム、オーヤ・ケーウ、オブラ・タイナム、オブラ・シルシー・アンクラット、オブラ・チューーラ及びオロアン・タムトライロク等を頭とする他の大官達は、王弟が國を繼ぐべきであるといふ意見の主唱者で、大膽にも古來の國法に背くべからずと言つた。又全然國王の意見次第とし、兩親王共その任に適してゐる故、陛下が戴冠せしめんと欲する

方に忠誠なる臣下として服従するであらうと言ふものもあつた。

國王その子を選んで繼嗣と定め、古來の國法に背いてその兄弟を排す

國王は己の意志とオーヤ・シー・ウォラ・ウォンの進言とに従つて、遺言を以て長子を國の繼嗣と定め、この事が國法に背いてゐるに拘らず、死するに臨んで、己の死後王の遺命として大官達に傳へ、又王子を助けて位に即かしめ、これを守護し、常に國の政治及び福祉に心を用ふべきことをシー・ウォラ・ウォンに命じた。國王は自然の感情と諸子に對する父の慈愛より、斯の如くして王冠をその家に存置せんと計つたものと思はれる。正統の兄弟（二十六歳の親王であるが、資性優良にして諸人より愛せられてゐた）が當然王位を繼承して國を治むべきに拘らず、王は（王弟の懇請をも聽かず）彼を繼嗣と定めることを欲せず、長子に王冠を戴かしめ、王弟に服従することなからしめんとしたのである。

オーヤ・シー・ウオラ・ウォン國王の病狀に
關して虚偽の發表をなす

王の病中には、オーヤ・シー・ウオラ・ウォンの意を受けたもの、又は豫じめ通知してあつたもの以外には、何人も參内し、又は陛下の前に出ることを許されず、王の命令は悉く彼の口より大官會合の席及び顧問會議に傳達された。而して親王並にその徒黨及び國の成文法を守らんことを欲した大官達の警戒を解くため、シー・ウオラ・ウォンは日々王の病勢が減退して、死去の懸念なく、健康の回復は明かであると發表してゐた。

國王警戒を嚴にし、日本人及び武裝したる兵士
をして王子を守護せしむ

繼承に關する大官達の反對意見は大に國王を憂慮させた。殊にオーヤ・カラホム（王の象隊及び歩兵の大將）が陛下の兄弟である親王の與黨であることが明白となつた後、己の死後王子をして事なくその跡を繼がしめるため、オーヤ・シー・ウオラ・ウォンに命じて、オーヤ・セーナピモク（暹羅國に在留した約六百の日本兵の大佐）山田長政にその義務を盡すやう説かしめ、右オーヤを動かして王子を助けて位を繼がしむることを誓ふに至らしめ、武裝した日本人の十分なる數を密に王宮の外に配置した。オーヤ・カラホム（王は回復することなく、死するであらうと懸念してゐた）は、オーヤ・セーナピモク並に日本兵を味方となし、その援助に依つて陛下の兄弟なる年長の親王を位に即かせんと努力した。右の日本人は會談の際（シー・ウオラ・ウォンの勧めに従つて）カラホムに曖昧なる返答を與へたが、彼は（必要の際に）日本人等の援助を受くる望を失はなかつた。オーヤ・シー・ウオラ・ウォンは武裝した日本兵及び王の常備衛兵の外に、約四千の武裝した兵士を密に宮中に引入れ、又王の健康が回復した後、春季行軍を行ふを名として、一萬の武裝した兵を市外に配置させた。彼は斯の如くして反對黨を靜に眠に就かせ、陛下の味方

を強固にした。

王の死と稱徳

オーヤ・シー・ウォラ・ウォンは善く心を配り、王の希望に従つて王子を最も安全ならしめんため、一切の事を處理した後、王は大蛇の歳第一の虧月の二十二日原註に、一六二八年十月十七日に當るにこの世を去つて(群臣並に國民の大なる悲歎の中に)不安の店舗を閉ぢた。王は齡三十八歳で、一生の盛花時に在り、十九年の治世は概して平和で、數人の夫人に依り、男子九人女子八人を得たが、王の死した時には、未だ年少なものが多かつた。王は聰明温厚寛大で、生來争を好まず、學を好み信心深く、常に神々の祭事に意を用ひ、宗教、諸寺の管理及び國法の改善を計り、僧侶及び貧者に多く施し、祖先の何人よりも多數の寺塔及び僧侶の住屋を建築修繕した。又大官達が幸福にして美衣を纏ひ、好邸に住むことを計り、官吏を憐んで多數の住宅を建築させた。陛下は正しき法官と、徳高き人を愛し、國

民及び外國人のために心を用ひ、(暹羅國人の間に於ては)神聖にして幸運であるため、敵も王を害すること能はずと考へられてゐた。又多くの徳を備へ、顯榮なる祖先の出であるため、陛下は偉大にして公正なる王と稱せられた。

大官を召集して王の死を發表し、王子は國王としてその席に臨む

王が生命の糸を紡ぎ終るや、オーヤ・シー・ウォラ・ウォンは大官達一同を宮中に召集した。彼等は陛下の死を知らずに參内したが、シー・ウォラ・ウォンは泣き悲しんで、王が同刻世を去つたことを公表し、(但し多數の人は、陛下は長く前に世を去つたのであるが、その死は秘せられてゐたと主張する)、又王が長子の跡を繼いで王冠を戴き、シー・ウォラ・ウォンの輔佐と進言とに依つて國を治めんことを望まれた旨を傳へ、直に王子を導いて玉坐に就かしめ、國の正當なる繼嗣とし、又王として一同を接見せしめた。シー・ウ

オラ・ウォンは又父王の遺言状を以てその言を證明し、若き王子は各人より國王と崇められた。但し善意を以てこれをなすものもあつたが、又王子の味方の多勢であり、宮中に多數の武装した兵士がゐたためにしたものもあつた。

王子よりも王弟に好意を寄せたる大官達は捕へられ、或る者は死刑に處せらる

繼承に關して意見を述べる際、王の兄弟である親王に好意を寄せ、或は意見を曖昧に述べた大官達は、直に捕へられて重牢に入れられ、多數はその邸宅及び財産を沒收され、奴隸或は農奴を奪はれた。この時若い王はシー・ウォラ・ウォンの進言に従つて、捕へた中で最も大なる者三人を、國の正當なる繼承に對して謀叛を企てたものとして、宮門の一つであるタカムに於て斬に處し、首手及び足を斷ち、王宮の諸門の前に懸けた。而してその財産は悉く沒收して王の寵臣達に頒ち與へた。

死刑に處せられた大官の身分、勢力及び名望

死刑に處せられた三人は、全國の大身中最大の勢力を有し、富裕であり又賢明な人達であつて、先王の時には大に尊敬せられ、陛下の寵を被つてゐた。第一は象群の大將オーヤ・カラホムで、財産が裕で、私有の奴隸が二千人、象が二百頭、良馬が多數あり、最上級の大官六人中の一人であつた。第二は騎兵の大將オブラ・タイナムで、これより先五年、二箇月の間引續いてバルイラン^{原註、諸外國人の保護者であり又國庫の保管者である}の職に在つた。それで財産が甚だ多く、徳高く談話の極めて巧妙なため、先王は何人よりも彼を寵してゐた。第三はオロアン・タム・トライロクで、タナッサリの知事を勤めたことのある尊敬すべき老人であつた。右の人達は反對黨（若い王を誤らしめた）に憎まれ、又大に尊敬せられ、且富裕であつたため、過失なくして殺されたのであるが、彼等は人間が豫想せざる不運に遭遇することあるを承知してゐた故、能く其の不幸に堪へた。

捕へられたる大身達の釋放と、繼承に關して
曖昧なる意見を述べたるものゝ處分

死刑の宣告を受け、縛せられてタカム宮門に連れ行かれ、不當なる死の苦しみを味はんとしたオブラ・シルシー・アンクラットとオブラ・チャーラとは、日本人の大佐オーヤ・セーナビモクが己の身を以て護り、兩人を抱いて斬首を控へさせ、人を遣はしてオーヤ・シー・ウォラ・ウォンに赦免を請うてこれを得た。他の囚人達も亦僧侶の請に依りその死を免かれたが、彼等の爵位、官職及び財産を奪はれ、嚴しく禁錮され、王位繼承の上死刑に處せられ、或は追放され、又は釋放された。兩端を持って曖昧な意見を述べ、繼承を先王の意向次第とし、兩親王中何れが正當なる繼承で、國の統治に適してゐるかに付いて己の所信を明言しなかつたものは、その財産を奪はれ、或るものは官爵を剝がれて獄に投ぜられたが、陛下は後に至つてこれを憐んで釋放させた。

若き王戴冠して群臣より忠誠の宣誓を受く

ブラ・インタラツイヤ王の死去が公表せられて數日の後、若き王は戴冠して忠誠の宣誓を受けるため、大官一同並に國王の奴隸及び農奴を宮中に召集することを命じた。この事は直に實行され、ブラマ教の司祭がこの目的のために祝した誓の水を飲んだ。王はブラ・オン・チット・タルラツイヤの尊號を得、血を流すこと少く、又大なる騒動もなく、靜穩裡に死したる父の跡を繼いで國を治めることゝなつた。陛下は同日父の代に捕縛され、又は追放された大身數人を赦免し、又犯罪のために獄に投ぜられ、鎖及び枷に繋がれてゐたものを多數釋放し、この事に依つて若き王の名は稱へられた。

陛下は沒收したる財産を分配し、オーヤ・シ
ー・ウォラ・ウォンにカラホムの職を授く

若き王は戴冠して國を治めるに至つて、大身達を死刑に處した爲に生じた空席を補充し、尊敬すべき才能ある人々にその職を分ち與へ、又（斯の如くする價值ある）大官達に對して恩恵を施し、これに依つて王位を一層安固ならしめるやう、オーヤ・シー・ウォラ・ウォンに勧められた。彼は又オーヤ・カラホムは重要且名譽の職である故、これに任すべき人の性質、經歷及び行跡に特に注意する要あり、又カラホムは最大なる兵權を掌握する故、忠誠な人でなければ王位に不利なるのみならず、大なる危険を及ぼす惧があると説き、己は（名聲及び収入は減少するけれども）國王を愛し、國家を安全ならしめんと欲するを以て、假にカラホムの職に就いても異存はないと述べた處、王は思慮が足らず、シー・ウォラ・ウォンの進言をそのまま採用して、死刑に處せられ拘禁され又は追放された大身達より沒收した財産を寵臣達に頒ち與へ、シー・ウォラ・ウォンには死刑に處せられたカラホムの財産の大部分と名譽官職及び収入を授け、その兄弟原註、先王の諸王子の教師、小姓頭、侍從次長、御衣裳及び寶玉の監視役であつたをオーヤ・シー・ウォラ・ウォンとなして宮内長官に任じた。又國の政治はカラホムをして主としてこれに當らしめ、斯の如くして陛下は位及び國を保全し得ると信じてゐた。

排除せられたる親王は僧侶となりしに拘らず

これに對するオーヤ・シー・ウォラ・ウォン

（今はカラホム）の惡計

先王の兄弟である年長の親王は、陛下の在世中世を棄て、僧服を纏つた。その理由は、殿下が王冠を奪はれ、之を得べき望の絶えた事と、（懸念された）生命を保全する事にあつた。暹羅に於ては古來の國法に依り、僧侶は僧服を纏つてゐる限り、俗界の法官の裁判を受けざる特權を有したのであるが、オーヤ・シー・ウォラ・ウォン（今はオーヤ・カラホム）は、先王の在世中親王をその兄弟である陛下の名を以て（命令はなかつたが）宮中に招いて一室に閉ぢ込め置き、王の死したる際殺さんと圖つた。然るにカラホムの祖母（國內に知られた最も賢明な婦人）はこれを止め、王はなほ世に在り、その終焉も不確であつて、王が若し回復したならば、その兄弟のために復讐するであらう故、大なる危険が

ある。殊に神々及び僧侶を甚しく冒瀆すれば、天恵を受けず、僧侶の祈禱を頼むこと能はざるに至るであらうと説いた。カラホムは道理に動かされて、親王（不幸が如何に身に迫つてゐるかも知らなかつた）を家に還らせることとし、國王は深き眠に陥つてゐる故、殿下と語ること能はずと辯解し、親王はこれを事實であると思つてゐた。

日本兵の大佐オーヤ・セーナビモク親王を欺

いて國王の手に渡す

若き王が位を繼いで戴冠し、國を治めるに至つた後、その叔父である親王を屢々宮中に招いたが親王は參内して陛下の前に出ることを拒んだ。オーヤ・カラホムは大に憤り、これに付いてオーヤ・セーナビモクと協議し、又彼に物を贈り高い地位を約して、親王を欺き僧服を纏はず參内させることをオーヤに誓はせた。オーヤは親王の許に赴き（偽つて）その兄弟である國王の死、殿下の不幸及び多數の善き大身達の殺され追放され又は獄に投

ぜられたことを歎き、若き王の放縱なる生活、嚴しき政治及びオーヤ・カラホムの權勢に付いて縷述し、彼並に多數の大官皆大にこれを不快とし、屢々密議して若き王及びカラホムを除き、殿下を王位に即かせんと圖つてゐる旨を述べ、親王が若し彼と共に宮中に赴いたならば、彼は日本兵及び他の黨與と共に、國王並にカラホムを國外に逐ひ、殿下が王位に即いて國を治められるやう計るであらうと言つた。親王はオーヤ・セーナビモクの言を信じ、起つてオーヤと共に王宮に向つた。門に到つて殿下は多數の武装した日本兵を發見し、一層オーヤを信頼した。是に於てオーヤ・セーナビモクはその詐謀を實行せんと欲し、親王に對し、王宮内に在る部下の兵は有利の地位を占め、只管親王の參内を待つてゐる故、殿下は僧侶としてでなく武人として彼等の前に出でねばならぬと言ひ、殿下に黄衣を脱いで親王の盛装を着けるやう勧めた。親王はこの言に動かされ、彼を欺くものゝ勸に従つて宮門の中に入ったが、不幸にも捕へられ、縛せられて王の前に引出された。陛下及びカラホムは、彼等が謀を以て敵に勝つたことを喜び、大にオーヤ・セーナビモクに感謝し、欺瞞の處置に對して物を贈つた。

親王は地中生埋の刑に處せられしが、不思議にも死を免かる

王及び顧問會議は親王に對し死の宣告を下したが、陛下も會議も殿下に手を下し、血を流すことを欲せず、ビプリに送り、同處の地中に掘つた洞窟に親王を置き、日々食糧を運滅して生命の終るに至ることに決した。而して嚴重なる監視の下に之を實行し、國王の命を受けたものが毎日三回殿下を見舞ひ、生命の絶ゆるを見届けることゝした。親王が慘酷な刑罰を受くるため都より護送された時、オロアン・マンコンと稱する血族の一人が、その兄弟と共に密にビプリに遁れ、同所の僧侶に親王に對する判決を告げ、死刑に處せられんとするものを刑吏の手より救はんことを請うた。僧侶達は王の怒と親王を護送した兵力とを恐れ、公然の手段に出ることを欲しなかつたが、殿下が國の正當なる繼嗣であり、自ら僧服を纏ひ（その生命を保全するため）常に寺院を保護し、宗教を弘布し、これを尊崇

してゐたことを想起して彼に同情し、オロアン・マンコンとその兄弟並に彼等の奴隸を援け、夜間に他の穴を（坑道の形に）地中に掘り、殿下がゐた洞窟に達せんと計つた。オロアン・マンコンは親王を愛し救出を熱望してゐた故、一夜單身穴掘に従事してゐた間に、殿下が頻に歎息し、甚だ切迫した終焉前に、今一度水を飲みたいと言つてゐるを聴取る程接近した。是に於てオロアンは欣喜の餘り僧侶の許に走り行き、殿下がなほ生存せることを告げ、暫く協議した後、オロアン・マンコンは僧侶の同意を得て己の奴隸の一人を絞殺し、共同して掘つた坑道を通つて死體を洞窟に持込み、親王の衣服を着せ、殿下を悲惨な洞窟より連出した。監視人は夕刻殿下の病狀を見て去り、翌朝例の通り洞窟に來り死體を發見し、殿下が死亡したものと考へて、死體に觸れず、又他に何事もなすことなく、洞窟を埋め、喜んでユヂヤの市に歸り、國王及び廷臣に殿下の死を報告した。陛下はこの時その敵は悉く滅した故、何人の妨害をも受けず、平和に國を治めることを得るであらうと考へた。

親王は強力なる軍隊を集め、暹羅王に奉ぜられて戴冠す

親王は僧侶の看護に依つて速に健康と體力を回復した。そこで僧侶は大に喜び或る者は僧服を脱して武装し、頭立つた大身及び身分ある市民に、親王が生存し奇蹟的に脱出したことを告げた。是は親王の意に反したことで、殿下は己の脱出したことが秘せられ、若き王の暴政に依り、貴族及び一般人民の不滿が増大し、従つて己に味方するものゝ増加するを待たんと考へてゐたのである。多數の有力にして身分ある人達は、成功を期して密にビブリに赴いた。オロアン・マンコンは、膂力と武勇とを以て名あり、暹羅國に於て大に尊敬されてゐた故、急いで各地に赴き、事の顛末を語つて多數の兵を集め、親王は間もなく約二萬の強力な軍隊を得た。(この中に大身貴族及び廷臣が多數あつた。)殿下はこれを以てビブリの市を守り、戴冠して暹羅王となり、國の諸官職をその黨與に分ち、オロアン・

マンコンを總司令官に任じた。これはオロアンが、殿下を獅子の口より救出したこと、又王家の血を引いて居る上、軍人として經驗があり、且魔術に達し鋼鐵その他人間の武器は彼に傷つゝること不可能であつたことに依るのである。親王は速に附近の各地を服従させ、又多數の人の來援に依り、全國を平定するであらうと見えたが、運命は異なる決定を與へた。

若き王大軍を出して親王を討ち、殿下の軍は敗れ、殿下は捕虜となる

國王はその叔父である親王の救出、生存及び叛起を聞き、道を悉く閉ぢて諸人が親王の許に赴くことを防止し、速に一萬五千乃至二萬の兵を集め、日本人七八百人と共にオーヤ・カバイン(總司令官)引率の下にビブリに派遣した。併しカバインは叛軍が整然としてゐたため、これを攻むること能はず、更に軍兵を派遣せんことを若き王に請うた。この

間に兩軍の諸部隊は屢々衝突して多數の死者を出した。日本人の大佐は（オーヤ・カラホム）の勸に従ひ、且オーヤ・カパインも承知の上、親王の司令官と謀を通じ、（偽つて）部下の日本人と共に味方し、その兵と合することを約した。彼等は數回協議した後、オーヤ・セーナビモクは翌日部下の日本人と共に戰場に臨み、オロアン・マンコンは手兵を率ゐてこれを邀撃し、双方火薬のみで射撃して殺傷を避け、セーナビモクは窮餘捕虜となつた如き様子で己を敵の手に渡すことを約した。この協約（互に血を啜つて定めた）は親王とその司令官の信する所となつたが、彼等が三度日本人に欺かれたことは後に明になつた。彼等が定刻戰場に臨んで接近した時、日本兵は激しく攻撃し、暹羅兵も之を援助し、オロアン・マンコンは多數の兵を失つて逃ぐるに至つた。この間に若き王の送つた多數の兵士がビプリに着き、謀叛人はこの大軍に抗すること能はず、親王はリゴールに遁るゝ決心をなした。而して殿下は安全に通行せんため、少數の従者を隨へて出發したが、オーヤ・カパインは親王の逃亡を聞いて追撃した。司令官は之を阻止せんとし、兩軍相接して激しく戦つた後、オーヤ・カパインは勝利を得、叛軍は（多數の大貴族及び最良の兵士を亡つて）

逃走し、親王はリゴールに到る半途で捕へられ、部下の多數と共にユチヤに曳かれた。

親王は再び宣告を受けて残酷なる死刑に處せられしが、若き王に對し來らんとする不幸を豫告す

若き王及び顧問會議は、再び親王に對して死刑を宣告したが、殿下はその通達を受けた際、生命の終る前、御前に出ることを懇請して之を許された。この時親王はその甥に當る若き王に多くの好い注意を與へ、誠に善い言を以て彼に教へたが、その要領は左の通りであつた。

余は正統の叔父で、王國の正しい繼嗣であるけれども、神々より與へられた非運に依つて死の時を待つ敗殘の親王として陛下の前に出たのである。併し勇あるものは生命の存する限りこれを敵視せず、終焉の來た時これを悲しむものでない。何故かといへば、死はこ

の悲惨なる世界に於て、一切の艱難を販く家を閉づる門である。それで余は生命を輕んぜず又死を怖れぬ。陛下は當然余に對して友情を示さるべきであるに、却て殘酷なる待遇をされたが、余は勝利よりも寧ろ斯の如き敗北を可とするものである。唯一つ望む所は、余の苦難が陛下の戒とならんことである。良友が示すことを得べき最善の好意は、重要な事あるに臨んで善き進言をなすことである。陛下若し國王とならんと欲せば、思慮なき放縱なる生活を止め、正義を守り、徳は決して攻落すること能はざる堅固な城壁、又流れて止まざる水、消えることなき火、負ふものゝ疲勞することなき荷物、價の減することなき寶、決して敗れざる軍隊、誤ることなき路標、背かざる友、又消滅せざる名聲であること知らねばならぬ。又國王の心の正しいことを示すには、神々を祭り祖先の家を尊び、己の名を揚げ、友を喜ばせて、彼等の陛下に對する愛を増させねばならぬ。左すれば善人は心を傾けて陛下に仕へ、悪人は怖をなして自ら敗亡するであらう。國王は善言に依つて大に愛せられ、公正に依つて大に畏られるものである。最後に余の苦難が陛下の戒とならんことを望み、余が豫想したことなく又報復すること能はざる不幸を忍ぶであらう。若し

余が肉體の死に依つて、陛下の地位が安固になり、國が治まれば、余は喜んで死に就くであらうが、憐むべき人間である余に對してなした事が、陛下の身にも及ばんことを惧れるのである。陛下若し來らんとする不幸を免かれんと欲せば、オーヤ・カラホムを信任すること勿れ。彼は年少の時より惡事を働き、不信の行爲をなし、陛下の父なる王はそのために屢々彼を罰したのである。彼は密に謀つて陛下の頭より王冠を奪ひ、又生命を奪ひ、余が兄弟である陛下の父の家を滅し、自ら王國を治めるであらう。

親王の右の如き忠告は、正統の叔父に對する國王の同情を動かすに至らず、陛下は判決に従つて刑の執行を命じた。因つて親王はワット・ブラミンコ・ブラーヤ寺（王宮と相對面せるこの寺院には墓地があつた。）に曳かれ、赤き布の上に坐つて白檀の棒を以て胸を打たれた。是は暹羅に於て王族に對してのみ行ふ古來の死刑の方法である。遺骸は布及び白檀の棒と共に穴に投じたが、そのまゝ同所で腐朽するに至つた。これが當然強大なる王國の冠を戴いて王となるべき親王の不幸なる終焉で、甚しい非運であつた。親王は二十六歳でその生命の開花時に在り、性質は善良で、風采は優れ、若し王位に即いたらば多くの徳

に於いては、死したる兄にも勝つたであらう。

刑死せる親王の與黨も亦殄滅せらる

親王の死は多數の大官、富豪、中流人及び貧民の間に同情を以て歎かれたが、皆これを秘し、公表するものはなかつた。殿下に心を寄せて、その與黨となつた尊敬すべき人達は多く殺され、その他は財産を奪はれ、又大官で賤しき奴隸となり、兵士で王の農奴となつたものも少からず、親王に心を寄せたものは、短期間に全く滅されたのである。

死刑に處せられたる親王の元司令官の逃亡、

捕縛、不思議なる技並に刑死

死刑に處せられた親王の司令官であつたオロアン・マンコンは、仕へたる主君の敗死し

たことを甚だ悲しんだが、國王の嚴重な搜索を免かれ、生命を全うせんため、諸處に逃げ、遂に夜中密にユヂヤの市に入り、オーヤ・カラホムをその邸に襲うて之を殺さんと謀つたが、カラホムが同夜宮中に留つてゐたため、失敗した。オロアン・マンコンは己の邸に歸り、大妻及び側室の一人を連れてベグーの國境に在るブラ・ソブサクセ・クラムに通れ、同所に留つて、魚を釣り、獵をなし、又神の力に依り自然に生じた田野の産物を得て、貧しく暮してゐたが、住所が（他と離れてゐたが）遂に發見され、妻女達は彼の出獵中に捕へられて同所の代官の許に曳かれた。オロアン・マンコンは妻女達が捕へられて法官の手に渡されたことを知り、附近の町に行つて何人であるかを告げ、進んで彼等の手に己を委ね、ユヂヤに送らんことを請うた。法官達は豫て彼の膂力あり魔術の心得を有するを知つてゐた故、彼を逃さざるやう體を七個所縛つた。マンコンは嘲笑し、自ら進んで法官に己を渡したものは、鐵及び繩を免さるべきである。予若し生命を愛せば、爾等の中に予を捕へ、又は留置くことの出来るものは一人もないと言つて、枷及び繩を腐朽せる麻の如く悉く破棄した。（周圍にゐたものは驚歎した。）そして予が若し己の力と術を現さう

と思へば、爾等の中多數は死するであらう。併し余は死せんことを欲する故、予を縛せずしてユヂヤの市に連れ行け。暴虐なる王と親王殺しのオーヤ・カラホムの心は、予の血に渴してゐる故、その望を達せしめよと附言した。オロアン・マンコンがユヂヤの市に着いた時、王は大に喜んだ。陛下は魔術と脅力のため彼を愛してゐた故、生命を全うせしめんと欲し、オーヤ・カラホムを彼の許に遣はした。カラホムは己の意に出たやうにして、マンコンを動かさんとし、若き王に仕へ、忠誠を誓へば必ず生命を全うすることを得べしと説いたが、オロアン・マンコンは聽かず、予が君なる國王は死し、正當なる繼嗣である王子は若き王と爾が殺させた。故に予も亦死せんことを欲する。予は親王を殺し、諸人の血を啜り、この繁榮なる國を滅し、一般の平和を破る違法の王並に爾カラホム及び一黨に服従せず、又忠誠の誓をせぬと言つた。カラホムは彼の言を悉く陛下に傳へた。そこで王は、劍を以てオロアン・マンコンを殺すべき宣告を下した。そして普通の刑場に曳かれた時、彼は周圍の人に、國が危険に瀕せることを告げ、來らんとする不幸を豫言し、最後に己の脅力と魔術を誇り、若し今日まで知らなかつたもの或は眞偽を疑ふものがあれば、現實に

示すであらうと言つた。刑吏は刑を行ふため彼を横臥せしめたが劍を以てその體を斬ることも傷つくることも出來ず、體を打つ毎に鐵床を打つ如き響を發し、劍の刃は鈍つた。この時オロアン・マンコンは起つて彼を縛した繩を斷ち、刑吏を捕へ、喉を扼して之を殺し、而る後水を求め、呪文を唱へてこれを祝し、その水を飲み又身體に撒じ、右の手の食指をこの水に浸し、これを以て左側の短かい肋骨の上に一つの印を附け、原註、通譯で人を斬る時には左側の短い肋骨の上を突いて内臓を流し出す習慣であるその刑吏に對ひ、この印の上を狙へ、若し失敗すれば前の刑吏の側に倒すであらうと言つて横臥した。刑吏は一撃を與へたが死に至らしめることは出來なかつた。オロアン・マンコンはクリス(劍)を求め、これを以てその心臓を突くと命じ、若しこれをなさねば刑吏を殺すであらうと言つた。斯の如くして國王が怖れた恐るべき人は死んだ。陛下並にカラホムはその死を喜び、今は親王並にその一黨は滅亡したと叫んだ。オロアン・マンコンの存生中は、親王のために復讐を計るものがあつたのである。

オーヤ・カラホムは國王を放縱に導いて滅亡
に向はしめ、諸人に親切を盡してその心を收
攬す

若き王は統治の初めより、放縱にして自ら制することなく、無思慮に日々を過し、國の繁榮を思はず、大官に對しては傲慢、平民に對しては峻嚴で、その父に似た所が少かつた故、臣民より怖れられた、又長じては苛酷にして争を好む君となるであらうと考へられ、王が日常象を率ゐて戦ひ、馬に乗り、武器を用ふることゝ、その峻嚴なる態度とは之を證して餘りがあると思はれた。それで諸人の心は（敢て之を言明するものはなかつたが）國王より離れた。陛下は大官及び平民の間に起つた事には少しも注意せず、國の政治は殆んどオーヤ・カラホムに一任し、己を國王の地位より逐ひ、王冠を奪はんとするものがあらうとは考へてゐなかつた。オーヤ・カラホムは善くこの事を承知してゐて、日々大官の集

會に於いて王の異常な性質、放縱な生活、無思慮残忍及び暴虐を歎き、國政の負擔は甚だ重いが、先王の遺託があり、血族關係と職責とに縛られ、陛下の名譽を高くし國の幸福を増進するやう一切を處理してゐると言つた。日々の談話及び交際に於いて、カラホムは丁寧親切を盡し、アブサロムの如く友情を以て諸人の心を收攬した故、諸人の尊敬は加はり皆彼の交誼を求め、進物を以てこれを買はんと力めた。それで祭日その他定まりたる日には彼を訪ふものが多く、恰も第二の國王又は全權を有する攝政のやうであつた。

オーヤ・カラホムの家系、經歷、罪惡、處罰
及び再起

この著述の記事を明瞭にするためには、オーヤ・カラホムは何人より出たか、その生來の行動が如何に粗暴であつたか、彼はそのために屢々刑罰を受けたが、如何なる方法に依つて再起したかを略述することが必要であると信ずる。カラホムの父は、大王ラブライヤ王の

母の正統の兄で、オーヤ・シー・ダルマ・チラーヤといふ王室の尊稱を有してゐたが、官職に就いたことはなかつた。この人は性質が善良で、交際に巧であつた故、多數の人より愛せられ、大王も叔父に當る彼を寵遇したが、彼の子の悪事のため屢々彼を牢に投じて罰した。カラホムは幼少の時より宮中に養はれて大王のマハトレック即ち小姓となり、十三歳の時にはオモンシーとなつて、マハトレックの監督に任ぜられた。彼は善く事理を解し、勇氣もあつたが、放縱で酒に酔ひ、賊を働き、屢々夜盜掬摸暴力團等の仲間に加はつて發見され、この悪事のため王は自ら手を下して彼の頭に傷つけ、又彼を長期間獄に繋いだ。だが、彼の父の妹である陛下の母の請に依つて解放した。彼は國王の慈悲を蒙り、十六歳の時ブラモン・シー・サラパの名を與へられて小姓の頭となつたが、依然粗暴な生活を續け、十八歳の時死に當る罪を犯したことは今詳細に述べるであらう。暹羅に於ては稻の古株を焼いて虫及び雜草を除き、而る後田を再び鋤く際に、國王が多數の從者を隨へて出で、田の惡魔を祓ひ、これを平野より追ひ、米が害を被らずして成長するに至らしめることが、數百年來の習慣であつて、これを行はぬ時は、その年は不作となり、陛下自ら行つ

た時は三年の内に死去した。この事に付いて數學者及び占者に諮問した處、天の運行を觀測した後、國王が若しこの習慣を改めて田の祓を大官の一人に命ずることなく、依然自ら行つたならば、三年の内に死するであらうと言つた。そこで國の供給長官ブーレチップがこの任に當らせたが、彼も亦急死の不幸に遭つた。數學者は再び占つた後、この人の身分が高過ぎた故であつて、後繼者も亦同様の不幸に遭ふであらう。因て更に賤しいものを用うべきであると言ひ、その理由として、惡魔は過分の待遇を與へられたために傲慢となり、神々は國王及び國の供給長官が、身を下して惡魔驅逐に従事したことを怪しんだと述べた。是に於て國王及び顧問會議は私人にオーヤ・ケーウカウの稱號を與へて行はせるとし、數學者及び僧侶も贊成した。このオーヤは孤立した場所に住み、他に官職を有せず、田を祓ふべき定日以外にはその小屋より出ることがない。當日彼は宮中に赴いて國王の前に出で、國王の衣裳を着け、頭には國王のピラミッド型の冠を戴き、國王のピラミッド型の小室に納つて、人の肩に擔はれ、恰も國王であるやうに、侍從及び樂隊を從へて宮中を出た(隨從者は少數である)。大官、宮中の侍臣及び市民は國王に對すると同じ敬禮を

彼に對して行はねば罰せられた。彼は當日得る罰金の外に収入はなかつたが、この収入は途中で出會つた人、又は彼が通過する街で家を閉ぢず、商店或は露店を開いてゐて、王に對する禮を行はなかつた人達より掠奪し、或は賠償を命じて得るものであつて、通常暹羅貨幣三斤即ち三六〇グルデンに達するのであつた。當日彼が宮中を出た後は、恰も國王のやうな權威を有し、又奉仕を受け、眞の國王は宮中に留り、稻の王の外何人にも面會しないのである。稻の王が田に着いた時には誰でも隨意にその部下と鬪ふことは差支ないが彼並に護衛兵を襲ふことは許されず。これをなすものは死刑に處せられた。稻の王が激しく鬪つて勝利を得た時は、暹羅人は來るべき米作の豊なることを信じ、彼の部下が若し敗れた時は、米作が不良で多く稔らず、若し田より追出されれば惡魔が田の生産力を減じ新作物を減すと考へた。それで當日は激しい戦が起つて、死者數人を出すのが常であつた。稻の王は夕刻に至つて宮中に歸り、その行つた事を國王に報告し、王冠及び王衣を脱し、その貧しい小屋に歸るのであつた。彼は當日多額の罰金を得れば來る年は豊に暮すことを得、若し然らざれば貧しく暮さねばならなかつた。オーヤ・カラホム（ブラモン・シー・

ラバと稱し、約十八歳であつた時）はその弟（今はフェイナ即ち親王となつた）と共に象に乗り、奴隸を率ゐて當日田に出で、激しく稻の王及びその護衛兵を射て、悉く殺さんとした。護衛兵は稻の王を護り、勇敢に石を投じてブラモン・シー兄弟に傷をつけた。是に於いて彼は劍を抜いて激しく迫り、稻の王は部下と共に逃げたが、彼は追撃してその數人に重傷を負はせた。稻の王は宮中に赴いてこの事を國王に訴へた。それで王は怒つてブラモン・シーを宮中に召喚したが、彼は陛下を恐れて參内せず、僧侶の許に身を匿した。王はこれを甚しい惡行と考へ、ブラモン・シーの父オーヤ・シーを重禁錮に處し、若しその子が出頭せねば彼を殺すと脅した。ブラモン・シーはこれ聞いて王の前に出て慈悲を願つたが、陛下は小姓に命じて彼を捕へさせ、自ら手を下し、その兩脚の膝の上より下方三個所に傷をつけ、獄に投じて體を五個所縛つた。彼は五箇月間獄内にゐたが、チャウ・クロア・マハーヂ・チャン（ブラ・ナリット即ち黒い王の老妃）の願に依つて釋放された。ブラモン・シーは屢々王に罰せられた後その怨を報いんと欲し、王が弟のブラ・オントン及びブラ・シーシン兩人を大に愛してゐることを承知してゐたに拘らず、害を加へん

白となつて釋放された。その後國王は武力を以てカンボヂヤを征服せんと欲し、大なる軍團二個を編成し、一團は自ら統率して陸路を進み、他はオーヤ・アウブラット原註、全貴族の頭又總督である及びオーヤ・バルケラン引率の下に水路を進ませた。プラモン・シーはこれを聞いて（縛を解かれて）彼等に從つて戰爭に臨まんことを望み、彼のため王に懇願することを右のオーヤ達に求めた。彼等はこの願を國王に取次いだ處、陛下は動かされてプラモン・シー並に共謀者を釋放し、水路カンボヂヤに赴かしめた。出征（效果はなかつたが）中彼は善く努めたので、歸つた後再び寵を受けて宮中に入り、國王よりソンバン・モーンの稱號を授けられた。併し彼は未だ昔の心を失はず、王の兄弟の妾を誘惑した。因て陛下は死刑を宣告したが請願に依つて赦し、三年の間牢に繋いだ。その後王の母並に彼の父の願に依り彼を釋放したが、彼はこの時より善き生活をなし、能くその任務を果した、王は彼にオーヤ・シー・ウオラ・ウオンの稱號を與へて宮内長官に任じた。その後王は病に罹つて死に至つたが、シー・ウオラ・ウオンは王の病中常にその側に侍し、唯一の顧問となり、甚だ巧に一切を處理した、若き王が國を治めるに至つて、オーヤ・カラホムとなり、後に王冠

と企てた。そしてこの目的のため自邸であるワットラカム（王より與へられた）にその友であるオロアン・ビーボン原註、後にオーヤ・コライクーン・シサブ・カン原註、今のオークラー・ラ・エプチョン原註、今のオーヤ・セルク・オモン・チョン・ナイ・チャウワン原註、今のオーヤ・バルケランの四人を招いて好く饗し、アラク酒を以て愉快にした後、陛下より數回被つたる危害に對してその兄弟（同一の區に邸を有した）に報復することを提議した。彼等は相互の血を啜つて計畫を援助する誓を立て、盜賊の如く夜間王の兄弟の邸に侵入して兩人を殺すことに定めた。然るに彼等の協議は共謀の五六日後、プラモン・シーの奴隸に依つて暴露されて王の聞に達した。陛下はプラモン・シーを面前に呼び出し、何故彼の愛する兄弟に對して恐しい殺害を企てたかと尋ねた處、彼はこの事を否認して誓を立てた。併し王はその事實であることを確信して大に怒り、長い日本劍を抜いて斬らうとしたが、劍は梁に當り、打撃は防ぎ止められた。プラモン・シーは逃げんとしたが王は彼を捕へさせ、己の手を以てその肩及び背に多數の傷をつけ、彼の共謀者並に奴隸一同と共に、盜賊と同じ獄に投じた。プラモン・シーの父であるオーヤ・シーも亦捕へられたが、在牢一箇月の後に罪のないことが明

を奪つて自ら國王となり、王家の血統を殆ど絶やすに至つた。

カラホムは王を多くの不幸に陥れ、己の愛好するもの、利益を圖り、父の遺骨を焼きて王の怒に觸れ、死を以て脅さる

オーヤ・カラホムは謀を用ひて、家が舊く身分高く、又富裕であるため尊敬されてゐた大官の多數を國王の怒に觸れさせた。陛下は欺かれて彼等に對し不當な憎惡の念を懷き、その中數人を殺し、又は追放し、或る者の官爵を褫奪し、諸人の財産を沒收し、空位となつた職をカラホムの愛好するもの及び引立てたものに與へ、沒收した財産を彼等に頒つた。これに依つてカラホムは益々愛せられ又怖れられた。この際カラホムの末弟がこの世を去つたが、その父も亦大王の死する前に在世の終焉に達し、暹羅の習慣に従つて立派に焼かれた。カラホムはその弟の死體を焼くに當つて、父の骨を再び焼いた。是は國王及び

王子の外何人も享くべからざる榮譽で、己の力量或は選舉に依つて（王族の絶えた際）國王の榮位に即いたものは盛大な儀式を行つて、その兩親又は家族の遺骨を焼かせることが出来るのであつた。カラホムの兄弟の死及びその父の遺骨に對して敬意を表する爲め、大官中最も高位なもの、大部分並に多數の僧侶は、彼の招に應じて日々その邸に集り、この會合は三日間繼續し、（是は暹羅の習慣に反してゐた）實に盛儀を極め、大官については皆て見たことのないものであつた。王の母（官職補任の際カラホムの處理に疑惑を懷いてゐた）は、この機會を利用してその子にカラホムを憎ましめんと欲し、カラホムを嫉むもの達と共に、若き王に讒言し、彼の爲す所が常に陛下の恥辱となつてゐることを告げた。王は大に怒り、己の最大な支持者であり又保護者である人を殺さうと決心したが、その實行について思慮が足らなかつたため己の滅亡を招いた。王は母の勸に従つて三日目に正廳に出で、玉座に着いて大官達の不在に不満を表し、皆何處にゐるか、彼等は何故日々宮中に來り、適當な席に着いて吾に謁せぬかと問うた。オーヤ・バルケラン（カラホムの徒黨の一人で、日々參内して王が不満を表するか探らうとしてゐた）は答へて、オーヤ・カラホ

ムはその兄弟の遺骸と父の骨を焼くために忙がしく、大官達は葬儀に参列してゐると述べた。王は怒の餘り考慮することなく、聲を勵まして暹羅國には王がある、吾は正當に冠を戴いた王で、諸人は皆吾を尊敬し、服従する義務があると考へてゐたが、吾は空名を懷き、カラホムが實際の王であり、大官達は奉仕の義務を忘れ、吾を棄て、カラホムの許に走つたものと思はれる。併し吾はその汚れた巢を破壊して、カラホム及び其の徒黨を宮中に召喚し、諸人特にカラホムに相當な報を與へ、今後諸人が斯の如く彼の許に参すること防止し、彼が慢心してその父及び弟に示した名譽を、その死後に受けさせぬであらうと述べた。オーヤ・バルケランは謙遜な態度で王の怒を解かうとしたが、陛下は彼をカラホムの徒黨の一人と認め、死を以て彼を脅かし、直に親衛兵及び侍臣達を武装させた。斯くて陛下は大なる不満を懷いて玉座を離れ、その威嚇がカラホムの耳に達して、その徒黨を武装せしめるであらうとは考へ及ばなかつたやうである。

カラホムは國王の威嚇を聞き、これに對しその徒黨と盟約を結ぶ

オーヤ・バルケランは密に王宮を出で、急いでオーヤ・カラホムの許に到り、陛下の口より聞いたカラホム及びその徒黨に對する威嚇を語つた。カラホムはこれを聞いて悲痛の容貌で歎息し、この急變の原因を知らうとした大官達（多數彼の側にゐた）に對ひ、王の企圖を雄辯に話し、陛下の怒が若し己の血のみを以て解け、汝等が皆赦免を得れば己の死することは恐れぬが、陛下は汝等の中で最も寵遇を被り、又最も高位である予を責めて死に至らしめると脅かした。それでは汝等には何程の苦痛が及び、又汝等は如何してその暴虐な手より遁れ、その惡計を防ぐことが出来ようか。又我等が皆死した後には、全王國及び人民は如何なる危険に瀕するであらうか。陛下が年少、放恣で敬虔ならず、異常であることは、汝等一同が予と同じく知る所であつて、陛下が若し大官及び賢明な顧問達を失つ

たならば、必ず外國との戦争又は内亂が起るか、或は兩方一緒に起り、これに依つてこの繁榮な國は亡び、又は外國人の支配を受けるに至るであらうと言つた。カラホムは右の調子で多くの理由を擧げ、彼等一同を脅かした當面の不幸を歎いた處、諸人悉く味方に付き、直に（互の血を啜つて）盟約を結び、カラホムも亦彼等の中何人も、この暴虐な手に依つて死することなきやう共同して防衛し、陛下の意圖に反抗することゝなつた。

盟約を結びたる徒黨は、バルケランをして更に國王の意圖を探らしむるを適當と認む

王は激怒の餘り思慮なく威嚇したのであるか、又は眞劍に語り、これを實行せんとしてゐるか探るため、オーヤ・バルケラン（大に勇氣があり又雄辯であり、宮中に於て育ち、長く國王の小姓の頭であつた）をして急いで陛下の許に到り、カラホムの所行を辯明し、若しカラホム及び一同に過失があれば、これを赦さんことを願はせることゝした。

バルケランはカラホムの行動につき國王に語らんと試みたるが、陛下はこれを聞かず、再びカラホムを威嚇す

是に於いてオーヤ・バルケランは宮中に赴き、勇を鼓して王の前に出で、彼の來た理由を詳細に述べ、カラホム及び大官達の行爲につき、王が聞いた所は全然誤であることを説かうとしたが、王は怒甚しく、バルケランの言を聞かず、聲を勵まして、バルケランよ、爾も亦カラホムの與黨の一人である、故に直に去つて王宮を出よ。吾は爾に對して好意を懷いてゐたが、今爾がカラホムと同一の途を踏み、皆等しく吾に背いてゐることを認めよ。故に爾にも亦受くべき報を與へるであらう。カラホムに宮中に來るやう傳へよ。吾は直に彼に對する意圖を實現するであらうと言つた。

徒黨は散會して武装を整へ、バルケランは國
王を欺くため宮中に赴く

バルケランは王の怒が右の如く甚しいことを見、怖をなして宮中を出で、カラホム及び大官達にその見聞を語り、各自家に歸つて奴隸、馬、象等を集めてベクウ・チャイイ（即ち鹿の門）に參集した上、全兵力を以て王宮を攻撃し、これを占領した後王を捕虜とすることを勧めた、カラホム及び與黨はこの意見に賛成し、集會を解散して各その邸に歸り、武装を整へて計畫を實行することに決した。バルケランは大膽にも再び宮中に赴いて王の前に出で、僞つてカラホム及び大官達のために赦免を請うたが、その目的は主として陛下の警戒を解き、疑心（カラホムに對する）を除き、又攻撃の計畫が宮中に覺られたか否かを探り、これに對する準備の有無を知るにあつた。

オーヤ・カラホム及びその兄弟は王の司令官
オーヤ・カバインを味方に附かしめ、彼は陛下
下を棄て、彼等を己の子となす

オーヤ・カバイン（モール人で回教を奉じてゐた）は大なる勢力を有して尊敬され、又富裕で象二百頭農奴二千人の外、馬その他必要な物一切を所有してゐた。オーヤは若き王より甚だ愛せられ、又カラホムの葬儀に列してゐなかつた故、王の味方となり、カラホム並にその與黨に反對するであらうと懸念された。カラホムはこれを豫防するため（その兄弟オーヤ・シー・ウオラ・ウオンと共に）オーヤ・カバインをその邸に訪ねて、王が彼等並に國の役人一同に對してなした威嚇を訴へ、彼等は（葬儀の日に認可された友誼を表するため）彼の許に來たものである。彼は王を愛する故喜んで不當な死にも就くであらうが、多數の優良な役人（罪なきに死刑に處せられるであらう）が彼に次いで不幸に遭遇す

ることは悲しむべきことで、暴虐な王の正しからざる決定には勇を鼓して反対せねばならぬと言ひ、彼等が止むを得ざる必要に迫られて（彼等一同の生命を保存するため唯一つの最後手段として）決した所を告げた。カラホムが眞剣に且注意して語つたため、カバインは同情に動かされた。是に於いて右の兄弟二人はカバインの足下に平伏し、父よ我等を汝の子となし、思慮なき國王より不當な宣告を受けた我等一同を庇護し、我等の生命を護り、我等を暴君の手より救ひ給へ。然らば我等は汝を國王となし、忠實なる臣下として、服従するであらう。王の性質及び放縱なる生活は、我等と同じく閣下の熟知せる所である故、倒壊せんとする暹羅國を斯の如くして存続せしめよと説いた。オーヤ・カバインはカラホムがその胸中に懐いてゐた計畫を知らず、兩兄弟を引起して彼の子となし、忠實の誓を立て、相互の血を啜つた。因てオーヤ・カバインは家臣を武装させ、謀叛人達と一緒に鹿の門の既定の場所に赴いた。

オーヤ・カラホムは與黨と共に王宮を襲ひ、

陛下はバルケランに欺かれて逃亡す

オーヤ・バルケランは參内して王の前に出で、オーヤ・カラホム及び大官達のため大に歎願した。その間にカラホムは官職が象及び騎兵の大將であつた故、國王の象馬及び兵士を率ゐて與黨の兵と共に王宮に迫つた。王は常ならぬ騒を聞いて大に恐れ、バルケランに對し是は何事であるか、カラホムが悪計を廻し宮中を攻めんとして來たのではないかと尋ねた處、バルケランはさうでないことを保證して、王の頭よりこの事を忘れさせんと考へ、陛下よ、吾が身を人質とし、若しカラホムが不正な事をした時は吾を斬り、動物の餌とならしめよと言ひ、斯の如くして思慮なき王を信じさせ、少しも心配することなく眠らせた。その間にカラホムは宮城に接近して攻撃を開始した。王は之を聞いて勇氣を失ひ、大なる恐怖を抱き、護衛兵並に宮中にゐたもの一同に、襲撃者に對抗して奮戦することを

命じた。バルケランは死の危険に瀕したことを覺り、王に對ひ自ら行つて騷擾は何事であるか明にし、速に引返して確かな事實を陛下に報告すると言つた處、王は（バルケランを大に信頼してゐた故）之を許した。バルケランは陛下の許を離れて直にオーヤ・カラホムが兵士奴隸並に日本人等の一隊を率ゐて駐屯してゐた王宮の主要な門に行き、自ら之を開いて彼等を引入れ、王を捕へるため陛下を残して置いた室に導いたが、王は恐怖の餘り其所を出て宮中の他の室に移つてゐたので、この計畫は失敗した。攻撃軍はカラホムとその部下が日本人等と一緒に宮中に侵入したことを知らず、外部の各方面より攻めた。

日本兵は狂人の如くなつて敵を索め、反抗するものは悉く斬り倒した。それで當夜王宮に於ては恐ろしき殺戮が行はれ、血が多く流された。王は護衛兵並に侍臣と一緒に抵抗し、王宮の一部に於ては天明に至るまで戦闘が行はれた。陛下はバルケランに欺かれたため、叛徒特に日本人の有力な攻撃に抵抗する見込のないことを見て、遲延ながら思慮の足らなかつたことを歎き、遂に單身王宮を捨て、象に乗つて密に河を越え、ノンブリー・メカムヨング寺院（市の上の方に在る有名な聖地である）に赴き、同院に於て僧侶と共に數

日を過した。

オーヤ・カラホムは王宮を占領し、昵近者に物を與ふ

天明に至つてカラホムは王宮を占領し、直に王の財寶を確保し、金銀の節を施した劍その他名譽の表章を昵近者及び善く戦つたものに分與した。そして奴隸その他賤しい身分のもので大なる官職に補任されたものも少からず、カラホムはこれに依つて彼等を固く己に結び附けた。

オーヤ・カバインは玉座に着き、國王として承認せられんことを求めしが、オーヤ・カラホムこれに反對して彼を諫む

オーヤ・カバインは（昔のイスラエル王アブサロム、トルコのサルタン・アムラツス、ローマ皇帝アントニオ・カラカラ、バルテヤ王プラハルテスその他正統でない暴君達と同じく）支配を熱望し、王が逃走し又は戦闘中死したと聞いて、カラホムの約束を確信し、國王とならうとして玉座に着き、王冠を頭に戴き、王のクツションを腕の下に敷き、王劍と金扇を手に持ち、カラホムに對つて、子よ幸福は今我等と共にあり、來つて汝を子とした汝の選んだ父を祝福し、國王に對する敬禮を行ひ、又宮中にある我等の與黨にその義務を盡し、予を國王と認め國を治めしむること命ぜよ。然らば予は爾を親王とし、暹羅國の繼嗣とするであらうと言つた。オーヤ・カラホムはオーヤ・カバインが玉座に着き王の衣冠を着けて國王と認められんことを求めたことに驚き、彼自ら最高の地位に就かうと考へてゐた故、非常に憤つた。併し彼はこれを色にも現はさず、溫顔を以てオーヤ・カバインに對し、父君よその座に着き王の衣裳を着けるは未だ早い。王は死したか或は逃亡して生存してゐるか明でない。大王の子達の中に十一歳の王子がある故、我等は之を選んで王冠を戴かしむべきである。左すれば王位は正統な繼嗣に傳はり、何人も我等を謀叛人又は不

法な君主として責めぬであらうと述べた。オーヤ・カバインはこれに答へて、吾が子よ、王位は尊く年少の童子は之に即くべきでなく、又政治が重要である故空位としてはならぬ。若し爾が選んだ父に王冠を戴かせ國王と宣することを欲せずば、來つて父の手よりこの尊位を受けよ、予は爾の頭に冠を置き國王と觸れさせるであらうと言つたが、カラホムは驚愕逡巡の様子を示し、オーヤ・カバインに（誹謗と不幸を免かれるため）玉座を去ることを勧め、協力して一切の處理をなし逃亡した王を搜索しようと言つた。オーヤ・カバインはその目的を達することの叶はざるを見て玉座を降り、オーヤ・カラホムと一緒に事をなした。

逃亡せる國王捕へられて死刑の宣告を受け、

その母と共に無慙にも處刑せらる

逃亡した王は、頻りに探した後、ノンブリー・メカム・ヨング寺院に於て發見されて捕

へられ、オーヤ・カラホムの提議に依つて宮中の大官集會の席に引出され、陛下は王宮を捨て國を略奪に委ねたものであるから、この逃亡に依つて統治權を失ひ生存する價値のないものとなつたとして、死刑の宣告を下された。カラホムは伴つてこの決議に反対し、陛下の生命を存することを希望したが、多數の意見に負けた。王は宣告を受けて少しも悲しみを示さず、彼は叛逆した大官達よりこの事以外を期待しなかつたと言ひ、バルケランに對しては、その不信を、諸人に對してはその叛逆を厳しく責め、オーヤ・カラホムが繼承に關して父王に與へた悪意の進言を歎いた。王は又、カラホムよ、汝は不幸なる時にこの世に生れた。汝は吾が父である國王を毒害し、吾が叔父である親王は汝に殺された、而して汝は今吾が王統の血を流さうとしてゐる。若し王國がこれを以て平和となり、殺戮がこれを以て終れば、なほ忍ぶことを得るが、汝は王國の咎となり、國民の鞭となるであらう。併し神々の頭である至高の神は、結局汝の頭に報を與へられるであらうと述べた。王は最後に母のために赦免を請ひ、死する前に彼女と話す許可を求めた。オーヤ・カラホムはブラオン・ナリットと稱する王の母を招き、先づ己に全然責任のない旨を述べ、ピラト

の如く手を洗つた後、ユダヤの知事であつたが、民衆が耶穌の處刑を要求して止まなかつた時、己は罪なきものと認める故、處刑の責任は民衆が負はねばならぬと言つて手を洗つた故事を指す 王の母がこの如き不肖の子を産み、これを滅亡に導いたため、不幸と流血が起り、カラホムが恥辱を蒙るに至つたのである故、彼の女は生存する價値のないものであるが、若し自然の愛を捨て、その子に對する死の宣告を是認したらば、彼の女の生命を助け、王族として扶育するであらうと言つた。王妃は一切の恥辱を忍び、健氣にも賢明な答をなし、吾が君なる王は死するに當つて汝の誤つた進言に従ひ、我等の子を最高であるけれども不幸な王位に即かせたが、汝が残忍で王位を望んでゐるため、この悲しき終焉に至つたのである。吾は汝の血を塗つた手に依つて養はれるよりは、彼と共に死することを望む。死を恐れるため自ら産んで育てた吾が子に叛き、自然の愛を捨てることは望まぬ。若し墮落して吾が子に叛くやうであつたらば、血を求めぬ汝の心は吾を殺す理由を見出すであらう。吾は生れて多く年を経ぬが、不幸の野に彷徨し、生命の障礙を経験した故、安全な休息に導く死を恐れぬ。吾が子は吾に始まつた故、吾は彼と共に終るであらうと述べた。王とその母は廢寺ワット・ブラミンコ・プラーヤに連れ行かれ、赤き布の上に据ゑられ、白檀の捧を以て胸

を打たれ、死體は穴に投ぜられて腐敗した。この王の統治は八ヶ月であつた。陛下は刑場に在つて己と母の不幸を大に歎き、母が己のために死の苦を嘗めることを悲しみ、彼が同一の場所で同一の方法で處刑した叔父の親王の豫言を想起した。併し王妃は少しも恐れることなく、その子に對ひ、死の時に臨んで王であることを忘れず、神々が我等にこの運命を賜つたのである故、愉快にせよと言つた。この王は正しき裁判に依り、血族を殺した暴君の受くべき報を受けたのである。ヘルシヤの王テクマスの第二子イスマエルは、その兄弟である諸王子及び嫌疑をかけた親王諸大官等を悉く殺させた後、六ヶ月を経てその姉妹に毒殺された。

國王の味方も亦殺され又は倒さる

大官及び貴族中若き王の側に留つてカラホムの許に行かず、その企圖を援助しなかつたものは多く殺され、或は追放され、或は官職地位及び財産を奪はれた。奴隸及び沒收され

た財貨は、カラホムの味方に分け與へた、暹羅國には短期間に大きな變動が起り、勢力のあつた貴人で貧しい奴隸又は顧みられぬ人となつたものが多く、これに反して貧しい境遇より最高の地位及び官職に引上げられたものも多數であつた。

死刑に處せられたる王の兄弟の年齢十歳なる

もの位を繼ぎ、オーヤ・カラホムは少年の輔導役兼攝政となる

若き王が處刑された後、カラホム、バルケランの兩オーヤは、夜中小舟に乗り奴隸も隨伴者も連れず、日本人の大佐オーヤ・セーナピモクの邸に赴いた。是は主としてその心境を探らなためであつたが、カラホムは彼に對し、國王がなければ國は存立することが出来ず、大王の子は未成年者のみ生存して居り、年少の王子を國の榮位に即かせることは危険であり、彼等一同及び全國が未成年の童子に依つて支配されることは困つた事である。こ

の様な事情である故、一切の不幸及び困難を除くためには、最も尊敬すべき大官の一人を假に國王に選んで王冠を戴かせ、そして王子達が成年に達した後その位を去り、最も適當な王子に之を譲ることが最も善いであらうと言つた。日本人はカラホムの提案に反對し、大官の中一人を國王に選ぶとすれば、國王の血統で要職に在る上に多くの榮爵を有する爾を除外することは出来ぬであらう。左すれば全世界は我等が不法にも爾を王位に即かせるため、若き王を殺したと考へるであらう。若し大官の中他の人を選ぶ時は、年少の王子達が成年に達した時王冠を譲らず之を保持し、その地位を確保するため王族を滅すこともあらう。國王は二人まで既に殺され、血が多く流されたことを思へ（予は彼等の死を悲しむ）。今は殺戮の止み、國及び人民が平和を樂しむべき時である。それで我等は若き王子を國王となし、爾を幼兒の輔導役兼國の攝政となすべきである。斯の如くすれば爾は未成年の王子を助け、國は適當に治められるであらう。予は大王の血統が存する限り王冠が正しい血統より奪はれることを阻止するであらうと言つた。オーヤ・カラホムは（他に仕方もなく）若き王子に戴冠させるといふ日本人の主張に賛成したが、輔導役及び攝政に選ばれ

ることは好まなかつた。併し彼は日本人の勸に従つて王宮に赴き、翌日大官一同を宮中に招き、會衆に對し暹羅王國は國王なきまゝ放置してはならぬが、大王の子で處刑された王の兄弟の中約十歳の有望な少年がある。この年少の王子を榮位に即け、國王として冠を戴かせることが適當であると述べた。この提議は國の顧問達特に日本人のオーヤの賛成を得た。是に於て少年は學校より迎へられ、國王として公に戴冠し、ブラ・オン・アチットスラワンと稱せられた。大身達並に一般人民はこの戴冠に大なる満足を表し、今度は國も平和を得流血は止むであらうと考へた。カラホムは右の會議に於て全會一致で若き王の輔導役兼國の攝政に選ばれた。これは彼が王族で若き王子の近き従兄弟であつたためである。彼は喜ばぬ風を裝ひ、大に辭退したが、大小の人達の懇請に依つて引受けた。

オーヤ・カラホムは彼と協力したるオーヤ・カバインの地位及び勢力を危険視し、巧妙に謀つて彼を殺す

て、種々悪計を廻らし、又若き王の逃げた時玉座に着き王衣を着け戴冠して王と觸れさせんことを度々求めたが、彼等（己達を指し）がその悪しき企圖を阻止した事、彼は處刑された親王の寵を受け、國王の兵（彼が軍司令官として親王と戦ふため派遣された時）並に己の奴隸を率ゐて殿下の味方とならうとしたが、日本の大佐がこれを阻止した事、彼が親王の死を大に悲しみ、その復讐を計らうと公言した事を述べ、オーヤ・カバインの斯の如き所行を考へれば、彼が大王の子達及び家族の敵で、死刑に處せられた親王の味方であつたと考へる外はないと訴へた。オーヤ・バルケランはカラホムの側に立つてこの虚偽の訴を支持し、カラホムは更に王の生命を安全にし國を安泰にするためには、オーヤ・カバインを除かねばならぬと説いた。若き王は幼少であつたからこれを聽許し、オーヤ・カバインは捕へられ、その身體を七ヶ所縛られ、その邸は掠奪され、奴隸はカラホムの昵近者に分たれた。急に勢力を失墜したオーヤは厳しく禁錮されたが、オーヤ・カラホムの誓つた友情に信賴して恐ることなく、國王の怒は彼に害を及ぼすこと能はずと考へ、若き君は彼を嫉むものに欺かれ、彼の爲したことが誤り傳へられてその間に達したであらうが、我

第二の若き王が位に即き、オーヤ・カラホムは國の攝政となつて、地位は彌々高くなつたが、善く注意して反對勢力の二つの大なる柱即ちオーヤ・カバインとセーナビモクを速に斥けねば、己の目的を達して王位に即くことは出来ぬであらうと考へた。何故なればオーヤ・カバインは、王宮占領の際玉座に着き國王の衣冠を身に着け、カラホムに己を國王の正しい血統の存する限り、王冠がその家又は直系の外に移されることを好まず、又カラホムの面前で若き王の死を悲しむことを表示したこともあり、部下日本人の勢力を以て繼承の變更を妨げることが出来ると考へたためである。そこでカラホムは、オーヤ・カバインがその地位と富と勢力とを以て己の計畫を妨害するに至らんことを懼れて先づこれを除き、次に巧に日本人を計らうと考へてオーヤ・バルケランと協議し、彼はオーヤ・カバインが死に當る罪を犯したことを若き王に訴へ、バルケランはその事實であることを證明することとした。カラホムは王の許に赴いて、オーヤ・カバインが刑に處せられた王の逃亡及び死の主なる原因であつて、彼が大官達を煽動し、或は奴隸及び象の力を以て威嚇し

が子オーヤ・カラホムがなほ生存してゐる故、急いで予が縛を解くであらうと公言した。オーヤ・カラホムは自ら進んでオーヤ・カバインの許(彼が禁錮されてゐた場所)に赴き、驚いた風を装うて捕へられた人を慰め、心配せぬやう勧め、王國は王が少年である故不幸であると嘆いた。カバインがその捕へられたこと、王の残酷な處置を訴へ、カラホムに陛下に嘆願せんことを請うた後、オーヤ・カラホムは伴つて、父君よ心を強うし何人の助力又は意見を求めることなかれ。予は曩に立てた誓に依つて我等が堅く結ばれてゐることを誓ふ。父君は日没前に牢を出で重き縛を解かれるであらう。我等の君なる王が讒言を聞き、父君を嫉むものに誤られたことは明白である。併し予は陛下に父君の性質を善く話し、速にこの不幸を免かれるやう圖るであらうと言つた。斯の如くしてカラホムは去つた。カバインはカラホムより聞いた事を確信し、心靜かに牢にゐて、苦い死が近づいたことを少しも知らなかつた。日没の二時間前彼は牢より引出され、宮城のタカム門外の河岸に曳かれて死刑に處せられることとなつた。カバインは彼に近づくものを見て再びオーヤ・カラホムに欺かれたことを悟り、激しい怒に任せてカラホムの欺瞞と裏切りを責め、爾呪ふべき

悪人よ、爾が予を父と選んだのは、吾が血を流し、吾が家を辱しめ、吾が財産を奪ひ、妻子を奴隸とするためであつた。予は今爾が偽りの心を懐いてゐることを知つた。爾は王を欺いて死に至らせたが、爾の血を求める心は此所に停止せず、王冠を望む故王子達を刈る鎌となり、國を滅亡に至らしめるであらうと言つた。語り了つた後その怒は少しく冷め、死する前に王の前に出て己の無罪を説くか、又は國の慣例に従つて裁判を受けたいと願つたが聽かれず、急いで椰子の樹に縛り附けられ、その左肋を切られ、内臓が體外に流れ出した。そして頸に籐を刺し、身體を竹の絞架に懸けて諸人の前に曝された。是は國王に對して陰謀を企てたものに對する刑であつた。昔のローマの詩人の言葉は善くこの物語に當るやうである。

同じく國王の名を求むる者の間には、信義も又協力も見出す能はず、最高なる權力を望む者は、己と同等なる者を容赦せず、何人も己に譲らんことを欲す。

日本人オーヤ・セーナビモクは同日宮中に出なかつたが、オーヤ・カバインの死刑に處せられたことを聞き、オーヤ・カラホムが之を阻止せず、又カバインのため彼を招いて國

王に嘆願させなかつたことを不満とし（彼はオーヤ・カラホムが進んで虚偽の訴をなし、死の原因となつたことを知らなかつた故）、直に宮城に赴き同情の餘遺骸を絞架より取下して葬り衷心よりカパインの死を歎いた。この慈悲の行爲はカラホムに取つては甚だ不愉快であつたが、日本人は怖るべく、部下に日本兵を有し勢力があつたので、感情を現はさなかつた。

オーヤ・カパインの富はカラホム及びバルケラ
ンに分與せられ、妻子は奴隸及び召使となる

死刑に處せられたオーヤ・カパインの財産中、盜むことの出来なかつた象、馬、兵器及び金銀（暹羅の風習に従つて埋めてあつた）等、又掠奪に不便な奴隸はオーヤ・カラホムとバルケランの有に歸し、カラホムはこれに依つて新しい友を作り、その取立てた人達を一層堅く彼と結び附ける資料を得た。大夫人即ち第一夫人は、その娘並に數人の侍妾及び

その子女と共に、宮中に連れて行かれて王妃の召使となり、殘餘の婦人及び子女は奴隸となり、又男子の中王宮に連れ行かれ又は大官達に分配されて使用人となつたものが數人あつたが、婦人及び娘達の中結婚したものは一人もなく、男子の中相當な地位又は官職に就いたものもなかつた。

カラホムはオーヤ・セーナビモクに對して計
る所ありしが不成功に終る

オーヤ・カラホムはオーヤ・セーナビモクが、國王に棄てられ、裁判に依つて死刑に處せられたカパインの遺骸に對し敢て慈悲を示したことを見て、兩人の間に彼も又他の人達も知らなかつた親密な關係があつたらうと考へ、日本人の復讐を怖れた。そこで彼は諸大官が皆己に心を傾けるやう一層親密な態度を示し、己の安全を圖らうとした。日本人オーヤ・セーナビモクは、カラホムがオーヤ・カパインを欺いて死に至らせたことを知つて、

數日宮中に出ず、カラホムとの交渉を避けてゐた。是に於いてカラホムは、オーヤ・セーナビモクの邸に赴き、その職務の困難なこと、王が幼稚であるため彼が陛下の意志を實行するのであるが、その爲めに彼を嫉むものより不當な憎悪を受けることを述べ、オーヤ・カパインの死については責任のないことを辯明せんとしたが、日本人は面會することを欲せず、自邸の門を閉ぢてカラホムの入ることを拒んだ。カラホムはこの恥辱を忍んだが大に考へる所があつた。

カラホムはセーナビモクに對し更に計つて
その目的を達す

この頃ユチヤの市の暹羅河上に、當時は自由な商人でヤハト船デ・ペレルの船長であつたが、今はバクビヤに於て會社の稅務長官となつてゐるセバルト君が碇泊してゐた。オーヤ・カラホムはオーヤ・セーナビモクが部下日本兵を率ゐて彼に報復せんとし、オランダ

人の援を借りて事を起すかと疑ひ、オーヤ・バルケランをして右船長に對し危険の際である故自らヤハト船を守り、(假令頼まれても)何方にも附かぬやう依頼させた。そして國王並にカラホムが同船長を信賴する證として、陛下の名を以て黄金作りの劍を贈つた。一方オーヤ・カラホムは又その與黨をして密にオーヤ・セーナビモク及び部下日本人等がオランダ船の援助を得て悪事をなさんと計つてゐると言ひ觸れさせた。この噂を聞いて諸人皆他に對して武装したが、これは全くカラホムが日本人と話し合ひ、復讐の考を頭より取り去り、彼と固く結ばせんための謀計であつた。國王及び大官達は日本人の準備に關しオーヤ・セーナビモクに嫌疑をかけ、(彼の計畫につき確實な事を知るため)彼を宮中に招いたが、彼は暹羅風に病氣を言ひ立て、これを斷つた。但し是は寧ろ恐怖に引留められたものと信すべきである。オーヤ・カラホムはこれを好機會として密に再び日本人をその邸に訪ねたが、内に入ることを許されて會談し、人を動かす優しい調子で多く語つて、オーヤ・セーナビモクにその悪感情と復讐の念を全く棄てさせた。又日本人に物を贈つて好意を買ひ、更に大なる地位を確約し、彼等は再び良い友となつたのみならず、決して互に争ふこ

となく、何事も相談して力の限り援助することを誓ひ、互の血を啜つた。

カラホムは協力者オーヤ・セーナビモクを倒

すため道を開き、リゴールの長官は彼の提議

に依つて宮廷に召喚せらる

オーヤ・カラホムはオーヤ・セーナビモクと和を結び、新に友情を厚うした後、この日本人（彼の計畫の遂行に對して最後且つ最大の妨げである）を體好く遠ざけるため、王位繼承の變更につき、遠隔の諸領に於て不満を懷き、又は叛亂を企つるものゝ出る處があるから、一切の危険を豫防し國を安泰にするため、長官數人をユヂヤの宮廷に招き、國王に敬意を表し忠誠を誓はせることを王の裁可を得て顧問官會合の席に於て提案し、會議の決定に依りオーヤ・リゴールも亦招かれることゝなつた。リゴール州は當時パタニより挑戦され又領内の住民が二派に分れてゐた故、長官が任地を離れることは困難であり、従つて

出府を斷るべきことはカラホムが十分承知してゐた所であるが、彼が斯の如く定めたことは長官の命に従はざるを責め、オーヤ・セーナビモクを同地に派遣する口實を得るためであつた。そこで長官を招くトラクハウサ・チービチ國體を押し
た命令書は直にリゴールに送られた。オーヤ・リゴールは陛下の命令を見たが、前に述べた通り二重の脅威を感じてゐたため、評議會に諮つて出發を延期し、國王に當分の猶豫を願ふと同時に、若き王を彼の合法の君、國の主權者と仰ぐ旨を傳へることに決した。使者はこの報を齎してカラホムの許に歸つたが、カラホムはオーヤ・リゴールの善意と十分理由ある猶豫願を自分に有利に解釋されるやうに王と顧問官達に披露し、右オーヤを謀叛人にして國王に反抗するものと認め、直に新長官を同地に派遣し、前長官を捕へて宮廷に送らせ、これを相當の刑に處することに決した。

カラホムはセーナビモクをリゴールに派遣せんと努力せるが、ビモクは暹羅に留らんと計る

是に於いてオーヤ・カラホムはリゴールが暹羅主要州の一で、又甚だ良い港であり、その統治が極めて大切であることを説き、住民の叛亂、パタニ襲來の脅威、その他彼の目的を達するため思ひついた事を悉く語り、右の理由に依り武勇あり尊敬すべき英雄を同所に派遣し、現任長官を捕縛してユチャに送り、パタニ人を威嚇し住民を鎮撫して従前通り服従させる必要があるが、この大業を成すには、オーヤ・セーナビモクに勝るものはないと述べた處、王も大官達もこの意見に賛成した。併し日本人オーヤ・セーナビモクは全然その意がなく、暹羅に留ることを望み、リゴールに行くことを斷つた。彼はカラホムの計畫を察知し、彼を遠ざけ、彼が日本兵の勢力を以てカラホムの妨げとなり、又その計畫を破

壞することのないやうにするものと考へたやうである。

カラホム巧にセーナビモクを説き、ビモクはリゴールの統治を受諾任官す

オーヤ・セーナビモクがリゴール統治を解退したことは、カラホムを大に考へさせ、ビモクの心を動かすため巧妙な手段を講じ、日本人の前に奴隸の如く謙遜し、暹羅の法規及び習慣に反して日々その邸に訪問し、政治の重責が全く彼の兩肩に懸つてゐることを嘆き、ビモクも宮中に出仕した時は、カラホムの前に身を卑うせねばならぬことは（カラホムが國の攝政であり、陛下の代理をすることが度々ある故）、常に行はれる事であり、他の大官達に服従の例を示すため必要な事であるけれども、彼に取つては甚だ苦しく大に心痛する所である。それで彼はセーナビモクの暹羅の勤務を解くため、長官としてリゴールに派遣することを提議決定したのである。蓋し彼の地に於いて國王のため必要な事を行ふに

つき、彼の如く武勇と才能を兼ね備へた人は他にない故であると言ひ添へた。こんな調子でカラホムは日本人を説き、耳を傾けるに至らせた。カラホムはこれを認めるや、直に國王の名でオーヤ・セーナピモクを召し、盛儀を備へて宮中に迎へ、リゴールの王（暹羅の國風に從つて）又長官として金字塔型の冠を戴かせた。この名譽の徽章（國王としてある故）は、この時まで嘗て長官に與へられたことがなかつたのである。併しオーヤ・セーナピモクが戴冠を少しも喜ばず、寧ろ暹羅の宮廷に留ることを望む風のあるを見て、カラホムは進物を以て彼の歡心を買はうとし、彼に金銀のブージ暹羅人は好んで檳榔子を石灰と混じりて材料を容れる。黄金の鉢、劍、その他國王の用ひる器具を多く與へて、ブーキンマの葉に包んで咀嚼する。その所謂樹都合。ジブーが過重になり、オーヤ・セーナピモク（今はオーヤ・リゴールである）が戴冠した國王として宮中を出てこの船に乗り、その邸に近づいた時、恐ろしい強風が吹いて河水が（驚く程）高く浪立ち、プラウ船は沈没してオーヤ・リゴールは忽ち新に得た富と名譽の徽章を失はうとしたが、その附近に多數居住してゐた日本人が水中に飛込み、その肩でプラウ船

を支へて彼等の大佐を邸前の橋の所まで運んだため、彼は足を濡らさず上陸した。併し暹羅人はこの事に依つてその恐るべき没落を知り、これを豫言したが、その後間もなく實現した。

オーヤ・リゴールは多數の日本人を従へてその所領に向け出發し、カラホム及び廷臣等はこれを喜ぶ

カラホムの主張に依り、オーヤ・セーナピモク（今はオーヤ・リゴールである）は速にその所領に派遣されたが、一層體裁を整へて任に臨むため（當時ユチャにゐた）日本兵は殆ど皆彼に隨つたので、カラホムは多くの心配を免かれ、暹羅の宮廷は亂暴な日本人より解放された。それで諸人皆右の選任を喜び、カラホムが胸中に懷いてゐた毒に考へ及ぶものはなかつた。

カラホムは全國の頭領又絶對の攝政となり、
若き王は彼の謀略に依り學校に送らる

オーヤ・カラホムは（オーヤ・カバインを死に至らせ、日本の大佐を亂暴な兵士と共に出發させたことに依り）多くの心配と（その目的を達するための）主要な障碍を除いた後、其の庇護し恩惠を施したものの間に、若き王の年少で能く事理を解せぬことを密に語り傳へ、なほ暹羅の如き強大な國の各階級及び人民が、未成年の小兒に支配されることは嘗て例のないことであり、又適當なことでもないと言ひ、國政の責任が甚だ重いことを説き、種々理由を擧げてこの任を解かれんことを望んだ。理由の重なるものは（カラホムの言に依れば）國王が成年に達した時、彼を嫉む者或は彼を憎む虚偽の友が、施政について讒言し、彼は陛下の憎惡を受け、刑罰の手を免かれること能はず、生命と地位が危險に瀕するであらう。それで若き王を僧侶の許に置き、徳を養ひ必要な教育を授ける必要があると

考へる。そしてその間は頭領に選ばれたものが國王の尊號を與へられて、この國を治め、少年が成年に達するに及んで統治を止め、正當な繼嗣に讓るべきであると説いた。この巧妙な提議は彼の庇護を受けてゐたもの、間に傳はり、最大な大身の中數人が、全貴族會合の席に於て、國の幸福及び一般の平和を計り、附近諸國王に對し威信を保つには、若き王は修業のため寺院に入れ、オーヤ・カラホムを國の頭領又攝政に選び國王の尊號を與へることが極めて必要であると説いた。カラホムは伴つてこの推薦を拒否したのみならず、政治の重任を解かれんことを切望した。併しこの選任は一派の好意と他派の恐怖とに依つて成立し、若き王はワット・デウン寺院の首僧の許に送られ、カラホムは國の頭領絶對の攝政と宣せられ、國王の尊號を與へられた。狡猾な狐はこれを辭退したが、諸人の懇望に従つて承諾した。この選舉に依つて多數の昔の人が書いた事、即ち東洋諸國民は殆ど皆同時に多數の君主又は支配者を戴くことを欲せず、常に唯一人の王の支配を喜んだことが明になつた。リヂヤの王クレススはその支配の一部をその兄弟に與へたが、大身の一人は太陽は世界に存する一切の利便の本である。若し二つの太陽があれば、共に一切を焼き滅す懸

念があると言つた。この様にリヂヤの人は一人の王を以て満足し、彼を保護者と認め、二人を容認することは出来なかつた。詩人ホメロスも亦同一の意見で、ウリセスに左の如く語らせた。

諸人が皆王となることは、正義と道理に反し、最善なるは唯一人の君主が我等の上に支配することである。我等は喜んで高きジュピテルが我等の上に置きたる英雄の支配を受くべきである。

マルクス・アントニウス・シマラは、君主の數多きことは何故善くないかとの問を起し、これに對して政治が暴虐である場合には、唯一人の虐政は多數のよりも危険が少いと答へた。暹羅國の各階級も亦斯の如き見解で、合法的な王を未成年であるといふ一事に依つて政治に堪へぬものと認め、カラホムを選擧したのである。彼等は實にトロイの馬を喜んで引入れたのである。

オーヤ・カラホムはその善政のため若き王よりも王たるに適任なりと認められ、陛下は不當にも宣告を受けて死刑に處せらる

オーヤ・カラホムは國の政治を引受けた後、先見と思慮と正義を以て一切の政治を行ひ、多數の大官は（或は名譽利益を得たるため、又は詔諛或は恐怖のため）彼を以て合法の王よりも國及び王冠に適してゐると認めた。狡猾な攝政は巧にその役を勤め、王政は競争者を許さざることを彼の庇護を受けた人達に説き聞かせ、彼は己の生命及び身分を安全にするため、統治を止めんと欲する旨を述べ、若き王が成年に達して最高の地に就いた時、誤つた衝動に依り、或は不平を懐くものゝ勸に従つて、予が政治を非議し、多數の人の生命を奪ひ、又は大なる危険に陥れることがあらう。従つて予も亦陛下の罰を免かれず憎しみは予が一身と家とに及び、予が一族の全滅となるであらうと言つた。そこで數人の

大官達は密に會合して攝政の意見を熱心に攻究し、數日の後顧問官數人が國の役人一同の會合の席に於て、一國に二人の支配者がある時は騷擾内亂及び外國との戰爭を惹起し、全國を滅亡に至らしめる虞があることを説いた。この顧問官達は玉座が二人には狭過ぎることを實驗したやうであるが、アリストテレスも亦

多數の君主は不可である。唯一人の外はない、國王を我等の最高の君主となすべきである。

と言つてゐる。マキヤベリも亦同一の意見で、國は同等の權能を有する人達の支配の下に成立し存続することは出来ぬ。一切の事を唯一人の智慧と權力に依つて處置する方が善い。同等の勢力を有するもの二人が一致することは不可能であると言つて、國王は物言ふ法律であることを望んでゐる。暹羅の大官顧問官及び執政達も、一般の利益を守るためには、若い不適任な王を廢し、賢明で深慮ある政治を行ふ攝政を國王に戴くことを必要と認めた。この提案は會衆一同（異なつた動機に依つて）の賛成する所となり、不當にも決定された。然るに狡猾な攝政は憐憫を装うてこの決議に同意しなかつたが、強制されて（外

見甚だ喜ばず）これを承諾した。若き不幸な王は巧に學校より連れ出され、僧服を剃がれてその叔父、兄及び兄の母と同一の場所で、罪なくして残酷な刑に處せられ、忠實な大身及び市民は密に歎いた。彼は王位に在ること僅に三十八日であつた。未成年の少年は刑場に着いて涙を流し、吾は未だ十一歳に達せざるに何故に殺されねばならぬか。血の評議會は叔父、兄及びその母が殺され、わが王冠の奪はれたことで満足せず、なほわが血を流さうとするのであるか。選ばれた王をその地位に留め、わが生命を助けよ。この愁訴は刑吏及び傍觀者を動かして同情させ、皆涙を流し若し可能であれば己の血を以て王の生命を購はんと欲したのもあつた。斯の如くして不幸なる王は終焉に達し、その統治は春、夏又は冬を見ずに了つた。敬虔ならず又信義を守らぬ人が高い地位に就けば、更に昇進し益々大ならんことを望んで、血族も友人も容赦することがないと言ふガギンの説の眞實なことがこゝでも明かになつた。これは多數の暴君につき實證を見た所で、アントニヨ・カラカラは母の胸に抱かれてゐたその兄弟ガタムを殺し、自分一人でローマの國を治めんと計つた。併しこの救濟することの出来ぬ人は又罰を受けた。トロペリウス・ポリヨの記す所に

依れば、カイウス・マリウス（基盤紀元前一〇七年乃至八六年代のローマのコンスル）は軍隊に選ばれて皇帝となつたが、國を治めた三日目に一兵卒に殺された。この兵卒は彼が鍛冶であつた頃の僕であつたが、彼を刺した際、この劍は爾が自ら鍛へたものであると言つた。

國王は大王の長女を娶り、第二女をその兄弟に與へ、彼を國の繼嗣と定め、殺されたる王の母を死刑に處す

三人の王が前に述べた如き終焉に達した後、狡猾な攝政は（一六二九年年齢三十歳で）絶對の王と宣せられ、多くの儀式を盛大に行つて戴冠し、ブラ・オンスリ・ダルマ・ラーツイヤ・チラーヤと稱した。彼は地位を固めるため、死刑に處せられた二人の王の姉妹である大王の長女を妻とし、第四夫人即ち大なる王妃四人中の最小なものとした。次女は妻として兄弟に與へ、彼を親王となし、國の繼嗣と定めた。殺された最も年少な王の母（暹

羅に於て是まで見たことのない美人であつた）は、新王が侍妾の一人となさうとしたが、彼の女はこれを拒絶した。そして幾度招かれても彼の許に行くことを欲せず、彼が強制せんとした時、王妃は吾が君である王はこの世を去り、我が子も亦世を去つた故、われは生命に厭き、又生きる價值もないが、若し生存しても血に渴した汝には吾が清淨な身體を與へぬと答へた。王はこの拒絶と峻烈な返答に接して大に怒り、王妃を宮中より河の岸まで引摺らせて二つに斬り、身體は頸に籐を通して竹の絞架に懸け、諸人の前に曝した。後僧侶が切りに請うて之を焼くことを許された。大王の他の娘及び妾達は、新王が引取り、若い美しいものは妾とし、彼の許に行くことを欲せぬものは無慙にも死に處した。老女達は宮中の隔離した場所に置いて貧しく養つた。

國王二人の罪なき姉妹を残酷なる刑に處す

三人の尊い國王の慘殺は、多數の人の同情を惹起したが、罪なくして流された血を公に

歎くものは一人もなかつた。嫌疑を受けたものは死の危険に瀕するためであつた。最も年少であつた王の母に仕へた二人の姉妹が、彼等の家で王妃及び罪なき若き王の死を歎いた處、それが國王に報ぜられ、陛下は直に彼等をその家より河の岸まで頭髮で引摺らせ、頸に籐を通して横竹に縛り付け、足は漸く地に達し、體は腰上より口まで切り割かれて、憫な死を遂げた。この姉妹の父親は罪なき娘達の憫な様子を聞いて、その場所に行き、彼等の終焉を甚だ歎いたが、この事が王の耳に達し、王は悲しんでゐた父を同じ場所ですつに斬つて絞架に懸けさせた。残酷な處刑は諸人を恐怖させ、口を開いて悲歎の聲を發するものは一人もなくなつた。この悲劇に善く似たものはトルコのスルタン・ソリマンの行つた處である。この残忍な皇帝は子ムスタフア（ペルシャ戦争より凱旋した）を嫉妬のために殺させ、殺されたものゝ兄弟である末の子が、兄の悲惨な死を悲しんだため、毒藥を以て殺させた。この事が兵士等の間に大なる恐怖を起し、彼等は皆口を閉ぢた。

オーヤ・リゴールが統治の始めに於いて行ひたる事

國王が巧に暴力を用ゐて不法の繼承をなし、地位を確保したことに付いて是まで述べたが、今我等は日本人オーヤ・セーナビモクがリゴールに於て行つた所、並に國王が引き續き協力者及び競争者を滅したことに立ち戻るであらう。リゴールの長官は暹羅の宮廷に於いて議せられた事の確報を得、又後任者が赴任の途にあることを聞き、任地に留つてその着任を待つことゝした。蓋し王の怒を怖れ、後任者に對し己の處置を辯明して救護を受け、少くともユヂヤに送られた際處刑を免かれんと企てたのである。それで新任のオーヤ・リゴールが任地に着いた時、前長官は其所に在つた。新長官の着任はリゴール人の間に大なる恐怖を起し、謀反の事情を隠蔽し、これに付いて語るものは一人もなかつたが、長官は不平及び叛亂の原因を明かにし、或るものは死刑に、或るものは他の刑罰に處し、多數の

もの、財産を没收して部下日本人に分配した。斯の如くして彼は短期間に任地を平定し、己の地位を固め、同州を暹羅王のために確保した。併し特に見る所があり、且その懇望もあつて前長官は親近な顧問として政治に用ゐた。

オーヤ・リゴールはその處置を國王に報じ、

陛下は伴つて満足を表す

オーヤ・リゴールはユヂヤ市に急使を發して國王及びオーヤ・カラホム（若き王が殺されカラホムが戴冠して王となつたことを知らず）に彼が着任の際發見したリゴールの情勢と、謀叛人を處罰し人心を鎮靜し、その州を再び暹羅國に歸屬させ、國王のために確保したことを報告した。新に選ばれた王はこの成功を喜ばなかつたが（日本人の進出を憂ひ）、伴つて長官が着任早々成し遂げた事を大に喜ぶ風を示し、大官會合の席に於て斯の如く稱讚すべき業績は、これを認めて報いざるべからず、善行あるものに恩賞を與へ、惡事をな

すものに對しては正しき裁判を行ひ、斯の如くして諸役人を獎勵して正しい事をさせねばならぬと言つた。陛下の顧問官達はこの議に賛成し、オーヤ・リゴールに新王に忠誠を誓はせ、榮譽の徽章その他多數の贈物と共に、最も美しい若い婦人數名を國王の名を以て贈り、特に（暹羅の風習に従ひ）結婚すべきものを一名與へることに決した。

國王はオーヤ・リゴールに報ゆるため物を贈

り、その勢力を怖れて密に彼を毒害せしむ

命令に従つて贈進された品々及び若い娘達は、立派に整へてリゴールに送られたが、國王はオーヤ・バルケランに命じて、罷免された長官に書翰を與へ、若し日本人長官並に亂暴な日本人の多數を除くことが出来れば、陛下の恩恵を被つて再びリゴール州を治められるであらうと傳へさせた。オーヤ・リゴールは國王より惠與を受け、その光榮に満足したが、若き王が弑せられ、カラホムが彼と協議せず國王に選ばれて戴冠したことを喜ばず、

大に悲歎し、この殺害行爲と不當な選舉は報復せねばならぬと思つたが、この心を外に現はさず、祝典を擧げ多くの祝祭日を設けた。彼は大に前の長官を疑つて之に接することを避け、その來訪を禁じたが、その兄弟オブラ・ナリットは附近に留め置いて、時々面會を許した。その後オーヤ・リゴールはパタニ人來襲の際、その脚に傷を受けて疼痛が甚だしかつたが、オブラ・ナリットは好意を装うて藥を以て治療し、長官は殆んど全治するに至つた。然るにその婚禮の當日、最大なる歡喜と光榮を感じ、その幸福が絶頂に達した時、不幸も亦最も近づき、諸人皆歡喜に満ち少しも不幸の接近に氣付かなかつた時、オブラ・ナリットは彼の脚に毒の膏藥を貼つて毒害した。これに因つて彼は數時間後に（部下日本人の悲しむ所となつて）死亡した。

死したる長官の子オコン・セーナビモクは不法にも父の地位に就いて國王に叛く

毒害された日本人の子は約十八歳の青年で、性質良く、外貌も立派であつたが、オコン・セーナビモクと稱し、自立して長官となつてその父に代り、舊長官を捕へ（彼がその父を殺したといふ嫌疑に因り）之を殺して恨を報いんとした。併し舊長官は善く立ち廻はり、若き日本人の頭より一切の嫌疑を除き、その長女を嫁せしめ如何なる場合にも互に助けることを誓つた。是に於いて男は日本人なるその子に、暹羅國王が彼の父を絶對の王又君主としてリゴール州を支配させたのであると言ひ、これに依り彼が（その長子として）父の跡を繼ぐことは當然であると説いた。右の青年並に日本人中の或るものはこれを信じ、主君の死に對する悲歎を少しく緩和し、彼の進言に基いて一切の準備を進めるに至つた。青年は官職の空位を補充し、昵近者の中に金銀の器、金の劍その他名譽の徽章を頒ち、オーヤ・オブラその他の爵位を與へ、又一般市民の面前に於いて公に戴冠し、國王と認められ又忠誠の誓の印として彼等に祝福された水を飲ましめる日を定めた。舊長官は一方にはリゴールの日本兵の隊長であつたオコン・シルウイ・アグウォット（恐ろしい日本人）をその婿に反對して起たせ、青年は長官となる價值がなく、オコン・シルウイが當然

統治に當るべきであると説いた。オコン・シルウイはこれを聞いて起ち、擁立された長官に反對して武器を取つた。そこで日本人達は互に争ひ、或るものは殺された。

オコン・セーナビモクは戴冠してリゴールの王となりしが、貴族はこれを承認せず

舊長官は日本人が右の如く二派に分れたことを見て、更に彼等を遠ざけ又は滅し盡す手段を講じ、貴族及び人民に日本人が傲慢粗暴であることを説き、リゴールの統治は世襲ではなく選任に依るもので、その選任は陛下の権限にあるから、日本人は繼承の権利のない反逆者であり、國王の名と權威は彼等に依つて冒瀆されるであらうと言ひ、若し十分思慮を廻して日本人の計畫を妨げねば、彼等一同は暹羅の宮廷の怒に觸れ、その地位及び生命は危険に瀕するであらうと嚇した。リゴール人等はこの意見に注意を惹かれ、貴族は戴冠の日に宮中に出ず、日本人の統治を認めず又その優越なることを承認せぬことを決議し

た。日本人等は戴冠式に必要な一切の準備を整へ、度々貴族を促したが、定められた日には一人も参内しなかつた。併し擁立された日本人は戴冠して日本人等の間にはリゴールの王と認められ、諸人が國王に相當した敬意を表するため参内し、誓の水を飲み、敬禮を行ふやう一般に布告した。リゴール人は彼が暹羅國王に叛いて擁立されたものである故、合法的に任官されるまでは承認せず、尊敬も亦服従もせぬと言つて直に拒絶した。

リゴールに於ける恐ろしき殺戮及び破壊

舊長官が日々刺戟を與へ又巧妙に誘導したため、リゴール人の日本人に對する憎惡は益々加はり、双方防禦及び攻撃準備を整へて勝利を收めんと計つた。オコン・シルウイ・アグウォットは舊長官が日本人の破滅と自己の名譽を求めて巧に彼を欺いたことを知つて、部下と共に再び日本人に味方し、舊長官をその邸に襲つて己の手を以て彼を斃し、その邸内に出會つたものを皆殺した。それで日本人とリゴール人との間に恐しい殺戮が行はれ、

双方共多數が斬殺された。そして日本人は死物狂となつてリゴール人を敗走させ、市の大部分を焼き拂つて掠奪を行つた。この鬭争と恐ろしき殺戮の後、戴冠した日本人は逃亡者に對して大に好意を示し、各人はその財産（なほ存在せる）を回收し平和と自由の中にこれを所有し得ることを約束して彼等を招いたが、信ずるもの少く支那人若干の外還る者はなく、リゴール人は附近の町及び平野に留り、リゴール市は破壊された憫な谷と見えた。擁立された日本人とオコン・シルウイとは再び最高の地位と統治を争ひ、屢々部下を率ゐて對手を攻撃したため、多數の人が殺され、正しき神の罰として自滅し、又高き地位を望んで止まなかつた日本人オコン・シルウイは鬭争中に死してその敵を喜ばせた。日本人等はリゴールが彼等に多くの利益を齎さぬことを認め、又暹羅王はその領内に彼等を留め置かねであらうと考へ、この市を棄て、カンボヂヤに向つた。因て暹羅王國は多數の不羈で粗暴な悪徒の煩を免かれ、國王、大官及び市民は大に喜んだ。

日本人の没落と暹羅よりの逃亡

國王及び廷臣は日本人の破滅と逃亡を喜び、リゴールに於ける殺戮及び破壊については多く顧慮しなかつた。悪徒の所行は慘忍であつたが、若干人はカンボヂヤその他逃亡先より再びユヂヤに歸つても少しも罰を受けなかつた。この間に殺された日本人大佐のジャンク船が、多額の資金を載せて日本より歸つて來た。王は主として（或る人達の主張に依れば）日本人に不安の感を興へて暹羅の地を去るに至らしめんため、同船を沒收したが、失望の餘り亂暴を働かんことを虞れ、ジャンク船をこれに載せたものと共に解放して日本人の間に分たせ、その上にジャンク船一艘を彼等に賣渡し、自由に貿易をすることを許した。併し悪徒等は復讐の心に満ち、再び國王の許に赴いて大王の時代になしたと同様の亂暴を働くであらうと公言した。陛下は彼等の惡計と決死の心を傳へ聞き、突然一六三〇年十月二十六日夜中（ユヂヤ市の附近の地は河水が溢れたため浸水してゐた）日本人居住區